

## 議案第 9 号

### 大口町総合計画の策定について

大口町総合計画を別紙のとおり定めることについて、大口町まちづくり基本条例（平成 21 年大口町条例第 13 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

大口町長      鈴木 雅 博

#### （提案理由）

この案を提出するのは、大口町まちづくり基本条例第 2 条第 8 号に規定する総合計画を定めるため必要があるからである。

# 第7次大口町総合計画（案）

2016年度（平成28年度）～2025年度（平成37年度）

みんなで進める自立と共助のまちづくり

大口町



## 《 目 次 》

### 第 1 編 序論..... 1

- 第 1 章 計画の概要 ..... 1
- 第 2 章 計画策定の背景 ..... 3

### 第 2 編 基本構想..... 13

- 第 1 章 まちの将来像と基本理念 ..... 13
- 第 2 章 まちづくりの尺度 ..... 15
- 第 3 章 まちづくりの基本目標と施策の大綱 ..... 24

### 第 3 編 基本計画..... 28

#### 【総論】

- 第 1 章 将来人口 ..... 28
- 第 2 章 土地利用の方針 ..... 33
- 第 3 章 まちづくり戦略 ..... 37
  - まちづくり戦略 1 『若い世代の定住・子育て支援』 ..... 38
  - まちづくり戦略 2 『健やかな暮らしづくり』 ..... 41
  - まちづくり戦略 3 『活力ある産業づくり』 ..... 44

#### 【分野別計画】

- 第 1 章 次代を担う子ども・若者の育成 ..... 46
  - 第 1 節 子育て環境の充実 ..... 46
    - 1 子育て・子育て支援 ..... 46
  - 第 2 節 学びの基礎をつくる ..... 52
    - 1 学校教育 ..... 52
  - 第 3 節 青少年の育成 ..... 58
    - 1 青少年健全育成・家庭教育 ..... 58
- 第 2 章 健康で安心な暮らし ..... 62
  - 第 1 節 健康 ..... 62
    - 1 母子の健康づくり ..... 62

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 2 成人の健康づくり .....                     | 66  |
| 3 医療・感染症予防 .....                     | 71  |
| 第2節 福祉 .....                         | 74  |
| 1 高齢者福祉・介護保険 .....                   | 74  |
| 2 障がい者（児）福祉 .....                    | 80  |
| 3 地域福祉 .....                         | 85  |
| 第3節 社会保障 .....                       | 90  |
| 1 福祉医療 .....                         | 90  |
| 2 低所得者世帯の自立・生活支援 .....               | 92  |
| 3 公的医療保険・年金 .....                    | 94  |
| 第3章 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する .....       | 97  |
| 第1節 安全安心の地域社会形成 .....                | 97  |
| 1 消防・防災 .....                        | 97  |
| 2 防犯 .....                           | 102 |
| 3 交通安全 .....                         | 105 |
| 4 消費生活 .....                         | 108 |
| 第2節 生活基盤 .....                       | 111 |
| 1 道路・交通 .....                        | 111 |
| 2 市街地の形成 .....                       | 116 |
| 3 住宅 .....                           | 119 |
| 4 上・下水道 .....                        | 123 |
| 第4章 人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する ..... | 128 |
| 第1節 生涯学習の推進 .....                    | 128 |
| 1 生涯学習 .....                         | 128 |
| 2 文化遺産の保護・継承 .....                   | 132 |
| 3 図書館サービスの充実 .....                   | 136 |
| 4 スポーツ .....                         | 141 |
| 第2節 男女共同参画 .....                     | 145 |
| 1 男女共同参画 .....                       | 145 |
| 第3節 多文化共生・交流・平和 .....                | 148 |
| 1 多文化共生・交流 .....                     | 148 |
| 2 平和行政 .....                         | 151 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 第5章 未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する | 152 |
| 第1節 環境保全                    | 152 |
| 1 環境負荷の少ない地域社会の形成           | 152 |
| 2 廃棄物・リサイクル                 | 157 |
| 3 水辺環境の整備・活用                | 161 |
| 4 公園・緑地と景観                  | 164 |
| 第2節 産業・経済                   | 168 |
| 1 農業                        | 168 |
| 2 商工業                       | 172 |
| 3 勤労者福祉                     | 175 |
| 第6章 持続可能な地域経営               | 178 |
| 第1節 まちづくり                   | 178 |
| 1 地域自治                      | 178 |
| 2 住民協働                      | 181 |
| 第2節 行財政経営                   | 185 |
| 1 行政経営                      | 185 |
| 2 財政運営                      | 190 |
| 第3節 情報発信・共有                 | 193 |
| 1 広報・広聴                     | 193 |
| 2 情報公開・個人情報保護               | 196 |

|            |            |
|------------|------------|
| <b>資料編</b> | <b>199</b> |
|------------|------------|

|         |     |
|---------|-----|
| 1 用語の解説 | 199 |
|---------|-----|



# 第1編 序 論

第1章 計画の概要

第2章 計画策定の背景



# 第1編

## 序論

### 第1章 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨・目的

総合計画は、私たちのまち大口の将来像を示したまちづくりの羅針盤であり、町が目指すまちづくりの方向性や、それを実現するための施策などを定める町の最上位計画として位置づけられます。

本町では、2005（平成17）年度に第6次大口町総合計画を策定し、「輝く水と緑 元気な暮らし広がる自治のまち おおぐち」を目指して、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を基本理念に、町民との協働によるまちづくりを基本として各種施策を展開してきました。

人口減少社会が本格化する中で、比較的利便性の高い地理的条件と力強い産業力等を背景に本町では、依然として人口増加傾向が続いています。しかしながら、本町でも高齢化率が21%を超え、超高齢社会に突入しました。また、今後20年も満たないうちに人口減少時代を迎えることが予想されています。こうした人口動態を背景に、将来的には、地域活力の低下が懸念されます。また、東日本大震災を経験し、安全・安心に対する住民の意識も高まり、コミュニティの役割がますます重要になっています。

本町においては、2009（平成21）年6月に施行された「大口町まちづくり基本条例」に基づき、住民と行政の協働により地域の課題に対応するため、地域自治組織によるまちづくりを推進しています。こうした取り組みを着実に推進し、現状の地域課題に引き続き対応するとともに、これからの社会経済情勢を踏まえた新たな課題に対応したまちづくりが求められます。そのため、第6次大口町総合計画に引き続き、新たな町政運営の目標とその達成に向けた施策を明らかにする「第7次大口町総合計画」を策定するものです。

## 2 計画策定のねらいと特徴

### (1) 全ての計画の最上位に位置づけられる計画（羅針盤）

新たな時代を見据えた本町独自の普遍的なまちづくり理念や将来像を描き、その実現に向けた個々の計画や取り組みの最上位計画として、目標の実現に向けた具体的な施策や事業、目標指標などを総合的・体系的に示した計画とします。

### (2) 人口減少社会に向き合う計画

人口減少社会に着実に向かいつつある時代であるからこそ、人（住民）をまちの「財」（＝宝）として捉えることが大切です。住民一人ひとりが尊厳を持ち、互いを尊重しつつ、気力・体力・知力にあふれる「人財」の発掘と養成によって、これまで培ってきた協働のまちづくりのより一層の発展を目指す計画とします。

※第7次総合計画では「人材」を「人財」と表現しています。

### (3) 将来に向けて実行性と戦略性のある計画

少子高齢化のより一層の進行等を背景として、今後は様々な社会問題、地域課題等が顕在化することが懸念されます。こうした厳しい時代を乗り越え、本町の強みを活かして、将来にわたり持続可能な行政経営・地域経営を目指した計画、選択と集中による総合的かつ戦略的な施策・事業展開を目指す計画とします。

## 3 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「行政経営計画」の3部門で構成します。

#### ◆基本構想

基本構想は、中長期的に目指す大口町の将来像を描くとともに、まちづくりの理念や目標、町政運営の方向性を示すものです。計画期間は、2016（平成28）年度から2025（平成37）年度までの10年間とします。

#### ◆基本計画

基本計画は、基本構想で示した将来像や目標の実現に向け、分野ごとに町が取り組む施策の方針や内容を示すものです。計画期間は、2016（平成28）年度から2025（平成37）年度までの10年間とし、中間年度において進捗状況进行评估し見直しを行います。

#### ◆行政経営計画

行政経営計画は、基本計画で示した施策に基づき実施する事務事業について、その内容、事業量、事業費を、財政と連動させながら具体的に示すものです。計画期間は3年間とし、毎年度見直ししながら作成します（ローリング方式）。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 大口町をとりまく社会潮流の変化

#### (1) 人口減少と超高齢社会の本格化

我が国全体の人口は、2004 年をピークに減少傾向に転じ、2050 年頃には1 億人を下回ると推計されています。また、平均寿命も延び、単身世帯や高齢者世帯も増加するとともに、未婚者の増加等を背景に少子化が進行する中で、国の施策も、少子高齢社会や人口減少社会を踏まえたものに転換が図られています。

今後、本格的な人口減少期に入り、人口に占める年齢構成の割合も大きく変化する中で、特に、生産年齢人口（15～64 歳人口）の減少は、社会全体の活力低下や産業・消費の低迷など、住民生活全般に大きな影響を及ぼす要因となっており、その対応が課題となっています。

#### (2) グローバル化の進展に伴う社会・経済環境の変化

金融や製造分野のグローバル化に伴い、企業の国際競争力の強化が求められるとともに、世界的な金融不安や東日本大震災の影響により、企業活動を縮小する事業者が増加し、雇用情勢にも変化が現れています。また、リニア中央新幹線の開通（2027（平成 39）年）に向けて、今後名古屋駅周辺の開発ポテンシャル\*の向上が期待される一方で、東京圏へのストロー現象\*に対する懸念なども指摘されています。

こうした変化に対応するため、今後の成長が見込める次世代型産業の振興を図るため、本町を含む中部地方では航空宇宙関連産業の集積によるクラスター形成\*の着実な推進が進められつつあります。また、都市の活力や成長力の維持・発展に不可欠となる安定した雇用環境の確保の面からも、産業政策の強化が求められています。

#### (3) 日常生活における ICT の浸透による暮らしの変化

地上デジタルテレビ放送の開始や、パソコン・携帯電話・ICT\*家電の普及など、情報通信技術の発達により私たちの暮らしの中に ICT が浸透し、情報の入手・発信手段、コミュニケーションや消費・就労行動など、日常生活が大きく変化しています。

こうした状況を受け、ICT のさらなる利活用を推進する方針を国としても打ち出しており、民間サービスの高度化はもとより、行政分野における積極的な ICT 化が求められています。

#### (4) 危機管理的要素の多様化の進展（マルチハザードの時代）

近年、国内外で大規模な災害が多発するとともに、台風や局地的な豪雨に伴う水害・土砂災害も各地で頻発しています。当地域においても、南海トラフ地震の発生が懸念されており、自治体のみならず企業における減災・防災の取り組みを一層進めるとともに、地域における自主防災力の強化が求められています。

さらに、テロや大事故、感染症の拡大、食品の安全への不安、高齢者や子どもなどの弱者を

狙った犯罪の増加など、社会をとりまく危機的要因が多様化している状況及び時代的背景（マルチハザード社会）の中で、こうした危機に対処できる社会環境の整備が課題となっています。

### （５）多様化する環境問題と求められる環境共生

地球温暖化や気候変動への対応、エネルギー資源の制約、生物多様性の保全など、環境問題が世界的に多様化・深刻化する中で、日常生活において省エネやリサイクルなどの環境にやさしいライフスタイルが浸透するとともに、企業においても省エネ・省資源や新エネの導入、さらには廃棄物を出さないゼロ・エミッションの取り組み、再生可能エネルギーを活用した新たな環境技術の研究開発などの取り組みが進んでいます。

今後の持続可能で活力ある社会の構築に向けて、地域経済やまちづくりにおける環境配慮の視点が不可欠であり、環境保全に向けた循環型社会の構築が求められています。

### （６）子どもを取り巻く社会環境の変化

子どもたちを取り巻く環境は、保護者の育児不安の増大や児童虐待の増加、いじめ、非行、不登校、ひきこもり等の問題行動、子どもを狙った凶悪犯罪増加、少年犯罪の凶悪化・低年齢化など、様々な問題を抱えています。また、地域共同体の意識の希薄化などにより、地域における子育てや教育を支える力が低下するとともに、所得格差の拡大や家族形態の変化に伴う教育格差や貧困の連鎖などが社会問題となっています。こうした状況が、子どもにも、親の子育てにも大きな不安をもたらしています。

今後は、学校教育や家庭教育の重要性はもちろんのこと、地域住民やNPO団体、企業など、多様な主体が、地域社会全体で子育てや教育をサポートし、次代を担う人財育成に取り組む必要があります。

### （７）地方分権と地域主体のまちづくりへの対応

地方分権の推進により、住民に身近な地方自治体が、地域の特色を活かして自らの判断と責任で自主的・主体的な行政運営を行えるよう、国や県から市町村への事務・権限の移譲が進められるとともに、地方税財源の充実強化などの取り組みが進められており、今後も一層の推進が求められています。

一方で、ボランティア意識の高まりとともに、住民による新しい公共や協働の概念も徐々に広がりを見せ、地域課題の解決に取り組む住民や地域の取り組みが活発化するとともに、様々な分野で専門性の高い公益的活動に取り組むNPO団体の存在感も高まっています。

今後、少子高齢化や住民ニーズの多様化・高度化などを背景に、行政だけが公共を担う従来の仕組みでは、まちづくりを進めることが難しくなっていることから、自己決定と自己責任による行財政運営を進めるためには、多様な担い手の協働による地域主体のまちづくりの重要性はさらに高まっていくことが予想されます。

### （８）社会経済情勢の変化と行財政の悪化への対応

地方財政は、人口減少や少子・高齢化の進展とともに、税収の増加が期待できない一方、

社会保障費などの義務的経費や老朽公共施設の修繕などによる歳出の増加が進み、深刻な状況が続いています。

さらに、消費や生産を支える生産年齢人口の減少などで経済は低成長期にあり、雇用も改善が見られるものの非正規雇用が拡大するなど、今後も大きな経済成長は困難との予測も聞かれます。

今後、本町として安定的な行財政運営を持続していくためには、税収等の増加を図るとともに、行政能力の向上や効果的・効率的な行政運営を推進するなど、より一層の行財政改革に取り組んでいく必要があります。

## 2 大口町特性

### (1) 農商工のバランスのとれた豊かなまち

本町は、愛知県の西北部、名古屋市より直線距離にしてわずか20km圏内に位置しています。昭和30年代頃までは、稲作と副業としての養蚕が中心の純農村地域でした。しかし、昭和30年代初頭頃に住民ぐるみで企業誘致に積極的に取り組み、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて我が国の産業の大動脈である東名・名神高速道路とこれに接続する国道41号が開通したことが相まって、その後も企業進出が進みました。そして、今では、金属、繊維、工作機械や自動車関係の企業を中心に200社を超える企業が立地する産業のまち、財政力と町民所得が高いまちになっています。

その企業誘致手法の特徴は、経済不況による影響が生じないようにするため、また、企業間の競争意識を喚起するため、多様な業種の企業の誘致と同業種の企業を複数誘致するよう配慮した点にあり、こうした先人の知恵と苦勞が現在の本町の豊かさの源泉になっています。

一方、農業については、米価格の下落が続く中で厳しさを増してきているものの、県下でも農地の利用集積が進んでおり、稲作を中心とした大規模な土地利用型の農業経営が行われています。また、隣接する扶桑町と共に県下唯一の六条大麦の生産地を形成しています。

商業については、純農村地域であった本町では、いわゆる商店街は形成されていませんが、郊外型のスーパーマーケットが町内にバランスよく進出しており、住民の日常生活の利便性を支えています。

### (2) 安全・快適で暮らしやすいまち

本町は、犬山扇状地の東南部に位置し、北端の海拔40mから南端の海拔15mへとゆるい傾斜になっていますが、ほぼ平坦で大規模な河川もなく、これまで大きな風水害や土砂災害をあまり受けたことがありません。また、1891（明治24）年に発生した濃尾地震では、本町でも建物の倒壊があったことなどの被害の記録もあり、南海トラフ地震の防災対策推進地域には指定されていますが、東海地震の強化地域の指定地域にはなっておらず、さらに沿岸部からも離れていることから、津波被害や液状化等を含めた大地震による被害リスクが比較的低い地域です。行政区といった地域組織も比較的しっかりしており、地区単位の自主防災・自主防犯活動も盛んになりつつあります。

一方、住環境面等についてみると、1世帯当たりの住宅の延べ床面積は、愛知県平均を上回っており、今なお市街地周辺には、田園環境が広がっており、ゆとりある居住環境が享受できるまちであるといえます。

### (3) 子育て支援や教育が充実したまち

本町でも少子化が進行していますが、合計特殊出生率は全国や愛知県よりも上回っており、子育て世代にあたる30歳代から40歳の人口構成比は比較的高く、転入超過傾向にあります。中には、子育てしやすいことを理由に本町で住宅を購入する子育て中の世帯も見受けられます。

実際にこれまで本町では、拡大する子育てニーズに対応するため、増加傾向にある0～2歳

児保育クラスの拡大や休日保育の実施、医療機関への委託による病児・病後児保育の継続実施など、保育サービスの充実を図ってきました。また、子育て情報誌「ぎゅっと」の発行や赤ちゃん抱っこ事業、ドアノッキング事業、おおぐちっ子まつりの開催などといった本町独自の事業を住民やNPO団体、地域住民等との協働により実現してきました。

一方、教育については、「大口の子は大口で育てる」を合言葉に、学校・家庭・地域が共に連携した教育活動の実践を進めており、その一つとして、地域住民による通学時の子どもの見守り活動も盛んです。また、ティームティーチングや重点教科臨時講師の配置、学校支援地域本部による授業や学校行事の運営サポートなど、きめ細かな教育、大口ならではの特色ある教育を進めていることが本町の特徴になっています。

#### (4) 健康で安心して暮らし続けられるまち

本町は、人口規模の割には医療機関が充実しており、人口1,000人当たりの病床数や医師数は、共に愛知県の平均を上回っています。また、高齢福祉施設も比較的充実していますが、その割には要支援・要介護の認定者数は比較的少なく、認定率は、国及び県を大幅に下回っています。さらに、健康推進員や健康づくり団体との協働による健康づくりや介護予防等の活動も比較的盛んです。このように、医療や福祉のサービス基盤は比較的充実しており、要支援・要介護状態になる高齢者も比較的少なく抑えられている状況などが本町の特徴になっています。

しかしながら、その一方で、平均寿命については、女性については愛知県下でも比較的高い水準になっているものの、男性は愛知県の平均を若干下回っています。また、病種別でみると「悪性新生物（がん）」や「心疾患」、「肺炎」が死因の上位になっています。今後、高齢化がより一層進行する中、住民の誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることができるまちにしていくことが求められています。

#### (5) 地域のつながりが強く地域自治が盛んなまち

本町では、企業誘致や土地区画整理の実施などを進めてきた結果、戦後一貫して人口が増加してきましたが、それでも、人口は2万3千人程度であり、東西約3.6km、南北約6.1kmの総面積13.61km<sup>2</sup>のコンパクトで互いの顔がわかるような小さな規模のまちです。また、未だに農村共同体的な地域住民同士のつながりが色濃く残っている地域もあります。

町内には、11の行政区があり、その地域に住む人たちの連帯により、防災や消防、防犯、ごみ処理など日常生活の中で起きる諸問題など様々な事柄を共同で解決し、住み良い地域づくりに努力しています。また、「大口町まちづくり基本条例」に基づき、3つの小学校区を単位として地域自治組織が創設され、それぞれの地域の特性や課題に応じた住民主体の地域づくり、地域自治活動が盛んに進められつつあります。

さらに、本町では、NPO団体の重要性が盛んにいわれるようになってきた2000（平成12）年には、大口町NPO活動促進条例を制定し、本町独自のNPO団体登録制度を創設するなど、NPO団体の発掘・育成と活動支援、NPO団体との協働による事業実施を進めてきました。

こうした自治のまちづくり、参加と協働のまちづくりを長年にわたって進めてきたことが本町の特徴であり、その中で生まれ、育ってきた地域組織や数多くのNPO団体等は、本町の貴重な社会資源、財産になっています。

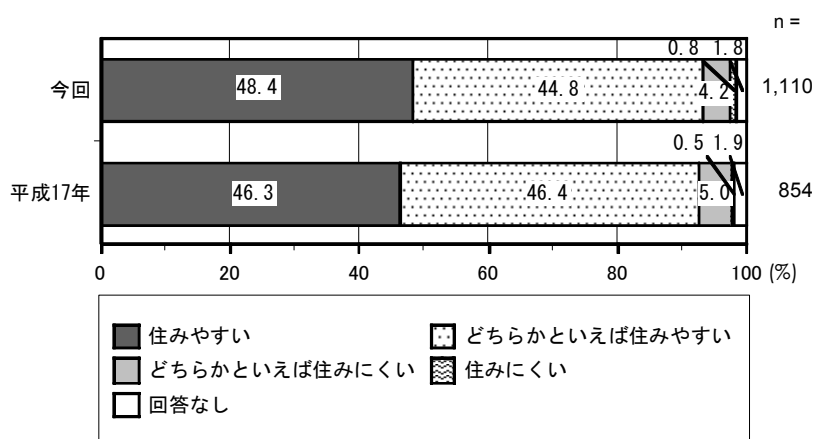
### 3 住民意識調査からみた まちづくりの課題と方向性

平成27年1月に20歳以上の大口町民2,500名を対象にして実施したアンケート調査の結果(有効回収数:1,110名、有効回収率44.4%)をもとに、現在の大口町の住みやすさや今後の定住意向、各種施策の満足度や重要度など、今後のまちづくりに対する住民の意識やニーズを整理しました。

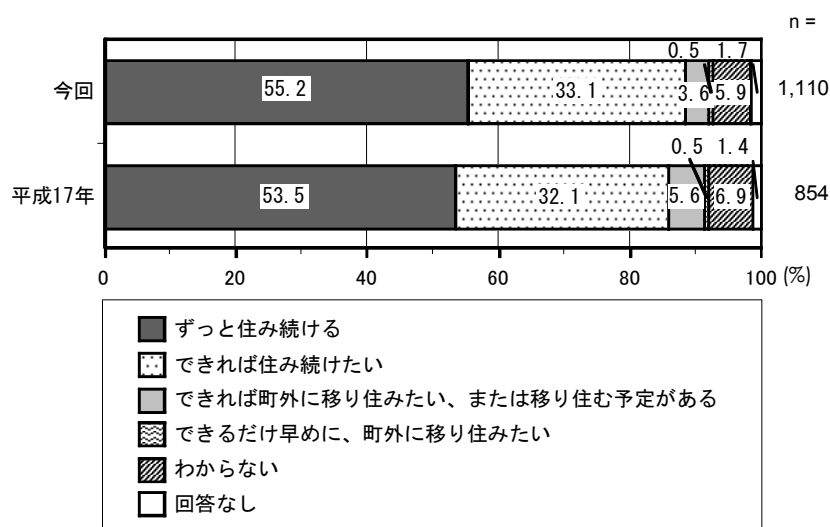
#### (1) まちの住みやすさと今後の定住意向

9割超の方が、大口町を「住みやすい」と評価しており、また88.3%が「今後も住み続けたい」と考えています。いずれも前回調査(平成17年度実施)よりも若干ですが高まっており、誰もが住み続けたいくなるような地域づくりが引き続き求められます。

##### 【大口町の住みやすさ】



##### 【今後の定住意向】

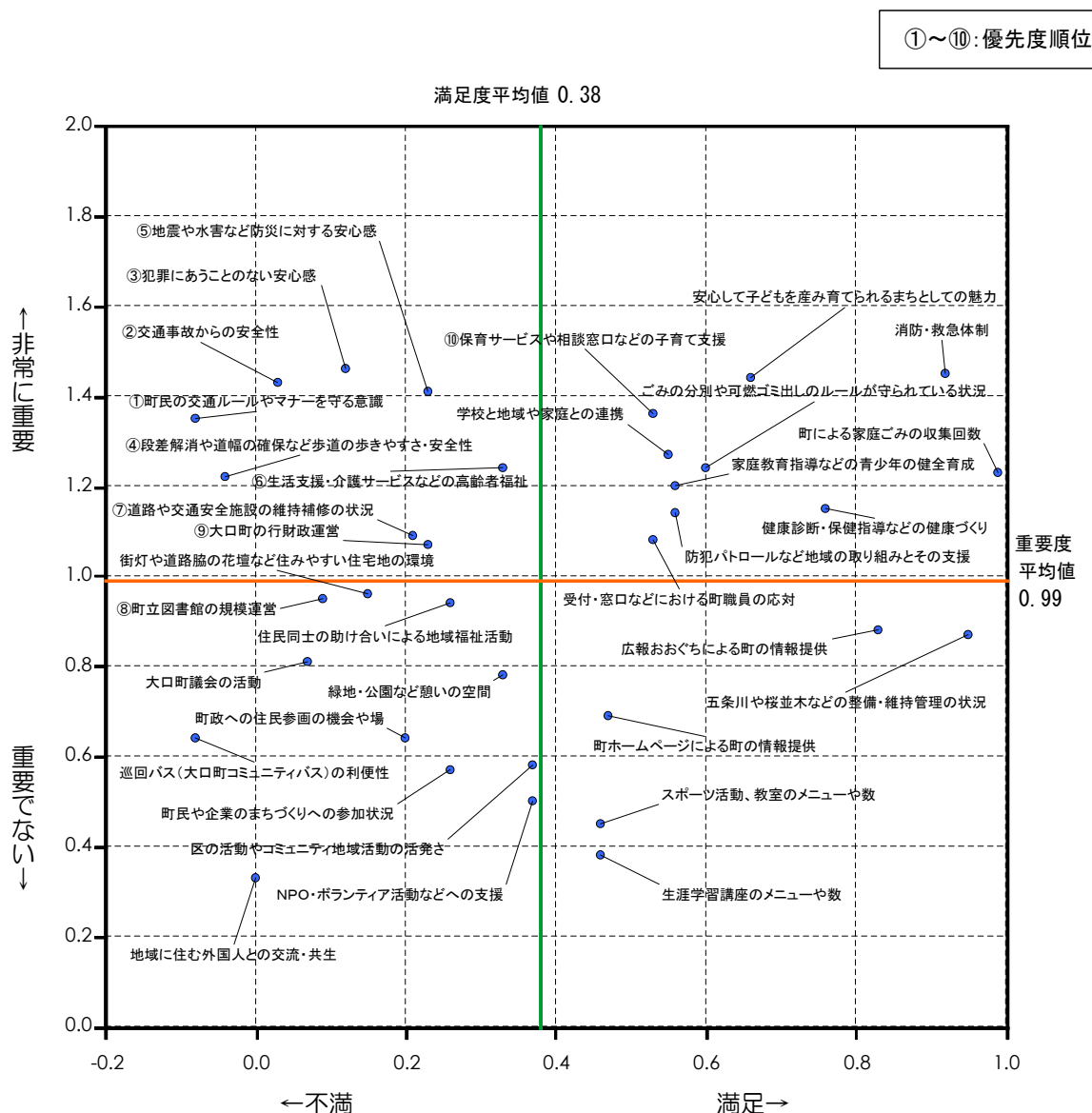


## (2) 施策の満足度と重要度

町で取り組んでいる様々なまちづくりや施策・事業の現状について、満足度が高い項目としては、「家庭ごみ収集」、「五条川の整備」、「消防・救急」、「広報」、「健康づくり」、「子育て」などの施策があげられます。

今後のまちづくりにおいて、優先度が高い（重要度が高く満足度が低い）項目として、「交通安全」や「防犯」、「防災」などの安全・安心に関する施策項目や、「高齢者福祉」やバリアフリーに関する施策項目、町の行財政運営に関する項目などがあげられています。

### 【施策の満足度・重要度】



## 【重要度の評価（施策の優先度）トップ10】

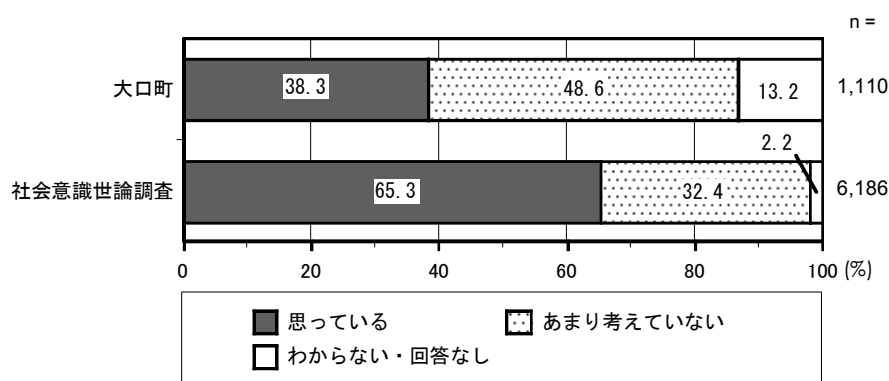
| 順位 | 項目                       | 優先度     | 満足度   | 重要度  |
|----|--------------------------|---------|-------|------|
|    |                          | 重要度－満足度 |       |      |
| 1  | 町民の交通ルールやマナーを守る意識        | 1.43    | -0.08 | 1.35 |
| 2  | 交通事故からの安全性               | 1.40    | 0.03  | 1.43 |
| 3  | 犯罪にあうことのない安心感            | 1.34    | 0.12  | 1.46 |
| 4  | 段差解消や道幅の確保など歩道の歩きやすさ・安全性 | 1.26    | -0.04 | 1.22 |
| 5  | 地震や水害など防災に対する安心感         | 1.18    | 0.23  | 1.41 |
| 6  | 生活支援・介護サービスなどの高齢者福祉      | 0.91    | 0.33  | 1.24 |
| 7  | 道路や交通安全施設の維持補修の状況        | 0.88    | 0.21  | 1.09 |
| 8  | 町立図書館の規模運営               | 0.86    | 0.09  | 0.95 |
| 9  | 大口町の行財政運営                | 0.84    | 0.23  | 1.07 |
| 10 | 保育サービスや相談窓口などの子育て支援      | 0.83    | 0.53  | 1.36 |

## （3）社会貢献意識と地域自治への参加意向

日頃、社会の一員として社会に役立ちたいと考えている割合は4割弱にとどまり、国の世論調査と比較すると社会貢献意識は低くとどまっています。

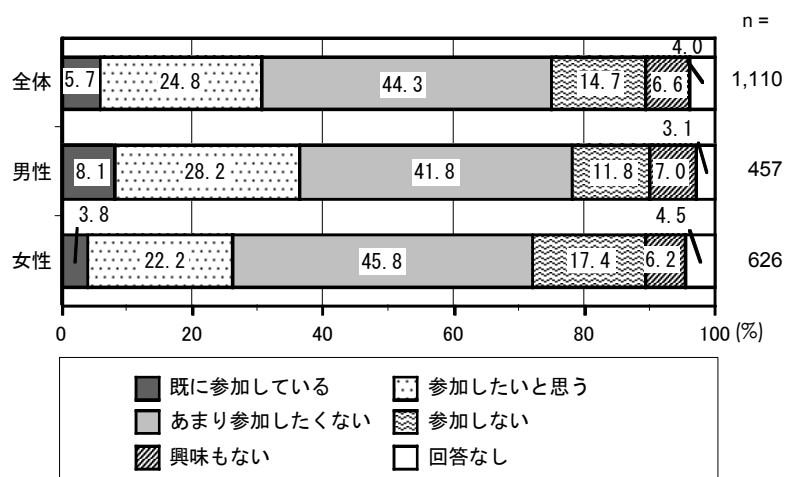
また、大口町まちづくり基本条例に基づき3つの小学校区ごとに設置され、地域活動に取り組んでいる「地域自治組織」については、既に参加している方を含めると参加意向は約3割となっており、一層の認知度の向上とともに多様な住民の参加が求められます。

## 【社会貢献意識】



社会意識に関する世論調査（平成26年1月）

## 【地域自治組織への参加意向】



## 4 大口町の主要課題

### (1) 若い世代が選択的に暮らしていきたいと思うまちづくりの展開

少子高齢化とそれに伴う人口減少が全国的に進行している中、本町では、就職期にある10歳代後半や20歳代前半の独身が多くを占める若い世代と30歳代の子育て世代の転入超過に伴う人口増加基調が続いているということが特徴になっています。このような本町の優位性を活かし、地方創生の名の下で激化しようとしている人口争奪戦的な様相の自治体間競争に打ち勝つことによって、少子高齢化に伴う人口構成の変化に予防的な対応をし、バランスある人口構成を持続させていく必要があります。

そのためには、転入超過にある10歳代後半から20歳代前半の若い世代が数年経過した後も町外に移り住むことなく、本町に定住していくようにする必要があります。就職して、結婚した後も居住していく場、子どもを産み育て、学ばせていく場として本町が選択されるような、若い世代や子育て世代にとって魅力的で住みたくなるまちづくり、子どもたちが成長して大口町を巣立った後もいずれは大口町に戻ってきたくなるまちづくりを総合的かつ戦略的に展開していくことが課題です。

### (2) 超高齢社会の本格到来に備えた「健康寿命の延伸」につながる 健やか長寿のまちづくりの展開

本町は、超高齢社会に突入したものの、今のところ県下でも高齢化率が低い水準にあり、超高齢社会がもたらす諸問題が顕在化、深刻化する前に先手を打つ時間的猶予があるといえます。こうした本町の優位性を活かし、高齢化があまり深刻ではない今の段階から、「健康寿命の延伸」による、多くの住民が介護なしで長寿を全うできる健やか長寿社会を目指したまちづくりを進めていくことが重要です。

そのためには、健康づくりや介護予防の充実はもとより、生涯スポーツや生涯学習を通じた生きがいづくり、高齢者や高齢者に仲間入りする前からの社会参加や社会貢献の機会提供、支え合い・助け合いによる「小地域を基本単位とした地域福祉活動」の推進など、分野横断的な施策・事業を総合的に実施することによって、避けられようもない超高齢社会の本格化に戦略的に対応していく必要があります。

### (3) 先人が培ったものづくり産業の豊かさと活力の維持・発展

現在の本町の経済的な豊かさは、50数年前に、先人が知恵と努力によって進めた企業誘致と土地改良が土台になっています。この豊かさの土台を承継するだけでなく、さらに一歩充実・発展させて将来世代に対する贈り物としていくことが現世代の住民の責務であるといえます。

そのためには、広域交通網の要衝の地であり、しかも、航空宇宙産業の集積拠点である県営名古屋空港周辺等と至近にあり、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の一端を担うという好立地条件にある本町の優位性を活かし、2027（平成39）年のリニア中央新幹線の開業のインパクトも視野に入れつつ、新たな産業の誘致・立地誘導と既存企業の事業用地拡張支

援の推進などの産業振興を戦略的に進めていく必要があります。

また同時に、企業集積に伴う慢性的な交通渋滞問題や居住環境の悪化、交通事故増加の懸念といった負の側面に十分配慮しながら、周辺環境と調和した産業振興を図っていくことが大切です。

#### **（４）災害不安や犯罪不安等のない安全・安心な地域づくりの推進**

本町は、これまで大きな風水害や土砂災害をあまり受けたことがなく、災害リスクが比較的低いまちです。しかしながら、南海トラフ地震の発生とそれに伴う被害の危険性があり、また、2011（平成23）年に発生した東日本大震災の教訓もあって、住民の地震や水害など防災に対する期待は高水準にあります。災害に強いライフライン・インフラの確保や公共施設や住宅の耐震化を進めるとともに、防災意識の高揚と自主的な防災活動の一層の推進や組織体制強化を図ることなどが課題となっています。

また、本町には、国道41号や国道155号といった幹線道路が多いこともあり、人口1,000人当たりの交通事故の発生件数が愛知県や類似都市に比べて多く、ハード・ソフト両面からの交通安全対策の推進が課題となっています。

さらに、高齢者や子どもなどの弱者を狙った犯罪や動機が明らかでない凶悪犯罪が全国的に顕在化している中、防犯対策の強化を地域ぐるみで進めていく必要性がより一層高まってきています。

#### **（５）持続可能で将来世代に負担を残さない自立と協働の地域経営の推進**

高齢化の進行に伴う見守りや介護等の問題、防災・防犯等の安全・安心に関する問題など、行政だけでは解決できない地域課題がより一層顕在化しつつあります。また、今後、財政状況がますます厳しい局面を迎えることが予想されます。このような状況にある中、地域のことは地域で考え、地域住民やNPO団体等が自ら解決していく「自立と共助」によるまちづくりが今まで以上に求められるようになってきます。このため、NPO団体等の育成や活動支援の継続的实施、地域自治組織の体制強化と活動のより一層の活性化など、自立と共助、協働のまちづくりを進化・発展させていく必要があります。

また、介護費等の社会保障費の増大や高度成長期以降に整備してきた社会資本の老朽化に伴う維持管理や更新コストの増大に伴う財政負担の拡大が懸念される一方で、人口減少の進行に伴う労働人口の減少や市場規模の縮小等によって、税収の増加もあまり期待できない状況が予想される中、既存ストックの有効活用や計画的なアセットマネジメント\*の実施、広域連携の強化による、効率的な行政経営と健全で持続可能な行財政運営がこれまで以上に強く求められています。

## 第2編 基本構想

第1章 まちの将来像と基本理念

第2章 まちづくりの尺度

第3章 まちづくりの基本目標と施策の大綱



## 第2編

## 基本構想

### 第1章 まちの将来像と基本理念

#### 1 まちの将来像

すべての住民が夢を抱き、誇りと生きがいを持ちながら幸せに住み続けるまちを展望し、まちの将来像を次のように定めます。なお、大口町が目指すまちの将来像については、不変であり、短期的に変更すべきものではないと考え、第6次大口町総合計画で掲げたまちの将来像を、第7次大口町総合計画においても引き続き掲げていきます。

### 輝く水と緑 元氣な暮らし広がる 自治のまち おおぐち

#### 輝く水と緑

五条川の桜や鎮守の森を始め公園の木々や水田など多くの水と緑が私たちの周りにあふれています。これは、人の手によってつくられ、守られる自然であり、これからもずっと私たちが育てていかなければならないものです。

輝く水と緑を象徴に全ての自然と生活の環境がきれいな姿であってほしいという願いを込めています。

#### 元氣な暮らし広がる

元氣は、住民が健康で元氣、住民の活動が多様で元氣、世代や性別を越えた住民同士の交流や国境を越えた交流が盛んで元氣、自然が美しく元氣、産業の活力があって元氣などを表現しています。

また、暮らしは、日々の生活する様と農業を始めすべての産業活動を表します。命の糧を生み出す農業と、生活の糧を支える産業が均衡を保ちつつ、産業構造の変化にも対応しながら発展し、町内各地にある事業所では、青年はもとより女性、高齢者、障がい者、外国人等がいきいき働き、個々が自立し、安定した暮らしが営まれている様子を表現しています。

#### 自治のまち

財政的にも政策立案・実施の面でも自立した、地方分権の時代、地方創生の時代にふさわしい効率的な運営が行われている地方自治体の姿を表現しています。また、住民が主体の精神的にも行動面でも自立した、多様な取り組みが行われている住民自治の姿を表現しています。

## 2 まちづくりの基本理念

のどかさや心地よさの残る田園景観、私たちの暮らしの豊かさを支えている産業、心にうるおいを与えてくれる五条川の桜並木……。これらは、先人が時代の逆境を乗り越え、たゆまない努力の積み重ねによって培われてきた大口町民共有の貴重な財産です。また、大口町を特徴づける魅力ある資源であり、みんなの誇りとなっています。

私たちは、こうした先人から受け継いだ「郷土を愛する心」や「自立の精神」と「豊かな知恵や経験」を活かして、日々の健やかな暮らしを守り育てるとともに、子どもたちの希望に満ちた新たな未来を切り開いていく必要があります。

中央集権から地方分権への潮流にある中、「地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくる」という住民自治を促進するために、本町では、まちづくりの基本的な理念やルールである「大口町まちづくり基本条例」を制定しました。また、この条例に基づき、町内全3地域に地域自治組織を立ち上げて、住民主体のまちづくりを着実に前進させてきました。これからの我が国のあり方を左右する地方創生が強く求められる今後も、行政と住民やNPO団体、企業などが力を合わせて新しい公共を創っていくことがますます重要になっています。

同時に、一人ひとりの「自立の精神」を大切にしながら、互いに思いやりのあるやさしい気持ちで見守り支え合う「共助の精神」を持つことが、超高齢社会が本格化する中、誰もが安心して幸せに暮らせる地域社会を構築していく上で必要不可欠です。

将来世代に負担を残すことなく未来に責任を持つために、地域やNPO団体、企業、行政など、まちづくりの多様な担い手による協働・連携を通じて活力のある大口の未来を切り拓くために、第6次大口町総合計画の基本理念を継承し、引き続き次のようにまちづくりの基本理念（行動規範）を定めます。

**みんなで進める自立と共助のまちづくり**

## 第2章 まちづくりの尺度

### 1 まちづくりの尺度とは

これまで大口町では、第6次大口町総合計画に基づき、「地域のことは地域住民と共に主体的に考え、判断・決定し、責任を持って実施していく」という「地方自治の原点」に立ち返って、地域の個性や現状を踏まえた独自のまちづくりを住民と共に進めてきました。

こうした考え方を踏まえながら、自主性・自立性を基本姿勢に据えて、縦割り型行政によって施策・事業を推進するのではなく、都市基盤、産業・経済、保健・福祉、教育・生涯学習、環境などあらゆる分野の施策・事業は、常に横断的な発想に立って総合的に推進していく必要があります。また、少子高齢化の一層の進行に伴って財政状況が厳しくなることが予想される中、すべてのニーズに満遍なく対応することは難しくなっており、必要性が高く優先的・重点的に進めていくべき施策・事業に経営資源を戦略的に投入していく「選択と集中」の考え方に基づく効率的で着実な効果があがる行政経営・地域経営が今まで以上に求められています。

そして、依然として変貌著しい時代を乗り越え、持続可能な分権型社会を構築し、夢と希望に満ちた輝かしい未来を切り拓いていくためには、確かなまちづくりの尺度（大切にすべき考え方・価値基準・ものさし）が引き続き必要です。

そこで、本町独自の「まちづくりの尺度」として、これまで同様の「安全」、「協働」、「共生」、「公平」、「発展」の5つの尺度に新たに「効率」を加えた6つの尺度を設定します。

これら6つの「まちづくりの尺度」の主な役割は次に示すとおりです。

## — 「まちづくりの尺度」の主な役割 —

## ① まちづくりの方向性や施策・事業を考える際の判断基準

「まちづくりの尺度」は、まちづくりの方向性を具体的に考え、施策や事業を立案・実施していく際の判断基準となるものです。いわば固定観念から脱却するためのツールとしての役割があります。

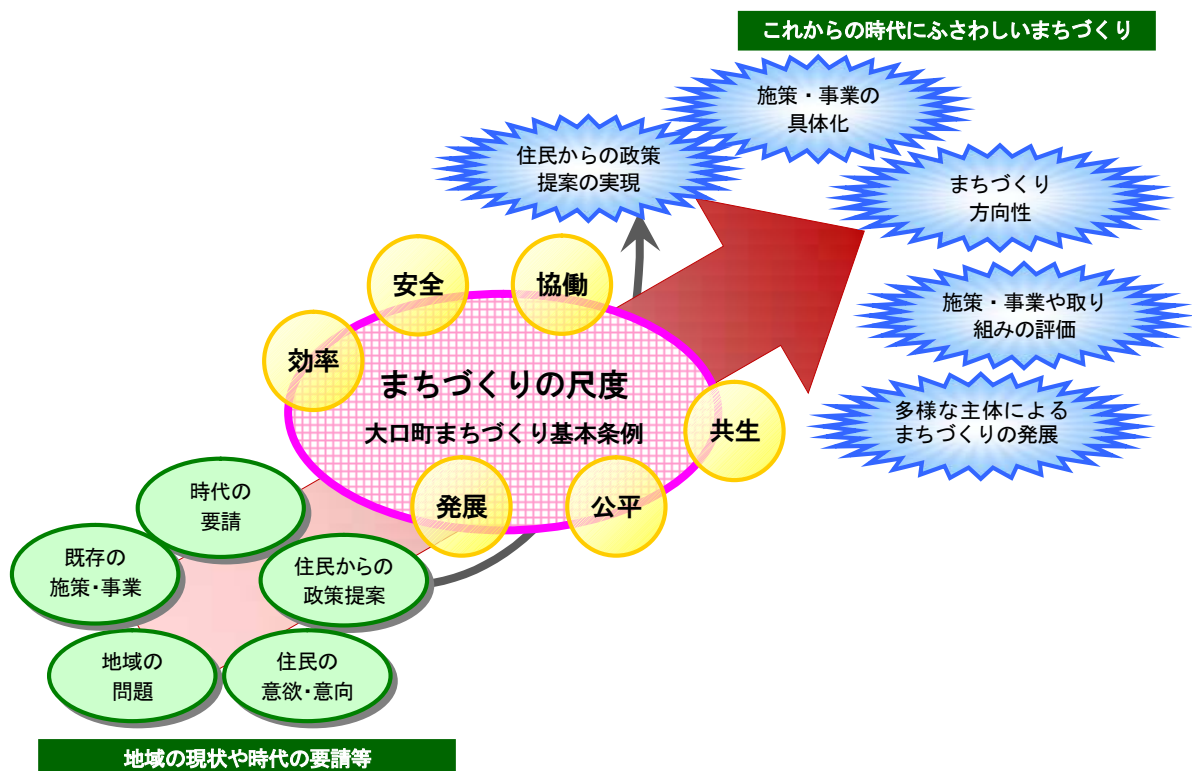
## ② まちづくりに関わるすべての主体の拠り所となる判断基準・行動規範

「まちづくりの尺度」は、本町が施策・事業を立案し、実施する場面においてのみ適用されるものではなく、住民、NPO団体、企業などまちづくりに関わるすべての主体がまちづくりに取り組む上での拠り所となる判断基準・行動規範となるものです。このため、大口町まちづくり基本条例の第12条では、「まちづくりの尺度」を大口町全体を対象とする政策の提案が住民からあった時に、その提案の必要性、実現の可能性等を検討する際の基準として位置づけています。

## ③ 施策・事業やまちづくりの活動を客観的に評価するための評価基準

「まちづくりの尺度」は、本町が実施する施策・事業や住民などが主体となって取り組むまちづくり活動をより実効性の高いものにしていくために、実施しただけでなく、事業の主体者や第三者が客観的に評価・改善などを行っていく際の評価基準となるものです。

図 「まちづくりの尺度」によるまちづくりの展開イメージ



## 2

## 6つの「まちづくりの尺度」

今後のまちづくりの方向性や施策・事業を考える際、行政をはじめまちづくりに関わる多様な主体の拠り所となる判断基準や行動規範として、6つの「まちづくりの尺度」の内容と具体的な尺度の例を示します。

## まちづくりの尺度 ① 『安 全』

- 安心で安全な暮らしは、住民一人ひとりの共通の願いです。「安全」は人々が社会経済活動や地域活動を営む上で欠くことのできない最も大切な基盤です。
- 近年、大地震の発生に対する不安が高まっています。また、台風や豪雨などの災害、悪質かつ巧妙な犯罪、車社会の進展により増加傾向にある交通事故、信頼が揺らぎつつある食の安全性など、住民の生命や財産を脅かすような問題が顕在化しています。
- このような暮らしの安全が脅かされることのない地域社会を目指すために、災害の発生時には迅速に対応し、被害を最小限にとどめるような社会システムをつくり未然に防ぐための対策などを行う必要があります。
- 住民の命と生活を守るために、引き続き「安全」をまちづくりの尺度として設定し、防災・防犯・交通安全などの分野はもとより、様々な施策・事業や住民主体の取り組みを「安全」という視点から推進します。

## 【具体的な尺度の例示】

- ☐ 地震や風水害などの災害に対し、地域の防災体制が充実しているか。
- ☐ 地域の犯罪抑止力が高まっているか。
- ☐ 安全な交通環境が整っているか。
- ☐ 精神的にも身体的にも健康な「食」環境や生活環境が整っているか。
- ☐ 住民の生活環境を脅かす課題に迅速に対応ができる体制が整っているか。
- ☐ 子どもたちが安心して学校生活を過ごせる通学・学習環境が整っているか。
- ☐ 事故発生のない安全管理体制・点検体制が整っているか（工事現場や作業現場、イベントや催し等の現場など）。

## まちづくりの尺度 ② 『協働』

- 真に豊かで質の高い暮らしを営むことができる地域社会をつくっていくためには、住民一人ひとりが地域社会の一員として地域のことに関心をもち、主体的に考え、それぞれの立場や状況に応じながら互いに協力し合う地域社会が必要です。
- また、環境問題や高齢者・障がい者福祉の問題、防災・防犯の問題など、行政だけでは解決できない地域課題が顕在化しています。その一方で、社会の成熟化や情報化の進展などに伴って住民ニーズは多様化し、増大する傾向にあります。
- このような状況の中、これらの住民ニーズすべてに行政が対応することは財政的にも組織的にも困難であり、これまで行政が担ってきた公共サービスを補完する、あるいは、新たな公共サービスを担っていくボランティアやNPO団体等の活動がこれまで以上に重要になってきています。
- これからの時代を乗り越えていくためには、地域住民やNPO団体、ボランティア、企業、行政など様々な活動主体が、それぞれの個性や能力に応じて役割を分担し、協力し合って地域社会を支えていく「協働」が必要不可欠です。
- そこで、引き続き「協働」をまちづくりの尺度とし、様々な施策・事業や住民主体の取り組みを「協働」という視点から推進します。

### 【具体的な尺度の例示】

- ☐ 計画を立案する過程や施策や事業を推進していく過程で住民の参画・参加や協働の機会が確保されているか。
- ☐ 適切な役割分担のもと、行政と住民、NPO団体などとの協働事業を実施しようとしているか。実施されているか。
- ☐ 協働のルールが定着し、協働事業を評価するしくみが整っているか。
- ☐ ボランティアや地域団体、NPO団体などの主体的な社会活動の活発化につながるか。活発になっているか。
- ☐ 住民の自治意識の向上につながるか。住民の自治意識が高まり、主体的に地域の課題を解決するようになっているか。
- ☐ 行政だけではない、新たな公共サービスの担い手の育成につながるか。担い手が育っているか。

### まちづくりの尺度 ③ 『共生』

- 私たちが豊かさを求めて行ってきた経済活動により、自動車の排気ガスなどによる大気汚染や生活排水による水質悪化など身近な環境問題だけにとどまらず、地球温暖化をはじめとした地球規模の環境問題を引き起こしています。
- 一人の人間の活動が環境に与える影響は小さいかもしれませんが、それが集まれば大きなものになります。生活の利便性や効率性ばかりを優先することなく、一人ひとりの住民が環境と調和した日常生活を営んでいくことが求められています。
- また、依然として残る男女の固定的役割分担意識、児童や高齢者への虐待、障がい者の社会参加の難しさ、学校におけるいじめ問題、増加する在日外国人と日本人との摩擦など、性別や年齢、障がいの有無、国籍などが異なることによる偏見や人権侵害などが社会問題になっています。
- 容姿や性格、性別や年齢、障がいや国籍などはそれぞれ異なっても、誰もが同じ人間であり、互いの違いや価値観を認め合い、共にふれあい・支え合いながら安心して暮らせる心温かな地域社会を形成していく必要があります。
- このように、人と環境、人と人のより良い関係づくりを目指して、引き続き「共生」という考え方をまちづくりの尺度とし、様々な施策・事業や住民主体の取り組みを「共生」という視点から推進します。

#### 【具体的な尺度の例示】

- ☐ 環境に配慮した社会基盤整備が行われ、自然と共生したまちの空間が整っているか。
- ☐ 自然にふれあい、その営みを享受できる環境が整っているか。
- ☐ 誰もが環境に配慮した行動に努めているか。
- ☐ 行政や地域社会で男女が共に参画し、対等に活躍できる社会となっているか。
- ☐ 様々な国籍や文化、習慣をもつ人々が互いの違いや価値観を認め、尊重し合う社会となっているか。
- ☐ 年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が人として当たり前の普通の生活を送ることができる地域社会となっているか。

## まちづくりの尺度 ④ 『公平』

- 行政が提供する公共サービスは、公平・平等を原則としており、誰もがある基準に基づき一定程度のサービスを継続的に受けられることを保障してきました。
- その一方で、画一化や形骸化、自立心や自主性の阻害などのマイナス面を生み、それが、受益と負担という点において不公平や不平につながるようなケースも皆無ではありません。
- 一人ひとりの住民の自主性や自立性が重視されるこれからの社会でも、最低生活保障といった極めて基礎的な部分は、これまでどおり誰もが等しく受けられる権利としてしっかりと保障する役割を行政が担っていくことが必要不可欠です。
- しかし、それ以外の部分については、民間や共助等による多様な社会サービスの選択の幅を広げるため、また、制度やシステムを持続させていくため、公共的サービスを必要としそれを受益する人が応分の負担をしながら安定的かつ持続的にサービスを利用することができるよう、これまでの「公平」のあり方を見直していく必要があります。
- また、これからは何かの社会目標に向かって頑張っている住民や地域に対し、それに見合う支援の機会が得られるような社会にすることが重要です。
- 一方、介護保険をはじめとする社会保障制度の大部分は、高齢者層向けの給付を現役層が保険料や税で負担する仕組みになっていることから、保険財政が悪化した場合に借金で賄ったりすることは、将来世代への負担につながります。また、公共施設等の社会インフラを整備する際の起債も同様に将来世代の負担につながります。
- 将来世代の過度な負担にならないようにするためには、世代間における受益と負担のバランスをとる「世代間の公平性を担保する」という考え方を基本姿勢にしていく必要があります。例えば、大きな財政的な負担が生じるような公共施設を整備する際には、常にこの考え方を踏まえながら、公債費比率が他の自治体に比べて低く抑えられている本町の特徴を維持していくことが大切です。
- このように、多様なサービスの自由な選択と努力に見合うチャンスが得られる新たな社会システムの構築、そして、世代間の不公平のない社会づくりを目指して、引き続き「公平」をまちづくりの尺度とし、様々な施策・事業や住民主体の取り組みを「公平」という視点から推進します。

### 【具体的な尺度の例示】

- ☐ 受益と負担のバランスが取れた公共サービスが提供されているか。
- ☐ 利用者が負担し利用することを原則とした公共サービスが提供されているか。
- ☐ 誰もが望めば、自由に学ぶことができる教育の機会が整っているか。
- ☐ 意欲のある団体・組織を支援する体制が整っているか。
- ☐ すべての住民に等しく暮らしの安全が確保されているか。
- ☐ 受益と負担において世代間の不公平が生じていないか（将来世代に負担のツケを先送りしていないか）。

## まちづくりの尺度 ⑤ 『発展』

- 高度経済成長期に代表される 20 世紀は、大量生産・大量消費の社会システムによって、住民生活に経済的な豊かさや物質的な豊かさ、生活の利便性の向上をもたらしました。その一方で、地球規模での環境問題や地域社会における人と人のつながりの希薄化など、様々な社会問題を引き起こしました。
- これからは、効率性や利便性一辺倒の経済発展ではなく、環境への負荷が小さい持続可能な発展を目指していくことが大切です。そして、超高齢社会の本格化、真に豊かで幸せな長寿社会の形成に向けて、地域住民の暮らしに心の豊かさや安心感、生きがいややりがい、自助・共助の意識と行動、元気をもたらすような発展を目指していくことが大切です。
- また、国が進めている諸制度の改革やその背景となっている人口減少や少子高齢化など、急速な時代変化や困難な社会課題に対応しながら確かな未来を切り拓いていくためには、行政はもとより住民一人ひとりが主体性を持って、地域の実情を踏まえ、将来に対する展望や夢を抱きながらその実現に向けて前向きな取り組みに挑戦し、改善していくことが求められます。
- このため、住民、地域、企業が自立と共助の精神を持ち、真の豊かさを求めた地域づくり、住民一人ひとりが「役立ち感」や「自己肯定感」を実感しながら元気に活躍でき、人間性を高めていける地域社会の構築と未来を創る子どもを産み育てられる社会環境、子どもたちの教育をみんなで支える活力ある地域づくりを目指します。
- このように、経済側面だけではない地域社会の活力が将来にわたって持続していくことを加味した「発展」概念を、引き続きまちづくりの尺度として設定して、様々な施策・事業や住民主体の取り組みを「発展」という視点から推進します。

### 【具体的な尺度の例示】

- ☐ 環境に調和した持続可能で地域経済の活性化につながる産業活動が生まれ、盛んに営まれているか。
- ☐ 地域経済の活性化や地域住民の暮らしの安心づくりに貢献する、住民等によるボランティア活動やコミュニティビジネスが創造されているか。
- ☐ 多様な住民活動や文化芸術活動が相乗効果を発揮しながら、活力をもって展開されているか。
- ☐ 一人ひとりの住民が「役立ち感」を実感しながら、地域社会の中で活躍する場や機会が整っているか。
- ☐ 住民の自己実現の場、自分を高めていくような機会が整っているか。
- ☐ 十分な雇用が確保され、若い世代の移住・定住が進み、人口構成のバランスがとれた持続可能な地域となっているか。
- ☐ 時代の変化や要請に応じた、スリムで住民の視点に立った行政経営が行われているか。

## まちづくりの尺度 ⑥ 『効 率』

- 少子高齢化の進行に伴う高齢者福祉サービスの増大など社会保障費を中心とした財政支出の増加や、高度成長期以降に整備してきた社会資本の老朽化に伴う維持管理や更新コストの増大が予想されます。また、防災・防犯や高齢者福祉などの行政だけでは解決できない地域課題の顕在化や住民ニーズの多様化・高度化が進んでおり、その対応がますます強く求められるようになってきています。
- その一方で、人口減少に伴う労働力人口の減少や市場規模の縮小に伴う日本経済や地域経済の退歩により、これからは、これまでのような右肩上がりの税収増加が見込みがたい状況にあります。
- 優良な企業が多く立地し、財政力のあるまちと言われて久しい本町でも、将来的な財政の見通しは決して明るくはなく、将来にわたって現在のような財政的な豊かさが担保されていく保障はありません。
- このため、今後は厳しい局面を迎えていくことを前提として、財政状況の良い現段階から将来を見据えた計画的かつ効率的な行政経営を進めていく必要があります。
- そして、財政状況が厳しくなったとしても、多様かつ高度な住民ニーズに対応しながら、将来にわたって快適に安心して豊かに暮らしていけるようなまち、輝きのある魅力的で元気なまちにしていくためには、地方自治法にも規定されているような「最少の経費で最大の効果」をあげていくことを目指して、効率的かつ効果的な行政経営と財政運営を進めていくとともに、縦割り型の行政による施策・事業推進から脱却した分野横断的な総合行政の推進に引き続き努めていく必要があります。
- また同時に、行政が行うよりも効率的かつ効果的な事業については、住民や地域団体、NPO団体、民間企業に任せていく取り組みを地域経営として引き続き進めていく必要があります。
- このように、単なる効率一辺倒の狭義の概念ではない、能率的かつ効果的に広く住民福祉の増進を高めていくという意味合いを包含した「効率」を新たな尺度として設定し、様々な施策・事業の推進や行政経営、地域経営を「効率」という視点から推進します。

### 【具体的な尺度の例示】

- 従来行政が担ってきた部分についても真に行政でなければ対応し得ないものや行政が行った方が効率的・効果的なもの以外は、NPO団体や住民団体、民間企業などへ積極的に民間委託等を行ったり、PFIなどの官民協働のための取り組みを推進したりしているか。
- 重複するような業務(二重行政的)の見直しや日々の業務の事務改善を行っているか。
- 各種電子システムによる事務処理の合理化と効率化を図る工夫をしているか。
- 限られた財源を有効活用するため、国や県の補助制度等の情報を把握し、その活用の検討を行っているか。

- 常に中長期的な視点から戦略的な考え方に基づき、施策・事業の立案やその推進を図っているか。
- 単発的に施策・事業等を実施するのではなく、分野横断的に相互に連携・協働しながら進めるなど、相乗効果の発揮を意識した事務や施策・事業の推進を実践しているか。
- 常に費用対効果や時間も含めたコスト意識を持ちながら、事務や施策・事業を実施しているか。
- 老朽化の進む公共施設の安全確保及び長寿命化を図りながら、総合的かつ計画的な施設改修等を推進し、財政負担の軽減及び平準化を図っているか。

## 第3章 まちづくりの基本目標と施策の大綱

### 輝く水と緑 元氣な暮らし広がる 自治のまち おおぐち

#### 1. 次代を担う子ども・若者の育成

- 第1節 子育て環境の充実
- 第2節 学びの基礎をつくる
- 第3節 青少年の育成

#### 2. 健康で安心な暮らし

- 第1節 健康
- 第2節 福祉
- 第3節 社会保障

#### 3. 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

- 第1節 安全安心の地域社会形成
- 第2節 生活基盤

#### 4. 人の知恵・技・情報が活きる元氣コミュニティを創造する

- 第1節 生涯学習の推進
- 第2節 男女共同参画
- 第3節 多文化共生・交流・平和

#### 5. 未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する

- 第1節 環境保全
- 第2節 産業・経済

#### 6. 持続可能な地域経営

- 第1節 まちづくり
- 第2節 行財政経営
- 第3節 情報発信・共有

## 基本目標1 次代を担う子ども・若者の育成

子育てや子ども・若者を地域全体で見守り育むことで、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるとともに、学校・地域・家庭の連携による教育力の向上を通じて、子どもたちの確かな学力や個性を伸ばし、自立して生き抜く力を育むことで、大口町の次代を担う人づくりを推進します。

|               |                |
|---------------|----------------|
| 第1節 子育て環境の充実  | 1 子育て・子育て支援    |
| 第2節 学びの基礎をつくる | 1 学校教育         |
| 第3節 青少年の育成    | 1 青少年健全育成・家庭教育 |

## 基本目標2 健康で安心な暮らし

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れたこの大口町でいきいきと自分らしく生活できるように、ライフステージに応じた健康づくりに取り組むことができる環境を整えるとともに、医療や福祉、介護等の関係機関との連携による包括的な支援体制の構築と、適切な医療・介護サービスの提供に努めます。

また、身近な暮らしにおける支え合い・助け合いの地域福祉を充実させるとともに、各種社会保障制度の啓発と適正な運用を進めることで、安心して暮らし続けられる環境づくりを推進します。

|          |                                           |
|----------|-------------------------------------------|
| 第1節 健康   | 1 母子の健康づくり<br>2 成人の健康づくり<br>3 医療・感染症予防    |
| 第2節 福祉   | 1 高齢者福祉・介護保険<br>2 障がい者（児）福祉<br>3 地域福祉     |
| 第3節 社会保障 | 1 福祉医療<br>2 低所得者世帯の自立・生活支援<br>3 公的医療保険・年金 |

## 基本目標3

## 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

災害や犯罪、交通事故などから住民の大切な生命や財産を守るために、災害に強い都市基盤の整備を進めるとともに、関係者間の連携を通じて地域の自主的な防災・防犯・交通安全活動の一層の充実を図り、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めます。

また、豊かで快適な日常生活や地域経済の発展を支えるために、効率性や安全性、環境に配慮した道路環境の整備や、既存ストックを活かした計画的かつ魅力的な市街地形成、安全・安心な住まいの確保、衛生的で良好な水辺環境づくりを進めます。

**第1節 安全安心の  
地域社会形成**

- 1 消防・防災
- 2 防犯
- 3 交通安全
- 4 消費生活

**第2節 生活基盤**

- 1 道路・交通
- 2 市街地の形成
- 3 住宅
- 4 上・下水道

## 基本目標4

## 人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する

より多くの住民が、地域での居場所や仲間を得て、生涯を通じて生きがいを持って暮らすことができるように、住民の主体的な生涯学習・スポーツ活動の充実をめるとともに、地域に根ざした歴史・文化資源の保全及び次世代への継承、図書館を核としたひと・モノ・情報・文化の交流などを推進します。

また、性別や国籍、文化の違いを問わず、誰もが地域社会の一員として互いに尊重し協力し合えるように、男女共同参画や国際交流、多文化共生を推進し、多様性を認め合える活力あるコミュニティの創造に努めます。

**第1節 生涯学習の推進**

- 1 生涯学習
- 2 文化遺産の保護・継承
- 3 図書館サービスの充実
- 4 スポーツ

**第2節 男女共同参画**

- 1 男女共同参画

**第3節 多文化共生・交流・平和**

- 1 多文化共生・交流
- 2 平和行政

**基本目標5****未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する**

未来に向けて、豊かな自然環境や快適な住環境を継承していくために、ごみの減量やリサイクル、環境衛生の推進、生物多様性の保全などにより、環境負荷の少ない循環型地域社会の形成に努めるとともに、身近な農地や河川、公園・緑地などの自然環境の保全・整備により、うるおいのあるまちづくりを進めます。

また、本町の成長力の源となる農業・商業・工業のバランスのとれた地域産業の活性化に向けて、産業集積や交通利便性などの強みを活かした新たな産業の誘致や育成、既存企業の高度化や人材育成・確保等を進め、合わせて安定した雇用機会の確保・創出に努めます。

**第1節 環境保全**

- 1 環境負荷の少ない地域社会の形成
- 2 廃棄物・リサイクル
- 3 水辺環境の整備・活用
- 4 公園・緑地と景観

**第2節 産業・経済**

- 1 農業
- 2 商工業
- 3 勤労者福祉

**基本目標6****持続可能な地域経営**

将来世代に負担を残すことのない持続可能な地域経営を推進するために、行政区や地域自治組織の組織・活動の強化・充実を図るとともに、まちづくり団体やNPO等の活動支援などにより、自立と協働のまちづくりを一層推進します。

また、住民の満足度の高い効率的かつ効果的な行政経営と健全な財政運営に向けて、継続的な行政改革と民間活力の積極的な導入に努めるとともに、多様な媒体や手段による広報・広聴の充実、情報公開と個人情報保護の適切な運用等により、住民の意向を反映した透明性の高い施策・事業を推進します。

**第1節 まちづくり**

- 1 地域自治
- 2 住民協働

**第2節 行財政経営**

- 1 行政経営
- 2 財政運営

**第3節 情報発信・共有**

- 1 広報・広聴
- 2 情報公開・個人情報保護



## 第3編 基本計画 総論

第1章 将来人口

第2章 土地利用の方針

第3章 まちづくり戦略



## 第3編

## 基本計画 総論

## 第1章 将来人口

## 1 総人口

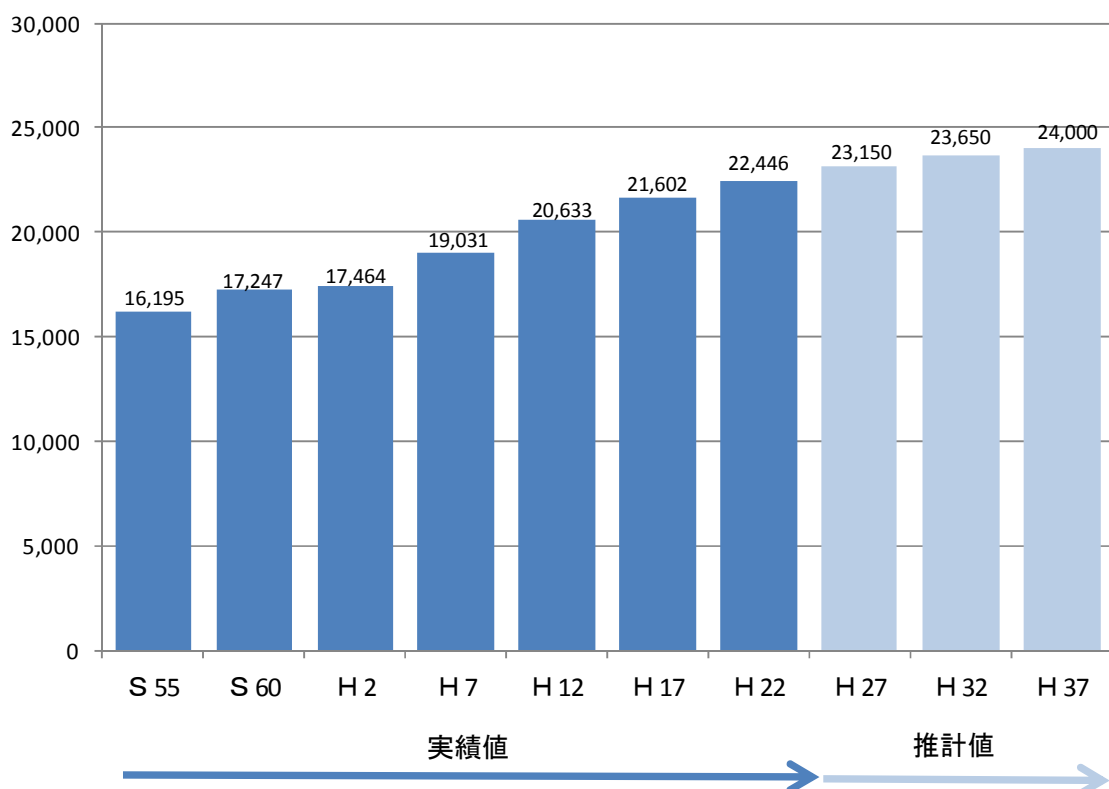
本町の人口は、1980（昭和 55）年以降増加し続けており、2010（平成 22）年国勢調査における人口は 22,446 人、2015（平成 27）年国勢調査速報値では、23,279 人となっています。

1990（平成 2）年から 2000（平成 12）年にかけては、土地区画整理事業などにより転入者が増えて人口は急増しました。その後も緩やかな増加傾向は続いているのですが、ここ 10 年の間は、景気の変動等によって、年によっては社会減少したこともあります。また、自然動態についても増加傾向が続いているものの、出生数と死亡数の差は高齢化の進行とともに年々縮まりつつあります。

このような状況にあることから、20 数年先には本町も人口減少に転じるようなことが予想されますが、大規模な民間の住宅開発が進められている状況を考慮すると、今後もしばらくの間は、緩やかな人口増加傾向を維持するものと考えられます。

このようなことから、本計画の目標年次である 2025（平成 37）年の将来人口は 24,000 人と想定します。

図1 将来人口の推移



## 2 年齢別人口

年齢別人口は、2010（平成 22）年において、0～14 歳の年少人口が 3,678 人（16.4%）、15～64 歳の生産年齢人口が 14,242 人（63.5%）、65 歳以上の老年人口が 4,500 人（20.1%）となっています。

老年人口が占める割合（高齢化率）は、愛知県平均、全国平均と比較して低い値を示していますが、団塊の世代が高齢期を迎えたことにより、高まる傾向が強まっています。

一方、年少人口は、土地区画整理事業により比較的若い世帯が増加したことで、1995 年（平成 7）年から 2010（平成 22）年にかけて増加しましたが、少子化傾向が進行していることから減少に転じています。大規模な民間の住宅開発が進められていることから、一時は増加傾向が続くものの、少子化傾向は今後も続くことが予想されます。

このようなことから、2025（平成 37）年の年少人口比率は 13.4%、生産年齢人口比率は 62.0%、老年人口比率は 24.6%になると予測されます。

図2 年齢別人口比率の推移

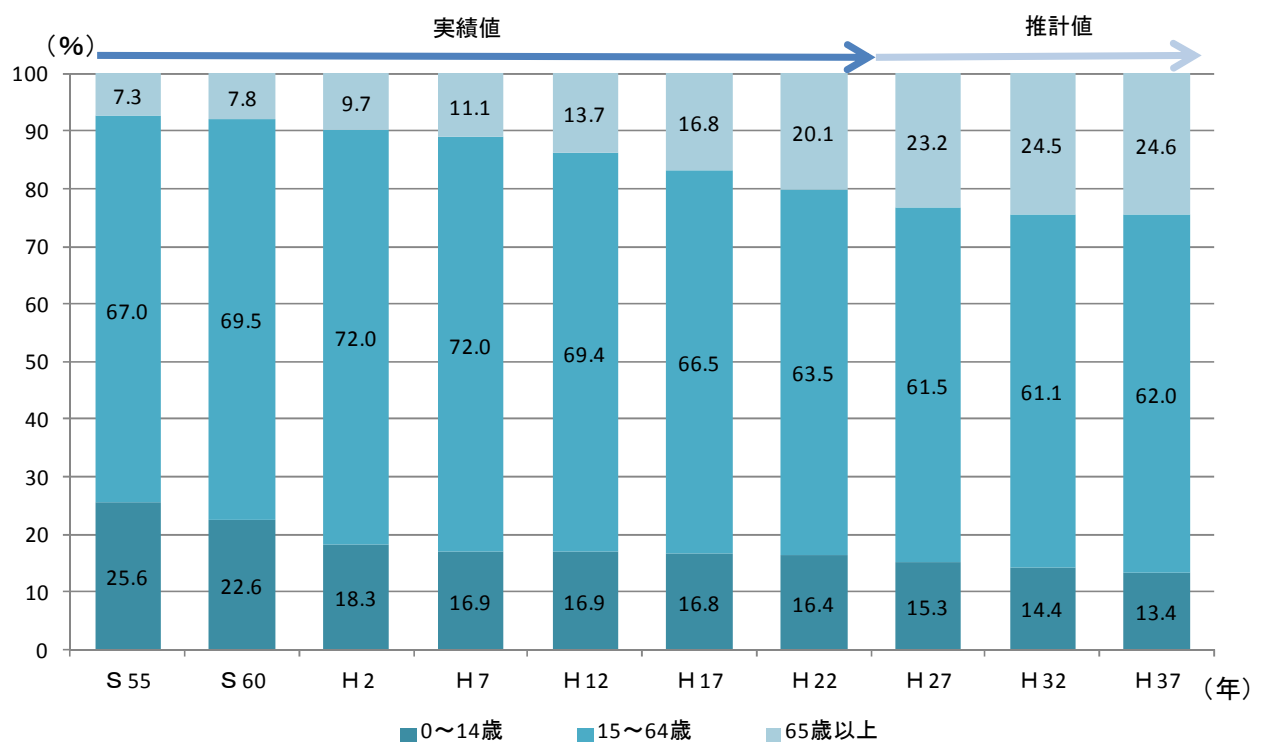
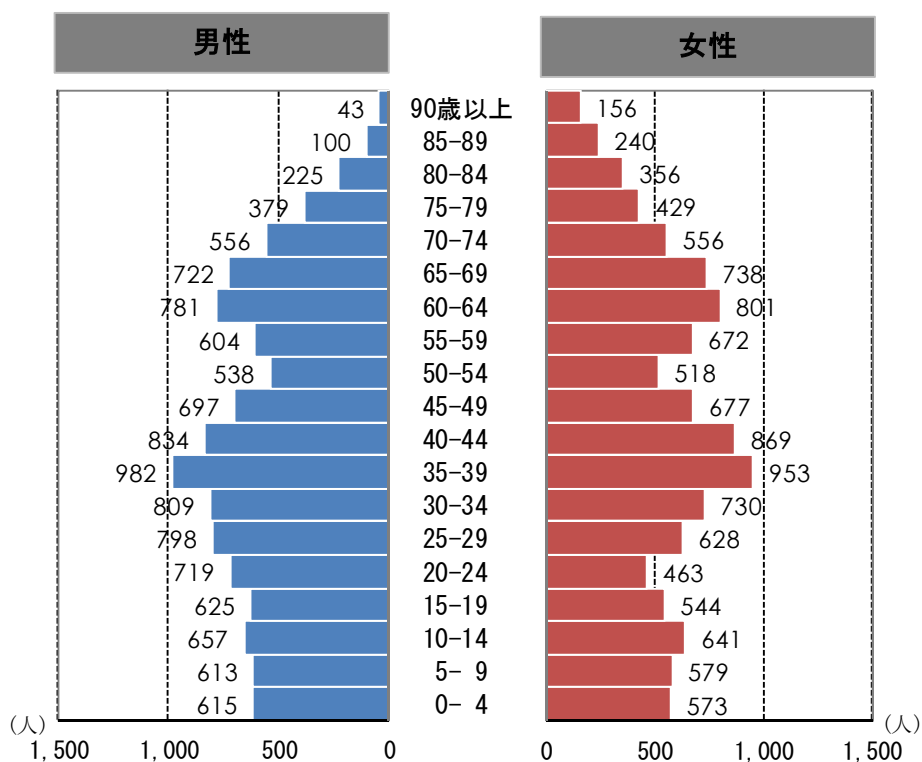
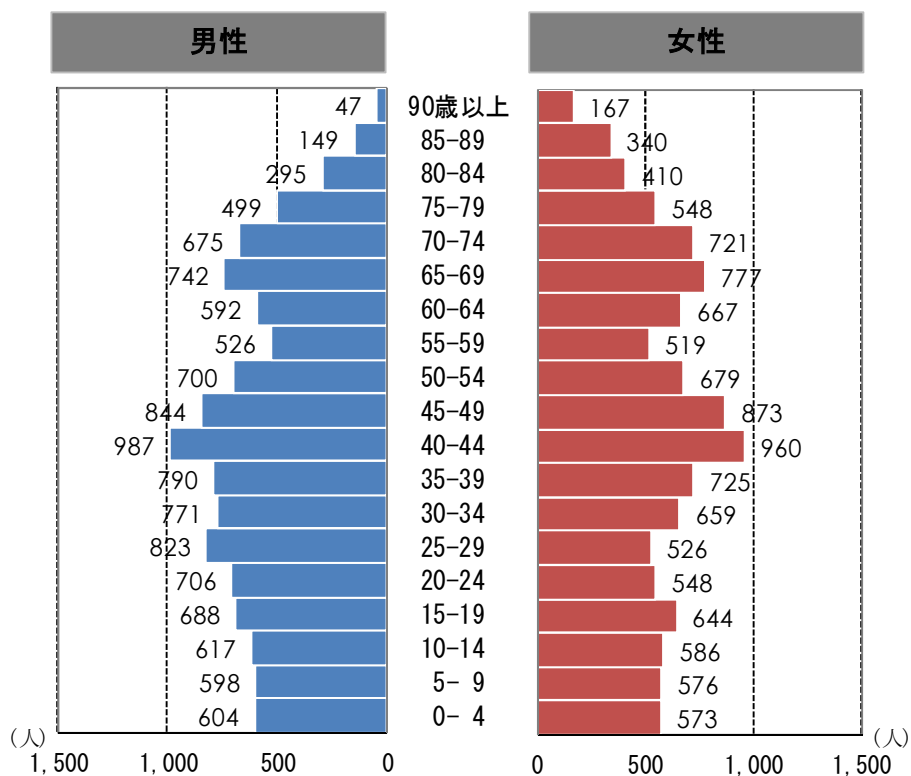


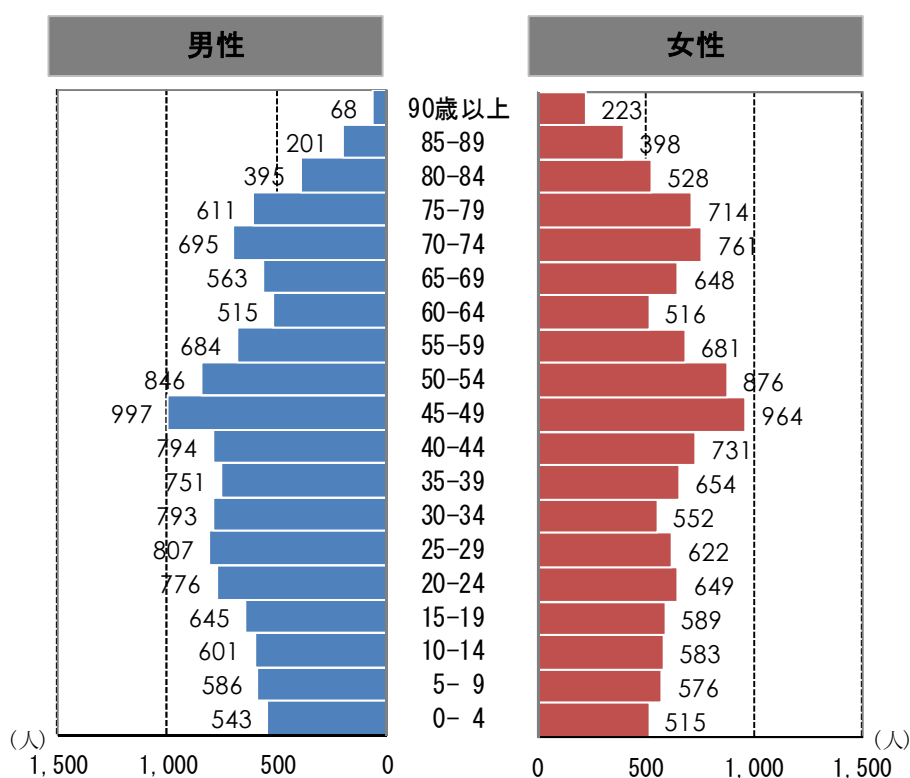
図3 人口ピラミッド  
【2010（平成22）年（実績）】



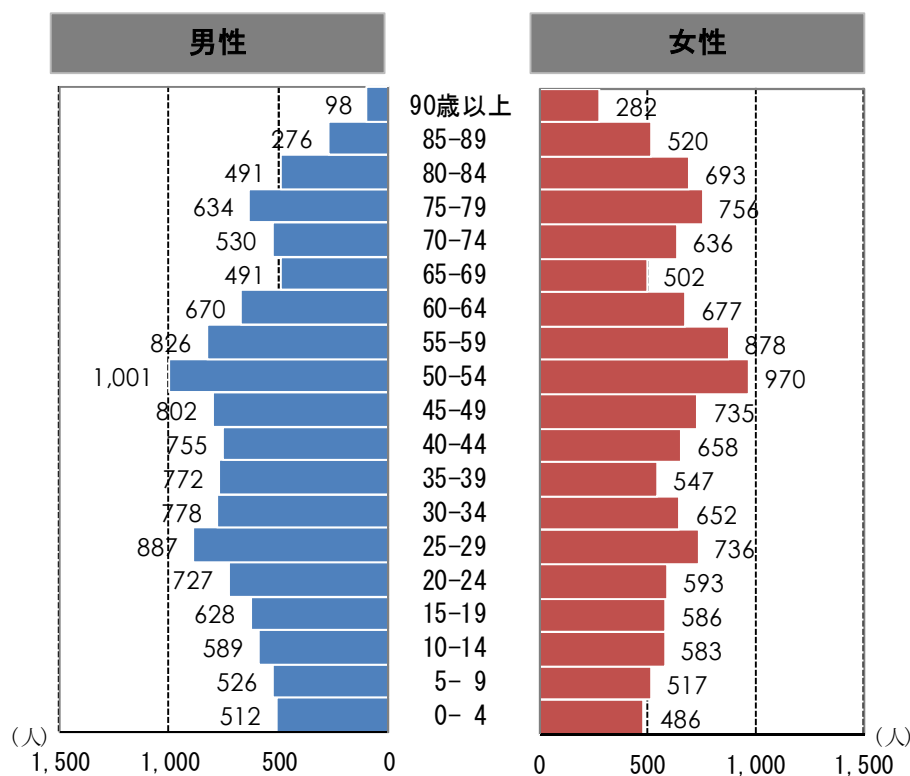
【2015（平成27）年（推計）】



【2020（平成32）年（推計）】



【2025（平成37）年（推計）】

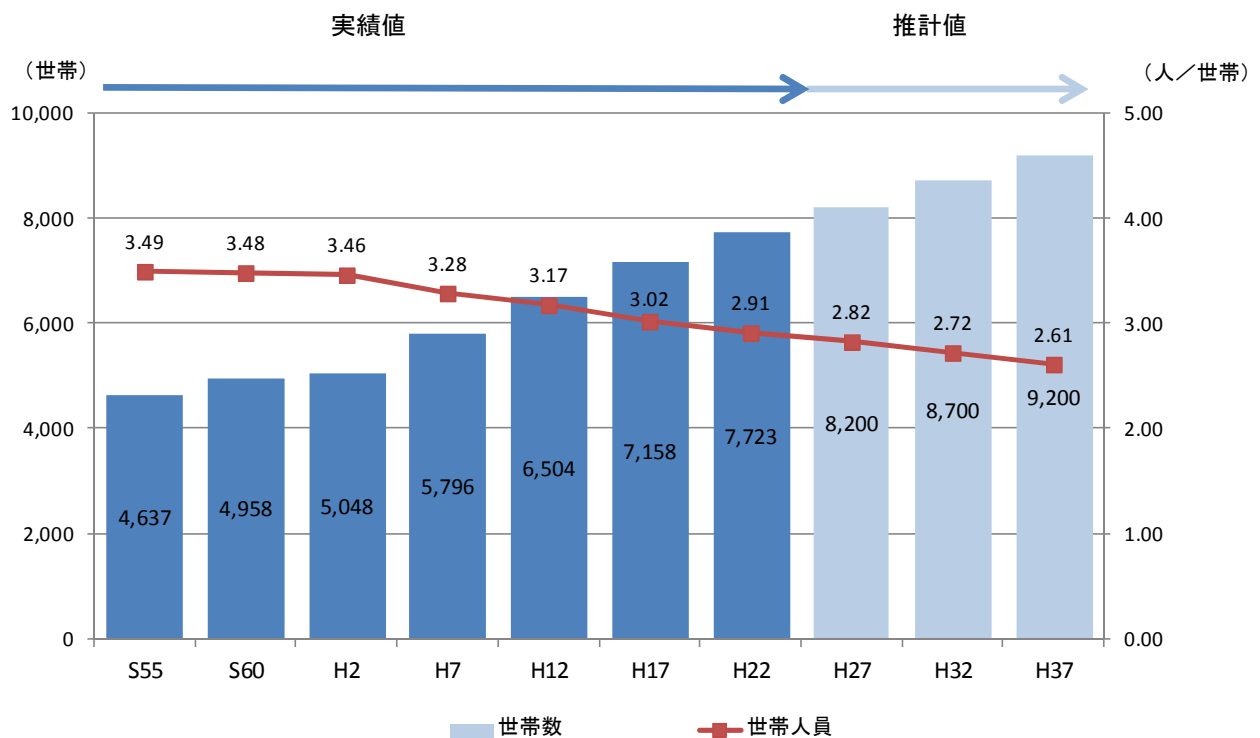


### 3 世帯数

世帯数は、2015（平成 27）年国勢調査速報値では、8,309 世帯となっています。これまで、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯の増加に伴って小世帯化が進行していることから、世帯数は人口の伸び以上に増加を続けてきました。

1 世帯あたり世帯人員の動向をみると、1980（昭和 55）年から 1990（平成 2）年までは、概ね 3.50 人/世帯弱で推移してきましたが、平成の時代に入り、徐々に低下しはじめ、2000（平成 12）年に 3.17 人/世帯、2005（平成 17）年は 3.02 人/世帯、2010（平成 22）年は 2.91 人/世帯となっています。1 世帯あたり世帯人員は今後もこの減少傾向が続き、2025（平成 37）年には 2.61 人/世帯になることが見込まれる一方で、総人口は微増傾向が続くことが見込まれるため、世帯数は増加し、2025（平成 37）年の世帯数は 9,200 世帯になると予測されます。

図4 世帯数と世帯人員の推移



## 第2章 土地利用の方針

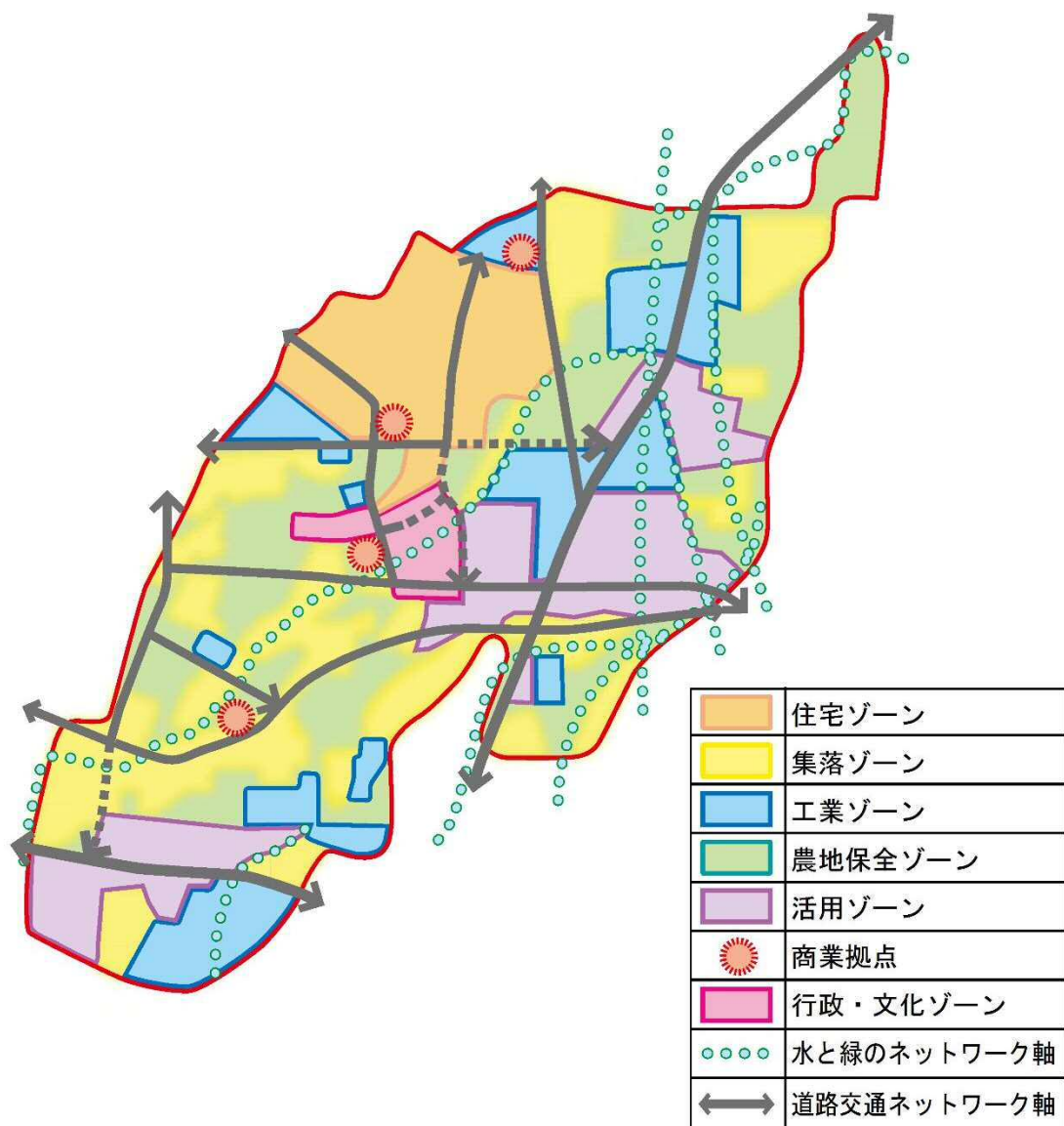
木曽川や五条川などの恵みによって育まれた広大な農地と点在する農村集落が本町の土地利用の基礎になっています。のどかさが残る田園環境や五条川の桜並木など、先人たちの長年の努力と苦労によって培われてきた豊かな環境を次世代に守り伝えていくことが求められています。

また、昭和 30 年代当時の住民たちが自らの農地を出し合って進めた企業誘致が私たちの暮らしに経済的な恵みを与えています。

本計画では、これまで本町の発展を支えてきた産業の持続的な発展を目指しつつ、快適で安全な暮らしの基盤となる市街地づくりのために、用途相互の調和した土地利用を図りながら「輝く水と緑 元気な暮らし広がる自治のまち おおぐち」の実現に向けて住民や企業等と行政の協働によって進めていくことが大切です。

そこで、以下に示す7つの土地利用区分（ゾーンや拠点）と2つの都市軸を設定し、それぞれの区分ごとに土地利用や都市軸づくりの方針を定めます。

図 土地利用の方針図



## 1 住宅ゾーン

- 市街化区域内の住居系の用途地域が指定されている区域です。中小口区や下小口区のように既存集落が住宅市街地として発展した地区や余野区のように土地区画整理事業によって整備された新しい住宅市街地がこの区域に含まれます。
- 本区域は、名鉄犬山線柏森駅の徒歩圏域にあり、交通の利便性が高いことから、名古屋近郊の住宅需要に的確に対応するため、下水道や公園・緑地などの都市施設の整備を進めることにより、低層住宅を中心としたゆとりと潤いのある良好な住宅市街地の形成を促進します。
- また、田畑が所々に残っていることから、農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能を維持・保全しながらも、良好な住宅建設を計画的に誘導します。
- 本区域の一部は工業系の土地利用に近接している地区もみられることから、こうした地区については、緑地を確保するなど居住環境の向上を促進します。
- さらに、幹線道路の整備が十分でなく通勤時間帯に住宅市街地に通過交通が進入するような地区では、幹線道路の整備を推進することにより地区居住者の安全で快適な生活環境を確保します。

## 2 集落ゾーン

- 市街化調整区域内にある農村集落やその周辺にある農地で構成された、のどかさや心地よさを感じられる農村的風景が残っている区域です。
- 本区域では、無秩序な宅地化の拡大を抑制し、周辺に広がる農地との共生に努めます。
- また、有形・無形の伝統的・歴史的な環境や生活文化を維持・発展させながら、住民主体による良好な生活環境づくりを促進します。
- さらに、幹線道路の整備を進めることにより集落内への通過交通の進入を防止し、地区居住者の安全で快適な生活環境を確保します。

## 3 工業ゾーン

- 既存の工業施設や流通施設の集積があり、今後も工業・流通系の土地利用を図っていく区域、あるいは、既存の工業施設や流通施設の拡張用地の確保を企業の要請に応じて適正に進める区域です。
- この区域では、今後とも引き続き公害防止、火災などの事故や交通事故の防止など周辺環境への配慮に対する指導や協力要請を行うことによって居住環境や営農環境と共生した工業・流通系市街地の形成に努めます。

## 4 活用ゾーン

- 今後、計画されている国道 41 号の 6 車線化や国道 155 号の 4 車線化を踏まえ、国道沿いの土地については、適正な判断のもと工業・流通系等の土地利用についても活用が可能な区域とします。

- また、国道 41 号や国道 155 号といった広域幹線道路へのアクセスを強化することで、さらに有効な土地利用が見込める区域については、農地として保全するだけでなく、様々な土地の活用方法についての可能性を排除せず、調和のとれた土地利用を目指します。

## 5 農地保全ゾーン

- 農用地区域に指定されているなど農業振興を図るための優良な農用地で大半が占められている区域です。
- 本区域では、地産池消の観点からも、営農環境の保全・向上を図りつつ、農地の利用集積のより一層の推進による効率的な農業を展開します。
- また、農業の持つ循環機能を生かして、できる限り化学肥料や農薬の使用等を行わない環境負荷の少ない環境保全型の安全・安心な農業を展開します。
- さらに、食料の生産・供給といった基本機能に加え、環境・景観機能や教育・文化機能、保健休養機能、交流機能など、農業・農地が持つ多面的な公益的機能を重視した農業の展開を図るため、ふれあい農園としての活用や学校・保育園等の農業体験学習の場としての活用などを進めます。

## 6 行政・文化ゾーン

- 行政施設、文化・スポーツ施設、保健・福祉施設、文教施設などの各種公共施設や本町を代表する歴史的・文化的資源が集積している区域で、今後も公共的な施設の施設機能を誘導していく区域です。
- 特に、役場や健康文化センターなどがある地区は、中学校を活用した生涯学習や活力ある住民活動などの拠点形成を目指します。
- また、緑化を進めるなど、行政・文化ゾーンとしてふさわしい環境形成を進めます。

## 7 商業拠点

- 既に大型の商業施設が立地している地区です。
- この地区では、今後とも、商業施設の駐車場出入り口付近の交通渋滞や交通事故の防止などに十分配慮するよう商業施設経営者に対して指導・要請することによって、周辺地域の安全性や良好な生活環境の確保に努めます。
- また、障がい者や子どもから高齢者まで、住民の誰もが商業の利便性が享受できるよう公共交通の充実を図ることによって、商業施設へのアクセスの強化に努めます。

## 8 水と緑のネットワーク軸

- 本町のシンボルとなっている五条川、矢戸川や合瀬川、尾張広域緑道などを水と緑のネットワーク軸として位置づけます。
- 周辺に広がる農地の緑や水辺の自然と共生した親水性のある河川・水路空間として、隣接する公園・緑地や運動施設などと一体的に保全・整備するとともに、憩いのレクリエーション

空間としての活用を促進します。

- 特に、先人たちの努力によって育まれ、現在、住民の心の拠り所となっている五条川の桜並木については、住民と共に維持・保全活動を進めることにより、本町の貴重な文化・自然資源として次世代に守り伝えます。
- また、町内に点在する公園・緑地や鎮守の森・街路樹などを相互にネットワークすることにより、自然と共生した魅力的で快適な生活環境の形成に努めます。

## 9 道路交通ネットワーク軸

- 国道 41 号や国道 155 号といった広域幹線道路へのアクセスを強化することによって、集落内の通過交通を排除し、町内の円滑な道路交通ネットワークを実現するために都市計画道路愛岐南北線や江南大口線、小口線、役場前線等の整備を推進します。
- また、住民や本町への通勤者・来訪者の移動の利便性を高めるため、公共交通の充実に努めます。

## 第3章 まちづくり戦略

基本計画【分野別計画】に示している施策・事業は、個々に進めるだけでなく、共通するテーマにより横断的に結びつけて相互連携することにより、波及性と連動性をもって相乗効果を発揮させていく戦略的な視点が大切です。これによって、まちの将来像「輝く水と緑 元気な暮らし広がる 自治のまち おおぐち」の実現に向けて、効果的に施策・事業の推進を図る必要があります。

我が国では、人口減少時代、超高齢社会が到来しており、その本格化に伴う課題が山積しています。これは、本町でも決して無縁ではありません。本町では、人口減少局面を迎えていないとは言え、既に超高齢社会を迎えており、少子高齢化のより一層の進行等を背景とした様々な社会問題、地域課題の表面化が顕著になってくることが懸念されます。

こうした厳しい時代の本格到来に備えて、それを乗り越えていく地域経営・まちづくり戦略が求められています。そのためには、これまでにない発想への転換、右肩上がりの成長一辺倒の価値観からの脱却が必要です。また、新たな時代に合わせた暮らし方、住民と行政との協働や自治のあり方などを模索しながら、本町が将来にわたって持続的に発展していく上で今なすべきこととして必要不可欠となる分野横断的なテーマ設定と、それを実現するための各種施策・事業の総合的かつ戦略的な展開が必要です。

そこで、人口減少時代の本格到来を見据え、今後10年間に戦略的かつ総合的な観点から各種施策・事業を推進していく際に、あるいは、新たな事業を立案し、それらを実施していく際に常に念頭に置くべき考え方や指針として、次に示す3つの「まちづくり戦略」を設定します。

### まちづくり戦略 1

#### 『若い世代の定住・子育て支援』

－ バランスある人口構成を持続させていくための戦略 －

### まちづくり戦略 2

#### 『健やかな暮らしづくり』

－ 安心・幸せな健康長寿社会形成のための戦略 －

### まちづくり戦略 3

#### 『活力ある産業づくり』

－ 将来世代の経済的な豊かさのための戦略 －

まちづくり戦略  
1

## 『若い世代の定住・子育て支援』

## ー バランスある人口構成を持続させていくための戦略 ー

## 社会動向

- 戦後間もない第1次ベビーブーム期には4.3を超えていた合計特殊出生率は、2005(平成17)年には過去最低である1.26まで落ち込み、近年は微増傾向が続いているものの、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっています。
- 我が国全体の人口は、2004(平成16)年をピークに減少傾向に転じ、2060(平成72)年には1億人を下回ると推計されています。
- 少子化や本格化する人口減少社会への対応が大きな社会課題になっています。

## 本町における動向・優位性

- 2030(平成42)年をピークに人口減少に転じることが予想されるものの、しばらくの間は、自然増加と社会増加に支えられて、人口増加傾向が続いていくことが予想されます。
- 子育て世代にあたる30歳代～40歳の人口構成比が比較的高く、また、少子化傾向にあるものの合計特殊出生率は、国や県よりも高い水準にあります。
- 企業が多く立地していることもあり、15～25歳の就職期にある若者(特に男性)が転入超過になっていますが、定着せずにある一定の年齢になると転出するような状況もうかがえます。
- 保育サービスやNPO団体等との協働による子育て支援の取り組み等が比較的充実していることもあり、子育て期にあたる30歳代についても転入超過にあります。

## 戦略の基本方針

- 多くの自治体が少子高齢化や人口減少が進行している中であって、未だに若い世代が転入するなどによって人口増加基調が続いており、少子化、人口減少に対して先手を打つ猶予があるという本町の優位性を活かし、独身の若者や子育て世代が「大口町に移り住んで、結婚をして、子どもを産み育て、住み続けたいまち」、「高齢化が進行しても、将来にわたって一定のバランスのとれた人口構成が持続する活力のあるまち」の実現を目指します。
- このため、「結婚して新婚生活をおくるならば大口」、「子どもを産み育てるならば大口」というように、若い世代の人たちに居住地として選択されるよう、「①子育て世代の移住・定住の促進」、「②子どもを産み育てるサポート体制の充実」、「③将来に夢が持てる確かな学びの推進」の3つの視点に立ちハード・ソフト両面から子育て世代の移住・定住や子育て支援等を総合的に進めます。

## 実施方針と関連する施策

## 実施方針1 子育て世代の移住・定住の促進

- 母子保健サービスや保育サービス、NPO団体等の協働による子育て支援の取り組みが充実していることや田園景観が残り、通勤や買い物にも比較的便利で良好な居住環境を享受することができることなど、子育て世代にとっての住みやすいという本町の良さを対外的にPRするシティーセールスを戦略的に進めていくためのプランの策定やプロモーションのためのツール(子育て世代向けのプロモーション冊子やチラシ、ポスターの作成、ポータルサイトの開設など)の開発と

それらを活用したプロモーションを実施します。

- 子育て応援住宅認定制度の創設や子育て応援空き家バンクの開設、若い世代の近居・多世代同居支援、リフォーム支援制度の創設、地元企業で働く若者等の町内定着を図るための住替え支援事業の展開など、若い世代や子育て世代がライフステージに応じて比較的安価に暮らせる良好な住宅の供給等の支援を進めます。

#### 関連する施策

| 個別施策名              | 施策コード | 基本施策名     | 単位施策名            |
|--------------------|-------|-----------|------------------|
| シティプロモーション*の実施     | 63114 | 広報・広聴     | 広報の充実            |
| 地域ぐるみの子育て文化づくり     | 11122 | 子育て・子育て支援 | 地域の子育て支援体制の充実    |
| 住宅市街地の居住環境の向上      | 32211 | 市街地の形成    | 既成住宅市街地の魅力の維持・更新 |
| 子育てに優しい住宅の供給促進等の検討 | 32322 | 住宅        | 優良な住宅の供給支援       |

### 実施方針2 子どもを産み育てるサポート体制の充実

- 産後サポートの実施を検討するなど母子保健サービスの充実や多子世帯支援の充実、低年齢児保育の定員枠の拡大や放課後児童クラブの充実、子育て支援・子育て相談の中核拠点の整備、ドアノッキング事業と赤ちゃん訪問事業の連携強化など、誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めます。
- また、こうした一連の子育て支援策をパッケージ化して、町内外にわかりやすく情報発信していきます。

#### 関連する施策

| 個別施策名              | 施策コード | 基本施策名     | 単位施策名               |
|--------------------|-------|-----------|---------------------|
| 妊娠を望む夫婦に対する支援      | 21112 | 母子の健康づくり  | 妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援 |
| 妊娠・出産後初期からの健康管理の支援 | 21113 | 母子の健康づくり  | 妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援 |
| 産後サポートの実施検討        | 21115 | 母子の健康づくり  | 妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援 |
| 福祉医療費助成制度の継続       | 23110 | 福祉医療      | 福祉医療費助成制度の継続        |
| 保育サービスの充実          | 11111 | 子育て・子育て支援 | 教育・保育サービス等の充実       |
| 保育施設の充実            | 11112 | 子育て・子育て支援 | 教育・保育サービス等の充実       |
| 継ぎ目のない教育・保育サービスの提供 | 11113 | 子育て・子育て支援 | 教育・保育サービス等の充実       |
| 放課後児童クラブの充実        | 11114 | 子育て・子育て支援 | 教育・保育サービス等の充実       |
| 子育て支援・相談拠点機能の充実    | 11121 | 子育て・子育て支援 | 地域の子育て支援体制の充実       |
| 地域ぐるみの子育て文化づくり     | 11122 | 子育て・子育て支援 | 地域の子育て支援体制の充実       |
| 親と子どもの居場所づくり       | 11132 | 子育て・子育て支援 | 子どもと親が健やかに育つ環境づくり   |
| シティプロモーションの実施      | 63114 | 広報・広聴     | 広報の充実               |

### 実施方針3 将来に夢が持てる確かな学びの推進

- ティームティーチングの継続実施や重点教科臨時講師の配置、学校支援地域本部による授業や学校行事の運営サポートの充実、地域連携等による学習支援の実施、就学助成制度や奨学金の充実など、家庭の経済状況に影響なく、子どもたちの誰もが将来に夢が持てるような確かな学力を身に付けることができる教育を推進します。
- 子どもの頃から仕事観を持ち、就職期には、自分に合ったやりたい仕事に就けるようにするため、中学校における職場体験学習をより一層充実します。

#### 関連する施策

| 個別施策名                 | 施策コード | 基本施策名        | 単位施策名                 |
|-----------------------|-------|--------------|-----------------------|
| 教育の質の向上               | 12111 | 学校教育         | 教育内容の充実               |
| 特色ある教育の推進             | 12112 | 学校教育         | 教育内容の充実               |
| 教員の指導力向上              | 12113 | 学校教育         | 教育内容の充実               |
| きめ細かい支援体制の充実          | 12121 | 学校教育         | 教育支援の充実               |
| 保護者の経済的負担の軽減          | 12124 | 学校教育         | 教育支援の充実               |
| 家庭・地域との交流・連携活動の充実     | 12142 | 学校教育         | 地域ぐるみによる学校教育の充実       |
| 生活困窮世帯の子どもに対する支援の実施検討 | 23220 | 低所得者の自立・生活支援 | 生活困窮世帯の子どもに対する支援の実施検討 |
| 中小企業のPRと人財確保のための支援    | 52222 | 商工業          | 既存企業への支援              |

まちづくり戦略  
2

## 『健やかな暮らしづくり』

## － 安心・幸せな健康長寿社会形成のための戦略 －

## 社会動向

- 我が国の高齢化率は上昇を続け、2014（平成26）年には、高齢化率が26.0%で、国民の4人に1人以上が高齢者という状況になっています。
- 2035（平成47）年には33.4%と3人に1人が、そして、2042（平成54）年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇し続け、2060（平成72）年には39.9%に達して、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。
- 日本人の平均寿命は女性が86.61歳で世界1位、男性が80.21歳で世界4位、男女平均が84歳で世界最長ですが、健康寿命との差は、男性では9.02年、女性では12.40年あり、介護等を要する期間が長い状況にあります。
- 高齢化のより一層の進行に伴う諸問題への対応が大きな社会課題になっています。

## 本町における動向・優位性

- 高齢化は着実に進行しており、超高齢社会に突入はしているものの、今のところ県下でも高齢化率が低い水準にあります。
- 超高齢社会の本格化に向けて先手を打つ時間的猶予があると捉えることができます。
- 高齢者の増加に伴って介護保険給付費は増加傾向にありますが、介護保険サービス受給率は比較的低い水準にとどまっています。
- 周辺にはプールを廃止するような自治体もみられるようになっている中で、本町には温水プールがあります。また、健康文化センター内には、トレーニングセンターが整備されています。
- NPO団体と連携した体力測定事業「2万人体力測定」といった特徴的な事業展開も行われています。
- 助け合い・支え合いの地域福祉活動を推進する組織基盤としても期待される地域自治組織が小学校区単位で設置されています。

## 戦略の基本方針

- 超高齢社会の本格化に向けて先手を打つ時間的猶予があることやハード・ソフト両面の健康づくりインフラがあるという本町の優位性を活かし、「助け合い・支え合いの温かな地域社会に支えられながら、いつまでも健康でいきいきと長生きできる安心・幸せな健康長寿社会」の実現を目指します。
- このため「①健康寿命の延伸」、「②住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域福祉活動の推進」、「③持続可能な地域経営・行政経営の推進」の3つの視点から戦略的かつ分野横断的な総合行政によって健やかな暮らしづくりを進めます。

## 実施方針と関連する施策

## 実施方針1 健康寿命の延伸

- 保健や高齢者福祉、生涯学習、スポーツといった分野横断的で多角的なアプローチによる「健康づくりサポート」を進めます。このため、健康推進員や元気づくりサポーター、健康づくり活動団体との協働による健康づくり活動の企画・事業運営や介護予防を進めます。また、保健師等による健康教育・指導や食生活改善プログラムの作成及び健診結果と結びつけた健康文化センターのトレーニングセンターや温水プールにおける運動プログラムの作成・実施（マシンやプールで

健康づくり)、生涯学習を通じた生きがいくくり、体力測定の実施によるスポーツに取り組むきっかけの提供などを進めます。

- 五条川沿いの散策環境の充実や公園・広場等における健康遊具の設置(いきいき健康広場づくり)、利用しやすいスポーツ施設の運営など、ウォーキングやランニング、軽運動などがしたくなるような「健康インフラづくり」を進めます。

#### 関連する施策

| 個別施策名                 | 施策コード | 基本施策名      | 単位施策名                |
|-----------------------|-------|------------|----------------------|
| 生活習慣の改善支援の充実          | 21213 | 成人の健康づくり   | 生活習慣病等予防対策の推進        |
| 地域における健康づくり活動の推進      | 21222 | 成人の健康づくり   | 健康づくりのための環境づくり       |
| 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援  | 21230 | 成人の健康づくり   | 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援 |
| 高齢者の生きがいくくりの支援        | 22112 | 高齢者福祉・介護保険 | 健康・生きがいくくりの推進        |
| 高齢者の地域における居場所づくりと交流促進 | 22121 | 高齢者福祉・介護保険 | 高齢者が安心して生活できる環境づくり   |
| 生涯学習を通じた生きがいくくり       | 41123 | 生涯学習       | 生涯学習の充実              |
| 生涯スポーツの普及             | 41411 | スポーツ       | スポーツの普及と振興           |
| 五条川沿いの散策環境の充実         | 51313 | 水辺環境の整備・活用 | 五条川の保全・整備            |
| 既存の公園等の魅力化            | 51412 | 公園・緑地と景観   | 公園・緑地整備              |
| 計画的な施設の更新と維持管理の推進     | 51421 | 公園・緑地と景観   | 公園・緑地の維持管理           |
| スポーツ施設の機能充実           | 41431 | スポーツ       | 既存施設の充実と有効活用         |

### 実施方針2 住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域福祉活動の推進

- 高齢期を迎えて生活をしていく上で何らかの支援や介助が必要になっても、住み慣れた地域で安心して住み続けられるようにするため、高齢者の居場所づくりや地域における見守り・安否確認の取り組みなどの地域福祉活動を促進するとともに、社会福祉協議会の機能強化や地域自治組織と連携した地域福祉活動の推進母体の設置などの地域福祉の推進体制づくりを進めます。

#### 関連する施策

| 個別施策名                 | 施策コード | 基本施策名      | 単位施策名              |
|-----------------------|-------|------------|--------------------|
| 高齢者の地域における居場所づくりと交流促進 | 22121 | 高齢者福祉・介護保険 | 高齢者が安心して生活できる環境づくり |
| 認知症高齢者に対する理解促進        | 22122 | 高齢者福祉・介護保険 | 高齢者が安心して生活できる環境づくり |
| 地域包括ケアシステムの構築         | 22131 | 高齢者福祉・介護保険 | 高齢者を支える体制の充実       |
| 地域における見守り・支援体制づくり     | 22132 | 高齢者福祉・介護保険 | 高齢者を支える体制の充実       |
| 地域における見守り・支援体制づくり     | 22341 | 地域福祉       | 安心して地域で生活できる環境づくり  |
| 社会福祉協議会の機能強化          | 22331 | 地域福祉       | 地域の福祉力の向上          |
| 小地域福祉活動の促進と体制づくり      | 22334 | 地域福祉       | 地域の福祉力の向上          |
| 避難行動要支援者の支援体制づくり      | 22342 | 地域福祉       | 安心して地域で生活できる環境づくり  |
| 集会場等地区施設の有効活用の促進      | 22351 | 地域福祉       | 地域福祉活動拠点施設の充実      |

|              |       |      |               |
|--------------|-------|------|---------------|
| 民間施設の有効活用の検討 | 22352 | 地域福祉 | 地域福祉活動拠点施設の充実 |
|--------------|-------|------|---------------|

### 実施方針3 持続可能な地域経営・行政経営の推進

- 本町が将来にわたって持続的なまちであり続けるためには、まちづくりの基本理念「自立と共助のまちづくり」を進めていくことが必要不可欠であることから、その実現に向けて、地域自治組織が自立した地域活動団体として発展するよう人的・財政的な支援を充実するとともに、NPO団体等の住民活動団体の養成や活動支援制度の効果的な運用、大口町まちづくり基本条例の浸透を進めるなど、住民協働のより一層の活性化を図ります。
- 公共施設の計画的な投資更新と管理・運営や「選択と集中」による予算執行を図るなど、効率的な行政経営や財政運営に努めます。

#### 関連する施策

| 個別施策名                     | 施策コード | 基本施策名 | 単位施策名                    |
|---------------------------|-------|-------|--------------------------|
| 行政区の活動支援                  | 61122 | 地域自治  | コミュニティの育成                |
| 地域自治組織への支援                | 61123 | 地域自治  | コミュニティの育成                |
| まちづくり意識の向上とNPO等の住民活動団体の支援 | 61214 | 住民協働  | 住民協働の活性化                 |
| 活動助成制度の効果的な運用             | 61215 | 住民協働  | 住民協働の活性化                 |
| 大口町まちづくり基本条例の浸透           | 61221 | 住民協働  | 住民参加機会の拡大                |
| 公共施設の有効活用と計画的な改修          | 62133 | 行政経営  | 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進 |
| 自主財源及びその他の財源確保            | 62211 | 財政運営  | 安定的な財源の確保                |
| 「選択と集中」による事業執行            | 62221 | 財政運営  | 財政運営の効率化                 |
| 健全な財政運営継続への取り組み           | 62222 | 財政運営  | 財政運営の効率化                 |

まちづくり戦略  
3

## 『活力ある産業づくり』

## － 将来世代の経済的な豊かさのための戦略 －

## 社会動向

- 少子高齢化の進行、人口減少社会の本格化に伴って、日本の労働力人口は間違いなく減少し、経済成長に対してマイナスの影響を及ぼすことが懸念されています。
- また、消費・購買力が低下し、我が国の内需は縮小し、日本経済や地域経済が退歩していくことも懸念されています。
- その一方で、高齢者人口の急増に伴って社会保障費は増大し、国や地方財政をより一層圧迫することが予想されます。

## 本町における動向・優位性

- 現在の本町の経済的な豊かさは、昭和30年代に地域をあげて積極的な企業誘致施策を展開した先人たちの努力の積み重ねによるものであり、景気変動の悪影響を回避するために多様な業種構成になっているのが特徴です。
- 広域交通網の要衝の地であり、しかも航空宇宙産業の集積拠点である県営名古屋空港周辺等と至近にあり、「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の一端を担っているという優位性があります。

## 戦略の基本方針

- 先人が培ってきた経済的な豊かさを将来世代に受け継いでいくだけでなく、将来世代の暮らしの豊かさや持続可能な財政基盤を確保していくことが将来世代に対する現世代の責務として捉えて、「活力ある産業づくり」を目指します。
- このため、本町の産業振興の方策を検討し、それを商工業振興方針として位置づけるとともに、「①既存産業の売上アップ」、「②将来世代の経済的な豊かさに寄与する新たな産業の立地誘導」、「③優秀な労働力の持続的な確保」の3つの視点から戦略的かつ分野横断的な総合行政及び商工会等との連携によって産業振興を進めます。

## 実施方針と関連する施策

## 実施方針1 既存産業の売上アップ

- 地元中小企業の売上と魅力アップのために、ビジネス相談支援や起業相談、セミナーの開催等を進めるとともに、経営改善や経営革新、新技術・新商品開発、海外進出等のための各種支援制度の活用促進を図ります。
- 既存企業が操業しやすい環境を確保することにより既存企業の定着化を図るため、事業拡大に伴う用地拡大を希望している企業に対する支援を進めます。

## 関連する施策

| 個別施策名              | 施策コード | 基本施策名 | 単位施策名       |
|--------------------|-------|-------|-------------|
| 商工業振興の方針づくり        | 52210 | 商工業   | 商工業振興の方針づくり |
| 経営の改善・革新等への支援      | 52221 | 商工業   | 既存企業への支援    |
| 中小企業のPRと人財確保のための支援 | 52222 | 商工業   | 既存企業への支援    |

**実施方針 2 新たな企業の立地促進**

- 開発需要圧の高い国道 41 号沿線や国道 155 号沿線を活用ゾーンとして位置づけ、工業・流通系の土地利用への転換を検討し、本町の産業振興に寄与するような新たな企業の立地誘導を図ります。

**関連する施策**

| 個別施策名            | 施策コード | 基本施策名 | 単位施策名        |
|------------------|-------|-------|--------------|
| 適正な住宅系・工業系の形成・誘導 | 32222 | 市街地整備 | 計画的な市街地整備・誘導 |
| 新たな企業の誘致         | 52231 | 商工業   | 新たな産業育成・創業支援 |

**実施方針 3 優秀な労働力の持続的な確保**

- 将来的に不足することが懸念される優秀な労働力の確保を図ると同時に、若者の間で起こっている雇用のミスマッチングの解消を図るため、「ものづくり・技」に着目した地元企業の魅力を紹介する冊子を作成します。そして、その冊子を中学校で行われている職場体験学習の事前研修のテキストとして活用したり、「就職フェア」等で配布したり、本町居住や本町出身の新卒予定者に配布するなど、多様な機会を通じて町内の企業のPRを進めることによって、就職期を迎えた際に地元企業が就職先の候補にあがるようにするため、地元企業に対する関心の向上に努めます。
- 女性が町内に定着していく方策の一つとして、育児が一段落した女性が身近な企業で働き、無理なく仕事と子育ての両立ができるよう、就業先を紹介する事業や、女性ならではの感性で社会的に起業していけるようにするための起業セミナーの開催や研究会の開催について検討し、その開催に努めます。

**関連する施策**

| 個別施策名              | 施策コード | 基本施策名  | 単位施策名              |
|--------------------|-------|--------|--------------------|
| 中小企業のPRと人財確保のための支援 | 52222 | 商工業    | 既存企業への支援           |
| 起業家の養成・支援          | 52232 | 商工業    | 新たな産業育成・創業支援       |
| 男女が共に働きやすい環境づくり    | 42123 | 男女共同参画 | すべての人が参画する社会づくりの推進 |

## 第3編 基本計画 分野別計画

第1章 次代を担う子ども・若者の育成

第2章 健康で安心な暮らし

第3章 災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

第4章 人の知恵・技・情報が活きる元気コミュニティを創造する

第5章 未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する

第6章 持続可能な地域経営



# 1 子育て・子育て支援

## 現状と課題

- ・近年、急速な少子化の進行や核家族の増加、女性の社会進出の拡大を背景に、保護者からの子育て支援のニーズは年々高まっています。
- ・こうした中、本町では、2015（平成 27）年 4 月に施行された「子ども・子育て支援法」及び 2025（平成 37）年 3 月まで延長された「次世代育成対策推進法」に基づき「大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て支援施策の充実に向けた取り組みを計画的・具体的に進めています。
- ・上記計画では、年々高まりつつある教育・保育ニーズ、特に 0～2 歳児の低年齢児保育について、その受入れ体制の確保など、保育サービスの充実を掲げています。
- ・さらには、小学生対象の「放課後児童クラブ」についても、年々利用ニーズが高まっていることから保育サービスと同様に、今後の受入体制の充実を掲げています。
- ・また、これらのサービスを実施する施設は老朽化が進んでおり、今後計画的な改修や建替えを検討していく必要があります。
- ・子育て支援については行政だけでなく、子育て家庭を取り巻く地域社会全体で支援していくことも重要であり、地域の人の子育てについて、交流したり、相談したり、支え合う関係を築くことができる機会と拠点の形成も必要となってきます。
- ・都市化や核家族化、少子化など、近年の家族を取り巻く環境が変化してきている状況の中、家庭の教育力の低下や子育て家庭の孤立化などが原因で起こる児童虐待の社会問題に対しても対策が必要です。
- ・離婚や未婚の母の増加により、母子・父子家庭といったひとり親世帯で育つ児童が増加してきており、安定した家庭生活を送れるような支援の充実も必要です。

## 現状と目標値

| 基本成果指標                  | 現状値               | 目標値               |                   |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                         | 2014 年度(平成 26 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 保育サービスや相談窓口などの子育て支援の満足度 | 61.4%             | 65%               | 70%               |

## 施策の体系

| 《基本施策》    | 《単位施策》                | 《個別施策》                             | 《施策コード》 |
|-----------|-----------------------|------------------------------------|---------|
| 子育て・子育て支援 | (1) 教育・保育サービス等の充実     | ① 保育サービスの充実                        | 11111   |
|           |                       | ② 保育施設の充実                          | 11112   |
|           |                       | ③ 継ぎ目のない教育・保育サービスの提供               | 11113   |
|           |                       | ④ 放課後児童クラブの充実                      | 11114   |
|           |                       | ⑤ 一体的な放課後子ども対策の検討                  | 11115   |
|           | (2) 地域の子育て支援体制の充実     | ① 子育て支援・相談拠点機能の充実                  | 11121   |
|           |                       | ② 地域ぐるみの子育て文化づくり                   | 11122   |
|           | (3) 子どもと親が健やかに育つ環境づくり | ① 子どもの権利や子育てに対する理解の啓発              | 11131   |
|           |                       | ② 親と子どもの居場所づくり                     | 11132   |
|           |                       | ③ 児童センター活動・施設の充実                   | 11133   |
|           |                       | ④ 子どもを育む活動やネットワーク形成の支援             | 11134   |
|           |                       | ⑤ 児童遊園等の利活用の促進                     | 11135   |
|           | (4) 地域・家庭の教育力の向上      | ① 「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発            | 11141   |
|           |                       | ② 地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進【「青少年健全育成」の再掲】 | 11142   |
|           | (5) 要保護児童・家庭への支援      | ① 児童虐待の未然防止・早期発見                   | 11151   |
|           |                       | ② ひとり親世帯の支援充実                      | 11152   |

## 施策の内容

### (1) 教育・保育サービス等の充実

#### ① 保育サービスの充実

「子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」に沿って、通常保育については、特に0～2歳児保育の定員を保育士の人員確保や施設整備を図りながら拡大します。また、延長保育や一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの

充実に努めます。

## ②保育施設の充実

安全・安心で快適な保育環境を確保するため、2017（平成 29）年度の開園を目指して工事に着手した北保育園建設事業を推進するとともに、老朽化している残りの西・南保育園についても、計画的に改修や建替えを検討します。

また、今後しばらくの間は、0～2 歳児保育のニーズ拡大が予想されることから、そのためのスペースやトイレ等の施設整備・充実に努めます。

## ③継ぎ目のない教育・保育サービスの提供

就学前の子どもたちに格差のない教育・保育を一体的に提供していくため、町立保育園、私立保育園、私立幼稚園との連携による職員研修や交流を深め、その質の向上に努めます。

また、幼稚園教育の振興と私立幼稚園に通園させている世帯の経済的な負担の軽減を図るため、就園奨励費補助や幼稚園就園者給食費補助を継続的に実施します。

さらに、幼稚園や保育園から小学校入学時への継ぎ目のない教育を図るために、各小学校や幼稚園、保育園の関係者で構成する連絡会議を引き続き開催するとともに、小学校から中学校への円滑な移行に対応するための連携強化に努めます。

## ④放課後児童クラブの充実

小学校 6 年生までの受入れや夏休み等の長期休暇期間中の利用ニーズに対応するため、施設の増設や学校施設の有効活用を図りながら、児童クラブ施設の充実に努めます。

また、必要な支援員の確保及び質の向上に努めるとともに、持続的に放課後児童クラブを運営していくための利用料について、調査検討を進めます。

## ⑤一体的な放課後子ども対策の検討

親の就業状況等に関係なく、すべての子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画の策定を検討していく中で、放課後子ども教室の設置を含めた放課後における子どもたちの居場所確保やその管理運営方法について検討します。

## 【主要事業】

- ◆大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援後期行動計画推進
- ◆放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）

## 【目標指標】

| 単位施策の成果指標          | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|
|                    | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 0～2歳児保育の定員数        | 167人           | 192人           | 192人           |
| 放課後児童健全育成事業利用児童定員数 | 180人           | 260人           | 260人           |

## (2) 地域の子育て支援体制の充実

### ①子育て支援・相談拠点機能の充実

北児童センターの子育て支援機能と、2017（平成29）年度に北保育園内に開所する予定である子育て支援室を本町の子育て支援及び子育て相談の中核拠点として捉え、保育園や幼稚園、児童センターと連携し、子育て支援機能のさらなる充実を図ります。

### ②地域ぐるみの子育て文化づくり

地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、おおぐちっ子まつりをはじめとした各種行事や子育て講演会、子育て情報誌「ぎゅっと」の発行等を通じ、地域の人たちが子どもたちと関わりを持てる機会づくりに努めます。

また、すくすくサポート事業の会員拡大やドアノッキング事業と赤ちゃん訪問事業の連携強化、子育てサークルや子育てボランティアの育成と協働による子育て関連事業の実施など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。

## 【主要事業】

- ◆子育て支援・相談拠点
- ◆すくすくサポート
- ◆ドアノッキング

## 【目標指標】

| 単位施策の成果指標       | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
|                 | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 子育て支援拠点の年間利用者数  | 2,600人         | 2,600人         | 2,600人         |
| すくすくサポートの年間利用者数 | 48人            | 48人            | 48人            |

## (3) 子どもと親が健やかに育つ環境づくり

### ①子どもの権利や子育てに対する理解の啓発

子どもの権利や子育てに関する理解促進を図るため、子どもの権利に関するポスターやパンフレット等の啓発資料を配布するとともに、講演会や学習会等の開催に努めます。

## ②親と子どもの居場所づくり

町内3か所の児童センターで開催している「めだか広場」「コアラ広場」「ちびっこ広場」「なかよし」といった「広場事業」及び北児童センターや中学校、保健センターを会場に開催している「親子ふれあい広場」と保育園の園庭開放など、子育て中の親子が遊びを通し、交流しながら悩みを語り合う居場所づくりを子育て支援の住民団体等との協働によって進めます。

## ③児童センター活動・施設の充実

子どもたちにとって身近な施設である児童センターを拠点に、子どもたちの心身の健康増進と豊かな情操を育んでいきます。

また、遊びを通じた様々な体験機会や多世代交流等、地域の人と交流する機会を提供するとともに、子どもたちが気軽に安心して楽しく過ごすことのできる施設運営に努めます。

## ④子どもを育む活動やネットワーク形成の支援

子ども会活動やスポーツ少年団等をはじめ、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる活動を実施している団体や町内の子育て支援団体等の情報交換と連携機能を担う大口町子育て団体連絡協議会の活動支援に努めます。

## ⑤児童遊園等の利活用の促進

地域の児童遊園等を子どもたちの身近な遊び場として有効活用を図るとともに、地域と連携し、管理や清掃等の環境整備に努めます。

### 【主要事業】

- ◆児童センター
- ◆親子ふれあい広場

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標     | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
|               | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 児童センターの年間利用者数 | 34,021人        | 34,000人        | 34,000人        |

## (4) 地域・家庭の教育力の向上

### ①「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発

大口町の教育を考える会を通じて2014(平成26)年度に策定した「大口町の教育に関する基本方針」及びそれを踏まえて乳幼児向けに作成した、「毎日家庭で行える子育て3か条」の普及啓発を図り、青少年の育ちにおける学校・家庭・地域の役割についての共通認識の形成に努めます。

## ②地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進

### 【(1-3-1)「青少年健全育成」(3)②】の再掲

## (5) 要保護児童・家庭への支援

### ①児童虐待の未然防止・早期発見

県児童相談センター、保健所、学校、保育園、幼稚園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。

また、引き続き、赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）とドアノッキング事業を継続しながら、虐待及びそのリスクを抱える家庭の早期発見に努めるとともに、県児童相談センター等との連携による迅速かつ的確な対応を図ります。

### ②ひとり親世帯の支援充実

ひとり親世帯の生活の安定と経済的な自立を図るため、児童扶養手当や遺児手当等の支給、貸付制度や母子家庭等日常生活支援事業（家庭生活支援員を派遣して家事援助等）の各種支援制度の紹介等を継続していきます。

#### 【主要事業】

- ◆家庭児童相談
- ◆要保護児童対策
- ◆赤ちゃん訪問
- ◆ドアノッキング

## 関連する計画・条例

- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援後期行動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

# 1 学校教育

## 現状と課題

- ・社会構造の変化に伴い、子育て家庭の孤立や地域の子育て力の低下など、子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、学校・家庭・地域それぞれが役割を持ちながら互いの教育力を補完し合い、その教育力を高めていくことが求められています。
- ・「大口の子どもは大口で育てる」を合言葉に、学校・家庭・地域それぞれが連携し、児童生徒のより良い成長発達を保障する教育活動が必要です。
- ・学校教育では、教員の力が不可欠です。少人数指導やティームティーチング\*などの講師の配置や研修を通じ、教職員の指導力を向上させることで教育内容の充実を図るとともに講師の適正な配置によるきめ細やかな指導を通して、子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう取り組む必要があります。
- ・いじめや不登校などの問題とともに、家庭の貧困による子どもの教育格差の問題が深刻化していることから、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、未然防止、早期発見・早期解決を図るなど、安心して教育を受けることができるよう支援を行うことが必要です。
- ・近年、発達障がいを含む障がいを持つ子どもやアレルギーを持つ子どもが増えてきていることから、それぞれの子どもに合わせた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。
- ・情報化社会に対応できる能力を育成するために、タブレットの導入等情報教育環境の充実を図ることが求められます。
- ・学校給食では、給食センターの老朽化が進んでいることから、計画的に建て替えを行う必要があります。安定した施設運営を図るため、早急に給食センターのあり方を示すことが求められます。また、給食に地場産物を取り入れることで、地域の伝統的食文化の継承を図っていくといった食育の観点からも、学校給食の充実が求められます。

## 現状と目標値

| 基本成果指標                      | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                             | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 子どもたちがのびのびと育っていると感じている町民の割合 | 70.2%          | 72%            | 75%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》              | 《個別施策》                        | 《施策コード》 |
|--------|---------------------|-------------------------------|---------|
| 学校教育   | (1) 教育内容の充実         | ①教育の質の向上                      | 12111   |
|        |                     | ②特色ある教育の推進                    | 12112   |
|        |                     | ③教員の指導力向上                     | 12113   |
|        |                     | ④生徒指導等の充実                     | 12114   |
|        |                     | ⑤国際理解教育の充実<br>【「多文化共生・交流」の再掲】 | 12115   |
|        | (2) 教育支援の充実         | ①きめ細かい支援体制の充実                 | 12121   |
|        |                     | ②特別支援教育の充実                    | 12122   |
|        |                     | ③円滑な就学の支援                     | 12123   |
|        |                     | ④保護者の経済的負担の軽減                 | 12124   |
|        | (3) 安全・快適な教育環境の充実   | ①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり          | 12131   |
|        |                     | ②情報化に対応した施設・設備の充実             | 12132   |
|        | (4) 地域ぐるみによる学校教育の充実 | ①開かれた学校運営の促進                  | 12141   |
|        |                     | ②家庭・地域との交流・連携活動の充実            | 12142   |
|        | (5) 学校給食の充実         | ①安全・安心でおいしい学校給食の提供            | 12151   |
|        |                     | ②学校における食育の推進                  | 12152   |
|        |                     | ③施設・設備等の計画的な更新                | 12153   |

## 施策の内容

### (1) 教育内容の充実

#### ①教育の質の向上

児童生徒一人ひとりの個性や習熟度に合わせたきめ細やかな教育指導を充実するために、少人数授業やチームティーチングにおいて担任や講師の連携及び指導力の向上を図り、基礎学力の定着や発展的な学習の充実に努めます。

#### ②特色ある教育の推進

各小学校において、地域との連携を通じて、読書指導や音楽、環境教育など、地域

特性を生かした特色のある独自の教育・学校づくりを進めます。

また、中学校においては、自ら学ぶ姿勢や自治意識を高めるために、教科センターにおける教科ラウンジ\*の効果的な活用を進めるとともに、ブロック活動\*の一層の充実を図ります。

### ③教員の指導力向上

各学校において、各種研修への参加を通じて教職員の教育に対する指導力の向上を図ります。

また、本町が目指す教育の方向性を共有しつつ、一貫した教育指導を行えるように、小学校間や小学校と中学校の連携を図りながら研究課題を設定し、教員研修の充実に努めます。

### ④生徒指導等の充実

家庭・学校・地域、医療・福祉機関等が有機的に連携し、いじめ・不登校や問題行動等を未然に防止し、早期に発見し的確に対応していくため、スクールカウンセラーや心の教室相談員の配置などの教育相談の充実を図り、子どもや保護者が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、適応指導教室においては、学校への復帰に向けて個々の児童生徒の状態に応じた継続的な支援に努めます。

### ⑤国際理解教育の充実

#### 【(4-3-1)「多文化共生・交流」(1)②】の再掲

#### 【主要事業】

- ◆現職教育
- ◆適応指導教室

## (2) 教育支援の充実

### ①きめ細かい支援体制の充実

特別な支援を要する児童生徒に対する支援のほか、学校運営の支援を幅広く行う学校支援員の適正な配置を進めます。

また、食物アレルギーをもった児童生徒への対応やフッ化物洗口の拡充、学校支援地域本部との連携による保健室サポーターなどの派遣により、一人ひとりの特徴に応じたきめ細かい支援体制を充実します。

### ②特別支援教育の充実

障がい児への特別支援教育を充実するために、学校支援員の適正な配置に加え、教職員全体のスキルアップ、さらには医療・福祉関係機関との連携強化、タブレット端末の導入などにより、より適切な指導に努めます。

### ③円滑な就学の支援

幼稚園・保育園から小学校、中学校への進学時の不安を軽減しスムーズに移行できるように、交流会等による相互の連携強化を進めるとともに、事前の授業見学や学校体験などの取り組みの継続・拡充を図ります。

### ④保護者の経済的負担の軽減

貧困の連鎖によって子どもの教育格差が生じないように、就学援助制度や奨学金の充実により、家庭の経済状況に応じた保護者の経済的負担の軽減を図り、継続的な学習環境の支援に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆社本育英
- ◆就学援助
- ◆私立高等学校等授業料補助

## （３）安全・快適な教育環境の充実

### ①人や環境にやさしく安全な教育環境づくり

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、バリアフリー化や緑化など、人や環境に配慮した学校施設の整備、適切な維持管理を計画的に進め、安全で快適な教育環境づくりに努めます。

また、登下校時の見守りボランティアなど地域の協力を得ながら校内外での児童生徒の安全の向上に努めるとともに、安全教育や通学路の安全対策を推進します。

### ②情報化に対応した施設・設備の充実

I C T\*を活用した「分かりやすい授業」を実現させるために、情報教育環境の計画的な更新を行うとともに、タブレット端末の導入にあたっては、効果的な活用に向けた教員の指導力や児童生徒の情報活用能力の向上を一体的に推進します。

#### 【主要事業】

- ◆学校施設環境改善交付金
- ◆I C T設備整備

## （４）地域ぐるみによる学校教育の充実

### ①開かれた学校運営の促進

地域に密着した学校運営を進めるために、授業参観や学校公開、学校施設の地域開放を進めるとともに、学校評議員制度の継続・充実を図ることで、学校と地域住民、保護者の意思疎通や協力関係を構築し、地域住民に教育行政に関する情報発信を積極的に行います。

## ②家庭・地域との交流・連携活動の充実

「大口の子は大口で育てる」を合言葉に、学校・家庭・地域が有機的に連携を図りながら本町の教育の基本方針を共有するとともに、地域で学校を支える意識を高めるために、学校支援地域本部事業を通じた地域ボランティアによる学校運営のサポート活動などを促進します。

### 【主要事業】

◆学校支援地域本部

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標                      | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                                | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 登下校ですれ違う子どもたちとあいさつ運動を行っている人の割合 | 42.8%          | 48%            | 55%            |

## (5) 学校給食の充実

### ①安全・安心でおいしい学校給食の提供

児童生徒の健康の増進及び健全な発育を促すために、安全で良質な給食物資の選定、学校現場や保護者等の意見を踏まえた献立や調理方法の見直し、食物アレルギー対策などを行い、給食内容の充実を図ります。

また、地場産物を給食に採り入れることにより、健康的な食生活の実現だけでなく、児童生徒の地場産物に対する理解と食文化の次世代への継承につながるように、地産地消の給食づくりを推進します。

### ②学校における食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、栄養バランスのとれた食事をとることができるように、栄養教諭\*による学校給食を活用した食に関する指導を充実します。

また、保護者への食に関する指導を行うなど、家庭、保護者と学校の連携による食育の推進に努めます。

### ③施設・設備等の計画的な更新

安全でおいしい給食を安定的に供給するため、施設全体の定期的な保守点検や清掃、機器の更新やオーバーホール等を適切に実施するなど、衛生管理の向上を図ります。

また、施設の老朽化による学校給食センターの建替えや、安全・安心を考慮した施設運営のあり方などの検討を進め、学校給食の適切な運営管理を行います。

### 【主要事業】

◆給食センター運営

◆給食センター施設管理

【目標指標】

| 単位施策の成果指標         | 現状値            | 目標値            |                |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|
|                   | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2020年度(平成32年度) |
| 地場産物を給食に採り入れた給食回数 | 65回            | 70回            | 75回            |

関連する計画・条例

- 大口町生涯学習基本構想
- 大口町の教育に関する基本方針
- 大口町いじめの防止等に関する条例

## 1 青少年健全育成・家庭教育

### 現状と課題

- ・次代を担う青少年が、自他共にかけがえのない存在であることを認識し、社会の一員として自ら進んで社会参加できるよう、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むことが重要です。
- ・しかし、少子高齢や核家族化による家族のあり方や地域間のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、地域全体で青少年を守り育てる力が低下しています。また、ICTの飛躍的な発展・普及は、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を与えています。このような状況を踏まえ、家庭・学校・地域が連携し、青少年の公共心や情報モラルの定着・向上を図ることが課題となっています。
- ・青少年の非行など問題行動の低年齢化が懸念されています。低年齢から地域の一員として取り組める地域環境をつくるシステムなど、支援する体制を整備し、早期発見、早期対応する必要があります。
- ・体験を通じた学習は、青少年の健やかな心身の発達に欠かすことができません。そのため、NPO団体や成人の集い実行委員会などへの参加を通じた地域における同世代との触れ合いや社会との接点づくりの機会、連帯感や社会参加を促進する青少年活動などの機会の拡充が必要となります。
- ・青少年が活動する場として、地域ボランティア活動、学校支援活動など地域との交流が盛んに行われています。今後も地域との連携を密にしながら、青少年の健全育成を図ることが求められます。

### 現状と目標値

| 基本成果指標                | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|
|                       | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 家庭教育指導など青少年の健全育成への満足度 | 63.6%          | 66%            | 70%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》       | 《単位施策》                   | 《個別施策》                     | 《施策コード》 |
|--------------|--------------------------|----------------------------|---------|
| 青少年健全育成・家庭教育 | (1) 青少年の社会参加の促進          | ① 青少年の社会活動への参加機会の充実        | 13111   |
|              |                          | ② 中高生等の居場所づくりの推進           | 13112   |
|              |                          | ③ 青少年団体への支援                | 13113   |
|              | (2) 非行防止活動・健全な地域環境づくりの推進 |                            | 13120   |
|              | (3) 地域・家庭の教育力の向上         | ① 「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発と検証 | 13131   |
|              |                          | ② 地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進       | 13132   |

## 施策の内容

### (1) 青少年の社会参加の促進

#### ① 青少年の社会活動への参加機会の充実

青少年の豊かな人間性と自己肯定感を育むため、成人の集い実行委員会による「新成人の集い」の開催や「地域貢献事業」の実施、「やろ舞い大祭」など、青少年自らが自主的に企画・運営・参加する発表・交流の機会や、ボランティア活動を通じた社会活動への参加機会の充実に努めます。

また、NPO団体おやじの会やふれあいまつり実行委員会などが企画する「ダンス&ミュージックフェスティバル」やステージ発表など、青少年が参加できる機会の充実に努めます。

#### ② 中高生等の居場所づくりの推進

日常的に青少年が気軽に集い、話し合い、主体的に活動できるように、中央公民館や健康文化センターなど既存の公共施設を活用したり、北児童センターにおけるバンド活動の練習場のような青少年の居場所づくりの拡充に努めます。

#### ③ 青少年団体への支援

青少年が、成長に合わせて自ら加入したい団体を選び自発的に活動できるよう、子ども会やスポーツ少年団、大口少年少女発明クラブ、青少年が含まれる団体、若者が参加するNPO団体など、青少年関連団体の組織・活動概要や団体加入方法等の紹介に努めます。

また、団体への助成制度や登録制度を充実し、既存団体の活動支援や新たな団体の育成支援に努めます。

**【主要事業】**

- ◆家庭教育推進
- ◆生涯学習活動推進

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標      | 現状値            | 目標値            |                |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 青少年のボランティア活動参加 | 7.6%           | 10%            | 13%            |

**(2) 非行防止活動・健全な地域環境づくりの推進**

学校、地域、青少年問題協議会、民生委員・児童委員協議会等の関係組織と連携して、青少年の犯罪や薬物乱用等の非行防止、インターネットトラブル等の犯罪に青少年が巻き込まれないようにするための啓発、街頭パトロール活動などにより健全な地域環境づくりを推進します。

また、いじめや不登校、非行、学業等に関する相談窓口や諸団体が開設している教育相談室等のPRに努めます。

**【主要事業】**

- ◆青少年非行防止啓発活動

**(3) 地域・家庭の教育力の向上****①「大口町の教育に関する基本方針」の普及啓発と検証**

大口町の教育を考える会が作成した「家庭での子育て10か条」の普及啓発を図りながら、2014(平成26)年度に策定した「大口町の教育に関する基本方針」を踏まえて、青少年の育ちにおける学校・家庭・地域の役割についての共通認識の形成に努めます。

また、社会環境の変化や施策・事業の実施状況を踏まえて、「大口町の教育に関する基本方針」の検証を行います。

**②地域ぐるみによる子育て・親育ちの推進**

親が自信を持って子育てができるようにするため、子育て講演会の開催や家庭教育に関する学習機会を増やすとともに、地域住民と親子との交流機会を充実し、地域ぐるみによる子育て・親育ちを推進します。

**【主要事業】**

- ◆家庭教育推進

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標        | 現状値            | 目標値            |                |
|------------------|----------------|----------------|----------------|
|                  | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 学校と地域や家庭との連携の満足度 | 62.4%          | 65%            | 68%            |

## 関連する計画・条例

- 大口町生涯学習基本構想（平成 26 年度改訂版）
- 大口町の教育の基本方針
- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援後期行動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）

# 1 母子の健康づくり

## 現状と課題

- ・母子の健康づくりは、疾病予防をはじめ、妊娠、出産、育児等に関する正しい知識の普及、健康診査や保健指導を行うもので、人の生涯を通じた健康づくりの出発点・基礎として重要です。
- ・年間の出生率は、2008（平成20）年までは増加傾向にありましたが、近年は減少傾向に転じており、2008（平成20）年は、国・県を上回る11.5%と高い割合だったものの、2013（平成25）年は県平均9.2%を下回る8.8%となっています。
- ・現在、子どもを生み育てたいという希望を持ちながら不妊に悩む夫婦が増加傾向にあると言われています。しかし、不妊治療は経済的な負担が大きいことから、その負担軽減が求められています。
- ・妊婦健康診査・乳児健康診査は、母体や胎児及び乳児のこころや身体の健康確保を図る上で非常に重要であることから、本町では、妊婦健康診査の検査項目の拡充や健康診査の公費負担の拡大を図り、受診しやすい環境づくりを行ってきました。
- ・また、乳幼児健康診査は、乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に重要な役割を担っています。本町では、これまでも未受診児や乳幼児健康診査の経過観察児等に対する訪問相談・指導に取り組んできましたが、今後も関係機関と連携したフォロー体制のさらなる充実が求められています。
- ・晩産化、少子化、核家族化、近隣関係の希薄化などにより、身近に妊娠・出産・子育てについて相談できる人がおらず、不安や悩みを抱えたり、孤立化したりする母親が増加しています。また、情報化の進展に伴い様々な媒体から子育て情報が氾濫し、かえって育児不安を加速させている面もみられ、育児不安の解消や児童虐待の防止に努める必要があります。

## 現状と目標値

| 基本成果指標                     | 現状値            | 目標値            |                |
|----------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                            | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 安心して子どもを産み育てられる町としての魅力の満足度 | 65.9%          | 70%            | 75%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》   | 《単位施策》                  | 《個別施策》                 | 《施策コード》 |
|----------|-------------------------|------------------------|---------|
| 母子の健康づくり | (1) 妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援 | ①妊娠・子育てに関する正しい知識の普及・啓発 | 21111   |
|          |                         | ②妊娠を望む夫婦に対する支援         | 21112   |
|          |                         | ③妊娠・出産後初期からの健康管理の支援    | 21113   |
|          |                         | ④妊娠期からの仲間づくりへの支援       | 21114   |
|          |                         | ⑤産後サポートの実施検討           | 21115   |
|          | (2) 乳幼児期からの健康の保持・増進     | ①乳幼児健診と事後相談の充実         | 21121   |
|          |                         | ②乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発   | 21122   |
|          |                         | ③親への健康教育の推進            | 21123   |

## 施策の内容

### (1) 妊娠・出産・産後等までの切れ目ない支援

#### ①妊娠・子育てに関する正しい知識の普及・啓発

若い頃からの妊娠・子育てへの心構えを育むため、学校におけるいのちの学習や乳幼児との交流・育児体験授業の機会、成人式など、多様な機会を活用して、喫煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割や子育ての楽しさなどについて普及・啓発に努めます。

#### ②妊娠を望む夫婦に対する支援

子どもを生み育てたいという希望を持ちながらも子どもに恵まれない夫婦に対して、人工授精に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

#### ③妊娠・出産後初期からの健康管理の支援

妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産ができるよう、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用・妊婦歯科健診の助成及び健診の受診促進、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。

また、育児不安の高まる産後1か月間の健診や早期に相談や家庭訪問ができるよう支援の充実を図ります。

#### ④妊娠期からの仲間づくりへの支援

妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止を図るため、母子健康手帳交付説明会やフレッシュママの会等の機会を通じて妊産婦同士の情報交換や交流の場を設けるなど、引き続き、妊娠期からの仲間づくりを支援します。

## ⑤産後サポートの実施検討

晩婚化・晩産化等を背景とした里帰り出産を選択しない妊産婦の増加や産褥期間の長期化、核家族化の進行など、出産や産後をめぐる社会状況が変化する中で、安心して産後・産褥期の生活を過ごすことができるようにするため、産後サポートのあり方や体制づくり等について検討します。

### 【主要事業】

- ◆妊産婦健康診査
- ◆一般不妊治療費助成
- ◆家庭訪問

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標    | 現状値             | 目標値            |                |
|--------------|-----------------|----------------|----------------|
|              | 2014年度(平成26年度)  | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 低出生体重児*の割合   | 6.0%(H25)       | 減少             | 減少             |
| 乳児家庭全戸訪問数の割合 | 235件<br>(94.8%) | 97%            | 99%            |

## (2) 乳幼児期からの健康の保持・増進

### ①乳幼児健診と事後相談の充実

乳幼児の疾病の早期発見・早期治療やむし歯予防を図るため、乳幼児健康診査の受診率の向上に努めます。そのため、関係機関と連携し、乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況把握を図ります。

また、子どもの発達や育児に支援が必要な家庭において、子どもの発達支援と親の育児不安や負担感の軽減ができるよう、電話や家庭訪問等による家庭状況の把握や個別相談を行うなど継続的な支援に努めます。

### ②乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発

子どもが健やかで安全に育つように、家庭訪問や健診時等に乳幼児のかかりやすい疾病やその予防と予防接種に関する情報提供を行います。また、健診の機会を通じて乳幼児の死亡原因の上位に位置づけられる不慮の事故防止と事故発生時の適切な対応に関する正しい情報の普及・啓発に努めます。

### ③親への健康教育の推進

妊娠届出時から小学校就学までの様々な母子保健事業の機会や子育てサークルなど親子が集まる機会を通じて、乳幼児の健やかな成長発達やよい生活習慣獲得のための親への健康教育を推進します。

また、学校や保育園等と連携して、食育を通した子どもの健全な身体づくりを支援します。

さらに、親自身の健康づくりを進めるため、がん検診や歯周病予防健診等の受診勧奨や生活習慣病の予防に対する意識の向上に努めます。

### 【主要事業】

- ◆乳幼児健康診査
- ◆幼児の歯科健康診査、フッ化物塗布

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標                    | 現状値                                                | 目標値                                             |                                                 |
|------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
|                              | 2014 年度(平成 26 年度)                                  | 2020 年度(平成 32 年度)                               | 2025 年度(平成 37 年度)                               |
| 乳幼児健康診査の未受診率                 | 4 か月児 : 0.8%<br>1 歳 6 か月児 : 0.0%<br>3 歳児 : 1.9%    | 4 か月児 : 0.0%<br>1 歳 6 か月児 : 0.0%<br>3 歳児 : 1.0% | 4 か月児 : 0.0%<br>1 歳 6 か月児 : 0.0%<br>3 歳児 : 1.0% |
| むし歯のない 3 歳児の割合               | 9 1.3%                                             | 9 5.0%                                          | 9 7.0%                                          |
| 子育てについて相談できる人がいる母親の割合        | 4 か月児 : 99.2%<br>1 歳 6 か月児 : 97.7%<br>3 歳児 : 98.6% | 4 か月児 : 100%<br>1 歳 6 か月児 : 100%<br>3 歳児 : 100% | 4 か月児 : 100%<br>1 歳 6 か月児 : 100%<br>3 歳児 : 100% |
| ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 | 4 か月児 : 88.5%<br>1 歳 6 か月児 : 81.5%<br>3 歳児 : 75.8% | 4 か月児 : 90%<br>1 歳 6 か月児 : 83%<br>3 歳児 : 78%    | 4 か月児 : 92%<br>1 歳 6 か月児 : 85%<br>3 歳児 : 80%    |

### 関連する計画・条例

- 健康おおぐち 21 第二次計画（平成 26 年度～平成 35 年度）
- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援後期行動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）
- 健やか親子 21（第 2 次）（平成 27 年度～平成 36 年度）

## 2 成人の健康づくり

### 現状と課題

- ・2014（平成26）年9月現在、国の調査では、平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳、健康寿命\*は男性71.19歳、女性74.21歳でした。また、2015（平成27）年10月現在、本町の65歳以上人口が、総人口に占める割合は21.9%となっており、今後ますます高齢化が進むことが予測されます。このように平均寿命が延びている一方で、健康でない状態で老後を過ごしている人もいます。
- ・毎年、がんや心疾患、脳血管疾患は、死因の上位を占めています。中でもがんは、死因の第1位であり、生涯のうち2人に1人はがんにかかると言われており、医療費においてもがんは、歯科疾患や循環器、内分泌・栄養及び代謝疾患とともに上位を占めています。このため、疾病の発症予防のための生活習慣についての関心を高めるとともに、健康診査による疾病の早期発見・早期治療につなげることが大切です。
- ・このような状況に対し、成人の健康づくりの推進を図るため、若い人への健康診査の機会を設けたり、節目年齢の人に無料クーポン券を配布したりする等、がん検診をはじめとした、各種健診を受診しやすい体制の整備に努めています。その一方で、健康診査結果を生活習慣改善行動に活かすための健康相談や健康教育、運動プログラムを作成するなどの保健指導を一層充実していくことが課題となっています。
- ・生涯を通じて豊かな食生活を過ごすためには、高齢になっても口腔機能や歯の健康を保つことが大切です。そのため、歯周病の予防・早期発見・早期治療につなげるために、歯周病予防健診を無料で受診できるようにするなど、「80歳で20本の歯を残すこと」を目指した取り組みを進めてきました。
- ・本町では、2014（平成26）年3月に健康づくりの行動指針となる「健康おおぐち 21 第二次計画」を策定し、町民一人ひとりが健康を増進し、疾病を予防するための健康づくり事業を推進しています。町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、豊かな人生を送るために主体的な健康づくりへの取り組みを支援するとともに、健康づくりの環境を整えていくことが重要です。
- ・今後、高齢者を含めた成人の健康づくりをさらに推進していくためには、関係部署との連携を強化し、健康推進員などの住民団体や地域自治組織などと協力し、身近な地域での健康づくりや介護予防に対する支援を進めていく必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標                       | 現状値            | 目標値            |                |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                              | 2012年度(平成24年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 「健康である」「まあまあ健康である」と感じている人の割合 | 82.2%          | 85%            | 88%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》   | 《単位施策》                   | 《個別施策》             | 《施策コード》 |
|----------|--------------------------|--------------------|---------|
| 成人の健康づくり | (1) 生活習慣病等予防対策の推進        | ①健康づくりに関する知識や情報の普及 | 21211   |
|          |                          | ②各種健康診査事業の充実       | 21212   |
|          |                          | ③生活習慣の改善支援の充実      | 21213   |
|          | (2) 健康づくりのための環境づくり       | ①健康づくり推進のための体制づくり  | 21221   |
|          |                          | ②地域における健康づくり活動の推進  | 21222   |
|          | (3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援 |                    | 21230   |
|          | (4) こころの健康づくりの推進         | ①こころの健康づくり知識の普及・啓発 | 21241   |
|          |                          | ②こころの相談窓口に関する情報提供  | 21242   |

## 施策の内容

### (1) 生活習慣病等予防対策の推進

#### ①健康づくりに関する知識や情報の普及

住民の健康に対する意識を高めるため、広報紙やホームページ、健康教室などの多様な機会を通じて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報について、その内容の充実を図りながら普及啓発を強化します。特に、20～40歳代の若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性について周知に努めます。

#### ②各種健康診査事業の充実

健康診査をはじめとしたがん検診や歯周病予防健診の各種健康診査事業を広く住民に周知し、受診勧奨を進めるとともに、無料クーポン券を発送するなど、受診しやすい環境づくりに努めます。

また、健康診査受診後の結果説明までを「健康診査」と捉え、委託医療機関への働きかけや「結果説明会」の開催など、充実した体制づくりに努めます。

#### ③生活習慣の改善支援の充実

生活習慣病やその予備群の人が重症化及び増加しないよう、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組めるようにするため、健康診査事後説明会や個別相談・個別健康教育等の充実と保健指導の利用者の拡大に努めるとともに、スポーツ関連施設と連携して運動プログラムを作成するなど、継続した支援につながるよう努めます。

また、疾病の重症化の予防を図るため、特定健康診査や特定保健指導の対象外とな

っている人に対しても健診結果が生活習慣改善へと結びつくよう、保健指導から健康教室等へつなげていきます。

#### 【主要事業】

- ◆がん検診
- ◆歯周病予防検診
- ◆わかば健診
- ◆特定健康診査
- ◆特定保健指導
- ◆健康教室開催
- ◆健康マイレージ

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標    | 現状値               | 目標値               |                   |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|              | 2014 年度(平成 26 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 各種がん検診受診者数   | 胃がん 905人          | 胃がん 950人          | 胃がん 1,000人        |
|              | 肺がん 1,425人        | 肺がん 1,500人        | 肺がん 1,500人        |
|              | 大腸がん 1,257人       | 大腸がん 1,300人       | 大腸がん 1,300人       |
|              | 子宮頸がん 661人        | 子宮頸がん 800人        | 子宮頸がん 900人        |
|              | 乳がん 637人          | 乳がん 800人          | 乳がん 900人          |
|              | 前立腺がん 172人        | 前立腺がん 200人        | 前立腺がん 220人        |
|              |                   |                   |                   |
| 歯周病予防健診の受診者数 | 203人              | 250人              | 300人              |
| 特定健康診査の受診率   | 47.3%             | 60%以上             | 65%以上             |
| 特定保健指導実施率    | 65%               | 65%以上             | 65%以上             |

## (2) 健康づくりのための環境づくり

### ①健康づくり推進のための体制づくり

「健康おおぐち 21 第二次計画」の3つの基本目標（生活習慣の見直し、生活習慣病の発症予防と重症化予防、元気を支えるまちづくり）を地域住民や健康推進員、健康づくり団体、医療関係者等と共有の上、地域社会全体で町民の健康を守っていく機運の醸成と連携・推進体制の強化に努めます。

### ②地域における健康づくり活動の推進

住民の健康づくりや健康的な食生活への取り組みを推進するため、健康推進員や元気づくりサポーター、健康づくり活動団体とともに、体力測定やポールウォーキングなどの健康づくり活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動やそれを自主的に実施するグループやサポーターを育成し、その活動を支援します。

また、老人クラブや民生委員・児童委員や地域自治組織等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり活動を推進します。

#### 【主要事業】

- ◆健康おおぐち 21 第二次計画
- ◆健康推進員活動
- ◆大口 2 万人体力測定
- ◆ポールウォーキング

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標         | 現状値               | 目標値               |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                   | 2012 年度(平成 24 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 地域活動へ「参加している」人の割合 | 37.9%             | 40%               | 45%               |

### (3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援

介護されることが必要となる状態にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発に努めるとともに、参加したくなるような企画や運動プログラムの開発など参加しやすい環境づくりに努めつつ、介護予防教室や口腔機能向上教室等を実施します。

また、住民主体による介護予防の推進を図り、体操を通じて高齢者を支え合う地域づくり、生きがいに努めます。

さらに、認知症に対する理解促進と認知症予防のための事業展開に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆お口の健口教室
- ◆高齢者の施設利用助成
- ◆住民主体の通いの場の普及

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標                | 現状値               | 目標値               |                   |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                          | 2014 年度(平成 26 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| (65 歳以上の) トレーニングセンター利用者数 | 220 人             | 270 人             | 350 人             |
| (65 歳以上の) 温水プール利用者数      | 140 人             | 180 人             | 250 人             |
| 住民主体の通いの場への参加            | 50 人              | 550 人             | 700 人             |

### (4) こころの健康づくりの推進

#### ①こころの健康づくり知識の普及・啓発

子どもはもちろん、大人にとっても生活リズムを整えることが心と体の健康を保つ

ための基礎となることから、「早起き、早寝、朝ごはん！」をキャッチフレーズに意識啓発に努めます。

また、こころの健康を保つことができるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性、こころの病気についての正しい知識の普及に努めます。

## ②こころの相談窓口に関する情報提供

過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、広報紙やホームページなど多様な媒体・機会を通じて、本町が実施している相談窓口のみならず、小中学校や県が実施している相談窓口の情報提供に努めます。

### 【主要事業】

◆なんでも健康相談

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標                    | 現状値            | 目標値            |                |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                              | 2012年度(平成24年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 目が覚めた時に疲労感が残る人<br>(週3日以上)の割合 | 46.0%          | 43%            | 40%            |

## 関連する計画・条例

■健康おおぐち21 第二次計画（平成26年度～平成35年度）

■第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）

### 3 医療・感染症予防

#### 現状と課題

- ・住民が健康で安心して暮らしていく上で、医療サービスの充実や適切な医療の確保は不可欠です。町内には、2015（平成 27）年 4 月現在 21 か所の医療施設（病院 1、内科診療所 9、歯科診療所 11）が整い、診療科目も充実してきました。
- ・救急医療体制として、休日診療当直医のほか、近隣市町の 3 病院を第 2 次救急医療機関\*に指定し、休日・夜間救急医療体制の充実を図ってきました。小児救急医療においても、尾北医師会及び岩倉市医師会の小児科医の連携により、小児科専門医による小児救急外来が設置されています。
- ・今後も、住民がより健康に安心して暮らせるようにするため、広域での医療体制の確保と医療情報の十分な提供が必要です。
- ・予防接種は、感染症予防としてその流行を防ぎ、社会全体、個人の健康を維持・管理していく上で重要な役割を担っています。
- ・本町では、予防接種法に基づき各種予防接種を実施しており、集団接種のほか、医療機関で個別接種ができるようにするなど接種体制の充実を図ってきました。今後も、予防接種に関する正しい情報の提供と知識の普及、予防接種が受けやすい体制づくりを進めるとともに、費用負担の軽減や新しい予防接種への対応などの検討が課題となっています。
- ・新型インフルエンザ等の感染症への対応については、平常時からの体制整備や情報収集、感染防止策の周知をしています。緊急時に迅速な対応をとることができるよう、関係機関や関係部署とのネットワークの確立に努め、住民の安全確保を図ることが重要です。

#### 現状と目標値

| 基本成果指標                | 現状値               | 目標値               |                   |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                       | 2014 年度(平成 26 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| かかりつけ医をもっている<br>町民の割合 | 64.4%             | 68%               | 72%               |

## 施策の体系

| 《基本施策》       | 《単位施策》       | 《個別施策》          | 《施策コード》 |
|--------------|--------------|-----------------|---------|
| 医療・感染症<br>予防 | (1) 医療体制の充実  | ①わかりやすい医療情報の提供  | 21311   |
|              |              | ②休日・夜間救急医療体制の充実 | 21312   |
|              |              | ③災害時に備えた保健予防の充実 | 21313   |
|              | (2) 感染症予防の推進 | ①感染症予防の啓発       | 21321   |
|              |              | ②予防接種の充実        | 21322   |

## 施策の内容

### (1) 医療体制の充実

#### ①わかりやすい医療情報の提供

かかりつけ医等がいることで、日常的な健康管理に役立つ病歴等の医療情報が集約され、疾病予防や病気の早期発見・早期治療や重複受診による医薬品の過剰摂取の防止などにつながることから、かかりつけ医等の普及啓発に努めます。

また、各種健診時や広報紙、ホームページ、子育て情報誌等を利用して、町内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来、休日診療当直医や救急医療情報センターといった休日・夜間診療についての情報をわかりやすく提供するように努めます。

#### ②休日・夜間救急医療体制の充実

安心して救急医療を受けられるように、町内や近隣市町の医療機関、近隣市町と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。

#### ③災害時に備えた保健予防の充実

災害発生時における感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理に迅速・的確に対応できるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化に努めます。

#### 【主要事業】

◆休日診療当直医

### (2) 感染症予防の推進

#### ①感染症予防の啓発

病原性の高い新興感染症\*に対して、町民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制づくりに努めるとともに、保健所等の関係機関と連携して、新興感染症の発生事態に迅速に対応するための大口町新型インフルエンザ等対策行動計画を基に業務継続計画を策定するなど、緊急時の体制づくりを進め

ます。

また、結核や風疹などの再興感染症\*やエイズ、食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報紙やホームページで正しい知識の普及を図ります。

## ②予防接種の充実

予防接種に対する意識向上と接種率の向上を図るため、予防接種の効果や副反応等のリスクの理解促進のため、知識の普及や予防接種方法に関する情報提供に努めます。

また、予防接種の広域化など接種しやすい環境を整えるとともに、費用負担の軽減や新しい予防接種についての対応を検討するなどその充実に努めます。

### 【主要事業】

#### ◆予防接種

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標       | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
|                 | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 予防接種の接種率        |                |                |                |
| 麻しん・風しん混合(MR)   | 95.0%          | 96%            | 98%            |
| BCG             | 99.0%          | 100%           | 100%           |
| 水痘              | 58.0%          | 85%            | 90%            |
| 二種混合(ジフテリア・破傷風) | 90.0%          | 92%            | 93%            |
| 日本脳炎2期          | 49.0%          | 85%            | 90%            |

## 関連する計画・条例

- 健康おおぐち21 第二次計画(平成26年度～35年度)
- 大口町地域防災計画(平成27年3月改訂)
- 大口町新型インフルエンザ等対策行動計画(平成27年3月策定)

# 1 高齢者福祉・介護保険

## 現状と課題

- ・本町の2015（平成27）年10月現在の65歳以上人口は5,109人で、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は21.9%で、町民の5人に1人以上が高齢者となっています。高齢者のいる世帯の構造も変化してきており、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の割合が近年大幅に増加しています。また、認知症の高齢者も増加しています。
- ・こうした背景の下、国は、認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」を2015（平成27）年1月に公表しました。この戦略は、認知症の理解を深めるための普及・啓発の推進をはじめ、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進等の指針が示されています。
- ・本町においても、認知症サポーター養成講座や認知症徘徊高齢者捜索模擬訓練に取り組むなど、認知症に対する正しい理解を啓発しています。
- ・高齢化の進展、世帯状況の変化等は、生活の様々な分野に影響を与え、家族や地域のあり方を含めた社会経済全体を変えることとなります。特に、増加し続ける要支援・要介護認定者への対策は最も重要な課題であり、すべての住民にとって大きな不安要素となっています。
- ・2000（平成12）年から始まった介護保険制度は、サービスの受給者数や利用量が増加し、社会にとって必要不可欠な制度となりました。その一方で、介護保険にかかる費用は増大しており、保険料の大幅な増加が見込まれる等の課題があります。
- ・こうした状況の中、国は介護保険について、地域包括ケアシステムのもと、各種取り組みを進めていくべきとしています。地域包括ケアシステムとは、たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域において生活が続けられるよう、介護、医療、介護予防・生活支援、住まいを一体化して提供していくという考え方で、介護保険法のサービス提供理念を具体化するための仕組みと言えます。
- ・このことから、高齢者の介護予防や生きがいづくりに取り組むとともに、高齢者を地域で見守り、支え合い、医療・介護・福祉等の多様な職種の連携による、持続可能で最適な高齢者福祉サービスが提供できる地域包括ケアシステムの構築が必要になっています。

## 現状と目標値

| 基本成果指標                  | 現状値            | 目標値            |                |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                         | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 生活支援・介護サービスなど的高齢者福祉の満足度 | 56.6%          | 58.5%          | 60.0%          |

## 施策の体系

| 《基本施策》     | 《単位施策》                 | 《個別施策》                                | 《施策コード》 |
|------------|------------------------|---------------------------------------|---------|
| 高齢者福祉・介護保険 | (1) 健康・生きがいのづくりの推進     | ① 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援【「成人の健康づくり」の再掲】 | 22111   |
|            |                        | ② 高齢者の生きがいのづくりの支援                     | 22112   |
|            |                        | ③ 老人クラブなど団体の育成・支援                     | 22113   |
|            |                        | ④ 高齢者の就労機会の充実                         | 22114   |
|            | (2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり | ① 高齢者の地域における居場所づくりと交流促進               | 22121   |
|            |                        | ② 認知症高齢者に対する理解促進                      | 22122   |
|            |                        | ③ 高齢者の虐待防止と権利擁護                       | 22123   |
|            |                        | ④ 高齢者の生活支援サービスの充実                     | 22124   |
|            | (3) 高齢者を支える体制の充実       | ① 地域包括ケアシステムの構築                       | 22131   |
|            |                        | ② 地域における見守り・支援体制づくり                   | 22132   |
|            | (4) 介護保険事業の充実          | ① 介護保険サービスの基盤確保                       | 22141   |
|            |                        | ② 介護保険財政の健全な運営                        | 22142   |
|            |                        | ③ 介護保険制度の周知と相談体制の充実                   | 22143   |
|            |                        | ④ 介護サービス事業所の質の向上                      | 22144   |

## 施策の内容

### (1) 健康・生きがいのづくりの推進

#### ① 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援

【(2-1-2)「成人の健康づくり」(3)】の再掲

#### ② 高齢者の生きがいのづくりの支援

高齢者の生きがいのづくりや仲間づくりを支援するため、高齢者教室をはじめとした生涯学習の充実を図るとともに、ポールウォーキングやグラウンドゴルフ等、軽スポーツの普及促進を図ります。

また、高齢者の健康づくりや生きがい活動の拠点施設である老人福祉センター（憩いの四季）や温水プール、トレーニングセンター等の関係機関と連携して施設利用の

促進を図ります。

### ③老人クラブなど団体の育成・支援

高齢者の地域社会への貢献活動や文化的な活動、健康づくり等の生きがい活動を推進するため、老人クラブの加入促進や老人クラブ活動の支援を行うなど、組織の活性化を図ります。

また、協働による地域活動を主体的に展開していく高齢者ボランティアグループの育成・支援に努めます。

### ④高齢者の就労機会の充実

高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、生きがい事業や仕事の開発を含め、NPO法人憩いの四季や大口町コミュニティ・ワークセンターの運営を支援します。

また、就労を希望する高齢者に就労機会を提供するため、ハローワーク等の関係機関との連携強化に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆大口町コミュニティ・ワークセンター補助
- ◆老人クラブ補助
- ◆いきいき 100 歳体操普及

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標        | 現状値            | 目標値            |                |
|------------------|----------------|----------------|----------------|
|                  | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| いきいき 100 歳体操参加者数 | 40人            | 60人            | 100人           |

## (2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり

### ①高齢者の地域における居場所づくりと交流促進

高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、社会福祉協議会を通じて、町内各地における「ふれあい・いきいきサロン」の開設支援と活動内容の充実に努めます。

また、高齢者に対する敬愛意識の向上を図るため、各地区で開催している敬老会を支援するとともに、町内保育園や児童センター、介護保険関連施設等で実施している多世代交流の場の充実に努めます。

### ②認知症高齢者に対する理解促進

認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法についての理解促進を図るため、引き続き認知症サポーター養成講座や認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練を開催するとともに、新たに認知症ケアパス\*の作成・普及や認知症カフェの開催を進めます。

また、認知症に対する子どもの理解を深めるため、小中学校における認知症サポーター養成講座の開催に努めます。

さらに、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置を進め、家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行います。

### ③高齢者の虐待防止と権利擁護

高齢者への虐待を防止するため、虐待防止のための啓発を行うとともに、地域包括支援センターが窓口となり、ケアマネジャーなどの関係者や関係機関と連携しながら、高齢者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めます。

また、判断能力に不安がある高齢者や認知症高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発と利用促進に努めます。

### ④高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が安心して自立した日常生活を送ることができるよう、緊急通報システムの設置や配食サービス、外出支援サービス、生きがい活動支援通所サービス等の高齢者の生活支援サービスを継続的に実施するとともに、ニーズの変化や制度変更等に柔軟に対応しながらサービス内容の充実に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆緊急通報体制等整備
- ◆外出支援サービス
- ◆生きがい活動支援通所
- ◆認知症サポーター養成講座
- ◆認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練の実施

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標     | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
|               | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 認知症サポーター養成累積数 | 1, 3 9 7 人     | 1, 7 0 0 人     | 2, 0 0 0 人     |

## (3) 高齢者を支える体制の充実

### ①地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターや社会福祉協議会と協力し、高齢者一人ひとりの身体状況や生活状況等に応じた、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図ります。

このため、地域包括支援センターや社会福祉協議会の体制強化や地域ケア会議の充実を図るとともに、尾北医師会等の関係機関と協力して、医療・介護連携の推進や訪問診療等の在宅医療ケアの促進に努めます。

### ②地域における見守り・支援体制づくり

高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや

生活を支える地域福祉活動を推進します。

このため、「高齢者見守り連絡会」の開催を通じて、地域住民や社会福祉協議会とともに、高齢者の見守り体制に関する検討や活動の実践を進め、町内外の事業所（新聞販売店、飲料販売店、金融機関、集配業者等）との協定による、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の安否確認、認知症高齢者の徘徊行方不明時における捜索体制の強化に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆医療・介護連携推進
- ◆高齢者見守り推進

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標           | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|
|                     | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 高齢者の見守りに関する協定書の事業所数 | 12事業所          | 35事業所          | 40事業所          |

### （４）介護保険事業の充実

#### ①介護保険サービスの基盤確保

高齢者が住み慣れた自宅や地域で必要な時に必要な介護サービスが受けられるようにするため、訪問介護や通所介護等の介護サービスの充実を図ります。

また、福祉関連事業者やボランティア等と協力しながら、「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進するとともに、国の制度変更について柔軟に対応し、サービスの実施に努めます。

#### ②介護保険財政の健全な運営

介護保険財政の健全化と質の高いサービスを利用者に提供するため、介護保険事業計画の定期的な見直しによる適正な介護保険料の設定や高齢者サービス調整会議による計画の進行管理を進めます。

また、ケアプランの点検や医療情報との突合等を行う介護給付適正化事業を実施します。

#### ③介護保険制度の周知と相談体制の充実

高齢者やその家族が介護保険制度を理解し、必要なサービスを適切に利用できるよう、パンフレット等を活用してわかりやすく周知するとともに、地域包括支援センターや町の窓口における相談支援の充実に努めます。

#### ④介護サービス事業所の質の向上

介護相談員を町内の介護老人福祉施設や介護老人保健施設等へ派遣し、利用者や家族の相談を受け、疑問や不満・不安の解消とサービス事業者の質の向上を図る介護相談員派遣事業を実施します。

**【主要事業】**

- ◆介護予防・日常生活総合支援
- ◆介護給付適正化

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標       | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
|                 | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| ケアプランチェック実施事業所数 | 全事業所<br>(7事業所) | 全事業所           | 全事業所           |

**関連する計画・条例**

- 第6期大口町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）
- 大口町介護保険条例
- 健康おおぐち21第二次計画（平成26年度～平成35年度）

## 2 障がい者(児)福祉

### 現状と課題

- ・障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念が掲げられています。
- ・障がいの種類、程度、そして個性も違う障がい者が、地域という同じ環境の中でその一員として暮らしています。障がい者それぞれの潜在的な能力を引き出し伸ばすことが、生活の質を高めるために重要であり、「やりたい」「できた」「楽しい」といったその人の気持ちを大切に、まず、活動し参加するという視点でのまちづくりが求められています。
- ・こうした考え方の実現を目指し、本町では、2008（平成 20）年度に「ともに生き、ともに支え合い自立をめざすまちづくり」を基本理念とした「第3期大口町障がい者ほほえみ計画」を策定し、各種障がい者施策を推進してきました。
- ・また同時に、2013（平成 25）年4月に施行された障害者総合支援法及びその前身である障害者自立支援に基づく「障害福祉計画」を3年ごとに策定し、第3期計画と一体となって障害福祉サービス等の充実を図ってきました。
- ・そして、2014（平成 26）年度に両計画を見直し、現在は、「第4期大口町障がい者ほほえみ計画」に沿った、各種障がい者施策を推進しています。
- ・高齢化や医療の発展等を背景に、本町における障がい者は、数と率の双方とも増加傾向にあります。
- ・ところが、そもそも本町は人口規模が小さく、障がい者の絶対数が、都市部の自治体と比べると少ないこともあり、町内における専門機関や福祉関連事業者等の社会資源は、決して豊富とは言えない状況にあります。
- ・このため、少ない社会資源をいかに有効活用するか、また町外の障がい福祉サービス事業所との連携をいかに密にするかということが非常に重要であり、地域包括支援センターに委託している相談支援事業を中心とした連携体制の構築を強化していく必要があります。
- ・また、2016（平成 28）年度に障害者差別解消法が施行されることから、障がい者の権利の保障や差別の解消に対する社会的な理解を深めていくことが課題になっています。

### 現状と目標値

| 基本成果指標             | 現状値               | 目標値               |                   |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                    | 2015 年度(平成 27 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 「合理的配慮」*に対する職員の認知度 | 障がい福祉関係職員のみ       | 90%               | 100%              |

## 施策の体系

| 《基本施策》    | 《単位施策》           | 《個別施策》                                 | 《施策コード》 |
|-----------|------------------|----------------------------------------|---------|
| 障がい者（児）福祉 | (1) 障がい者への地域生活支援 | ①相談支援体制の充実                             | 22211   |
|           |                  | ②福祉サービスの充実と関係者の連携                      | 22212   |
|           |                  | ③障がい者の権利擁護・虐待防止                        | 22213   |
|           | (2) 障がい者の社会参加促進  | ①就労・雇用機会の拡大                            | 22221   |
|           |                  | ②スポーツ・文化活動等を通じた社会参加促進                  | 22222   |
|           |                  | ③人にやさしい移動環境の形成                         | 22223   |
|           | (3) 障がい者に対する理解促進 | ①障がいを理由とする差別の解消の推進                     | 22231   |
|           |                  | ②地域での障がい者に対する理解促進                      | 22232   |
|           | (4) 障がい児支援の充実    | ①子どもの障がいの早期発見と早期対応                     | 22241   |
|           |                  | ②継ぎ目のない相談支援体制の確立（子どものライフステージ・ギャップゼロ作戦） | 22242   |

## 施策の内容

### （１）障がい者への地域生活支援

#### ①相談支援体制の充実

身体・知的・精神それぞれの障がいの相談に対し必要な情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援等に的確に対応できるようにするため、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実に努めます。

また、個別のケース会議等を通じて関係機関との情報共有と連携を強化し、専門的かつ適切な相談支援を実施します。

#### ②福祉サービスの充実と関係者の連携

障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、「大口町障がい者ほほえみ計画」や「大口町障害福祉計画」に沿って、相談支援体制の充実、既存の在宅サービスの有効利用、生活の場（グループホーム等）の確保策の検討等、障がい福祉サービスの充実に図ります。

また、地域包括支援センター主催の「事業所連絡会」を通じて、町内の障がい福祉サービス事業所との情報共有・連携を深めます。

### ③障がい者の権利擁護・虐待防止

障がい者の権利や財産を守るため、地域包括支援センターを中心にしながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。

また、障がい者への虐待を防止するため、庁内に設置している障がい者虐待防止センターが中心になって、家族のストレス緩和のためのケアや県等の関係機関と連携した事業者への指導・監視を図るとともに、虐待が発生した場合は迅速かつ適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図ります。

#### 【主要事業】

- ◆相談事業
- ◆地域生活支援事業
- ◆自立支援給付事業
- ◆地域生活支援事業

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 事業所連絡会開催回数 | 3回／年           | 4回／年           | 4回／年           |

## (2) 障がい者の社会参加促進

### ①就労・雇用機会の拡大

ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。

また、障がい者の雇用・就労機会の創出を図る観点から、町職員の障がい者雇用率が法定雇用率を維持できるよう計画的な採用を行うとともに、町内の障がい福祉事業者や施設、障がい者団体への業務等の委託に努めます。

### ②スポーツ・文化活動等を通じた社会参加促進

障がい者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、いきいきカード\*の見直しも視野に入れながら、トレーニングセンター及び温水プールの利用促進を図るとともに、社会福祉協議会による障がい者スポーツ大会等、社会参加事業の企画・運営を支援します。

また、社会福祉協議会を通じて、障がい者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動やピアカウンセリング\*等の当事者同士やその家族同士による活動への支援に努めます。

### ③人にやさしい移動環境の形成

障がい者が気軽に外出して生活行動範囲が拡大できるよう、引き続き歩行空間・公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めるとともに、コミュニティバス車輛のバリアフリー化を順次進めます。

また、タクシー料金助成の継続的な実施やリフト付き車輛による送迎などの外出支援サービスにかかる民間事業者の参入促進に努めます。

**【主要事業】**

- ◆社会福祉協議会補助
- ◆外出支援サービス
- ◆高齢者及び障がい者公の施設使用料等助成

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標                | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                          | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 地域包括支援センターにおける就労に関する相談件数 | 55件            | 70件            | 85件            |

**(3) 障がい者に対する理解促進****①障がいを理由とする差別の解消の推進**

2016（平成28）年度に障害者差別解消法が施行されるのに合わせて、障がいを理由とする差別や合理的配慮などについて、広報紙、ホームページ等で周知を図ります。

また、障がいを理由とする差別や合理的配慮などに関する知識の習得と理解を深めるため、職員向けの研修や情報提供を推進します。

**②地域での障がい者に対する理解促進**

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするため、社会福祉施設でのイベントや障がい福祉セミナーなどの開催を通じて、地域住民の障がい者に対する理解を促進します。

**【主要事業】**

- ◆障がい福祉セミナー

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標    | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
|              | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 障がい福祉セミナー参加者 | 16人            | 30人            | 40人            |

**(4) 障がい児支援の充実****①子どもの障がいの早期発見と早期対応**

乳幼児健康診査などを通して、乳幼児の障がいの早期発見に努めます。

また、早期対応を図るため、専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、たんぽぽ教室・たんぽぽ広場、母子通園ぱんだ教室、NPO団体との協働事業として実施しているあそびの学校などの療育体制の充実を図ります。

**②継ぎ目のない相談支援体制の確立（子どものライフステージ・ギャップゼロ作戦）**

障がいのある子どもと親が、その障がいの程度や特性、成長段階に応じた適切な支援を継続して受けられるようにするため、地域包括支援センターが中心になって障害福祉サービス事業者や保健センター、医療機関、保育園、学校などと連携して、個々

の障がい者（障がい児・発達障がい児）の情報共有を行い、必要な個別支援に適宜つなげていくシステムの強化を図ります。

【主要事業】

- ◆相談事業
- ◆地域生活支援事業

【目標指標】

| 単位施策の成果指標                | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                          | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 地域包括支援センターにおける関係機関との連携件数 | 127件           | 140件           | 160件           |

関連する計画・条例

- 第4期大口町障がい者ほほえみ計画（平成27年度から32年度）
- 第4期大口町障害福祉計画（平成27年度から29年度）

### 3 地域福祉

#### 現状と課題

- ・ 私たちが住む地域には、男性も女性も、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで、様々な人たちがともに生活していますが、個人の価値観の多様化や過度なプライベート意識への変化などを背景に、地域の人々の関わりやつながりが希薄化しているといわれるようになっていきます。
- ・ その一方で、高齢化や小世帯化等の進行に伴って、地域の支えが必要な人が増える傾向にある中、かつてあったような地域住民による支え合い・助け合いの仕組みが重要性を増しています。
- ・ このため、地域に住む多様な人の誰もがいきいきとした生活を送れるようになることを目指し、地域住民それぞれが自立することを基本としながらも、共助の精神を大切に、行政や事業者が提供するサービスと、地域住民が行う見守り・助け合いなどの地域活動やボランティア活動とを共に組み合わせ、一体的に地域福祉を進めていくことが必要になっています。
- ・ 本町では、従来から、民生委員・児童委員を中心とした地域の方や社会福祉協議会の協力を得ながら、ドアノッキング事業や、ふれあいサロン活動等、乳児から高齢者まで幅広い対象者を地域で見守る活動や居場所づくりを進めるなど、地域福祉の増進に努めてきました。
- ・ 今後とも、民生委員・児童委員によるドアノッキング事業を継続的・発展的に進めていくためには、3年毎の民生委員・児童委員の一斉改選時に新民生委員・児童委員に「子育て家庭の身近な相談相手となり課題を抱える親子を発見する」という趣旨を理解してもらう機会を設ける必要があります。同様に、乳幼児のみならず高齢者を含めた地域での見守りを行ってもらうための各種事業のスムーズな引継ぎが必要となります。
- ・ このため、研修を行うだけではなく行政としても積極的に情報交換を行っていく必要があります。

#### 現状と目標値

| 基本成果指標                                                    | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                                                           | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 住民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している住民の割合                            | 55.3%          | 56%            | 57%            |
| 高齢者や障がいのある人、ベビーカーを使っている人などを手助けしたことがある、手助けできると思うと回答した住民の割合 | 74.1%          | 75%            | 76%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》                | 《個別施策》                  | 《施策コード》 |
|--------|-----------------------|-------------------------|---------|
| 地域福祉   | (1) 地域福祉推進のための方針等の検討  |                         | 22310   |
|        | (2) 町民の福祉意識の醸成        | ①地域福祉意識の醸成              | 22321   |
|        |                       | ②福祉教育の充実                | 22322   |
|        | (3) 地域の福祉力の向上         | ①社会福祉協議会の機能強化           | 22331   |
|        |                       | ②地域福祉の担い手の発掘・育成         | 22332   |
|        |                       | ③地域福祉を担う団体への支援          | 22333   |
|        |                       | ④小地域福祉活動の促進と体制づくり       | 22334   |
|        | (4) 安心して地域で生活できる環境づくり | ①地域における見守り・支援体制づくり      | 22341   |
|        |                       | ②避難行動要支援者の支援体制づくり       | 22342   |
|        |                       | ③高齢者や障がい者等の虐待防止や権利擁護の推進 | 22343   |
|        | (5) 地域福祉活動拠点施設の充実     | ①集会場等地区施設の有効活用の促進       | 22351   |
|        |                       | ②民間施設の有効活用の検討           | 22352   |

## 施策の内容

### (1) 地域福祉推進のための方針等の検討

現在、社会福祉協議会が中心になって取り組んでいる地域福祉を、行政と事業者、地域住民やボランティア団体が一体となり、より一層連携して総合的に推進していくための方針について検討します。

#### 【主要事業】

- ◆地域福祉推進のための方針等検討

### (2) 町民の福祉意識の醸成

#### ①地域福祉意識の醸成

住民の地域福祉活動に対する意識・関心の向上及び必要性の周知を図るため、広く住民が学習する機会として、地域福祉をテーマとした講演会や講座、地域福祉活動実

践報告会等を開催します。

## ②福祉教育の充実

子どもの頃から福祉に対する理解を深めるため、手話・点字・車いす等の福祉体験を社会福祉協議会の支援・協力のもとで行う福祉実践教室を小中学校において引き続き実施します。

また、福祉教育は、子どもたちだけのものではないことから、人が生涯にわたり福祉にあたためる関心を寄せ、様々な人と「ともに生きる力」を養うための学びや体験の場として、親と子や孫と一緒に社会福祉施設等を見学するなどの大人も対象とした福祉教育の機会の提供に努めます。

### 【主要事業】

- ◆福祉講演会
- ◆障がい福祉セミナー
- ◆福祉実践教室
- ◆親子福祉教室
- ◆福祉出前講座
- ◆シニア講座

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 福祉実践教室参加者数 | 1, 031人        | 1, 130人        | 1, 240人        |

## (3) 地域の福祉力の向上

### ①社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担えるよう、組織力や活動の強化のための支援を進めます。

### ②地域福祉の担い手の発掘・育成

地域福祉活動に参加するリーダーや担い手となる人財を発掘・育成するため、社会福祉協議会や町民活動センター等と連携しながら福祉講座やボランティア養成講座等を開催します。

また、手助けが必要な人とボランティア等を結びつけるボランティア・コーディネート機能の充実を図ります。

### ③地域福祉を担う団体への支援

地域福祉の担い手として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を充実させるため、必要な知識と技能を修得するため、研修の実施と活動支援を行います。

また、子ども会や老人クラブ、ボランティア等、地域で活動している関係団体が活発に活動できるよう支援します。

#### ④小地域福祉活動の促進と体制づくり

ふれあいサロンや高齢者等の見守り活動などの小地域福祉活動が町内各地区で行われるよう、活動グループの育成や活動起こしに努めます。

また、3つの地域自治組織内における小地域福祉活動の推進母体となる部会等の設置を検討するなど、小地域福祉活動をまずは地域展開していくための体制づくりを進めます。

##### 【主要事業】

◆民生委員・児童委員活動

##### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標      | 現状値            | 目標値            |                |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 地域福祉を担うボランティア数 | 1, 050人        | 1, 100人        | 1, 150人        |

#### (4) 安心して地域で生活できる環境づくり

##### ①地域における見守り・支援体制づくり

高齢者や障がいのある人などが安心して地域で生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ、地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。

また、支援が必要な高齢者等の情報が、町や地域包括支援センターなどの関係機関へ伝わるように高齢者等情報交換会を継続します。

##### ②避難行動要支援者の支援体制づくり

災害時に備え、避難行動要支援者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、「大口町避難行動要支援者支援体制マニュアル」に沿って、個別支援計画を作成するなど、災害発生時における地域での避難支援が迅速に行われる体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者が適切な避難生活を送れるよう、地域の社会福祉施設を福祉避難所として活用できるよう努めます。

##### ③高齢者や障がい者等の虐待防止や権利擁護の推進

高齢者や障がい者等が虐待や悪徳商法等により身体や財産が侵害されないように、権利擁護の観点から関係機関と情報を共有化し連携します。

また、状況に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を促進することで、高齢者や障がい者等の日常生活を支えます。

##### 【主要事業】

◆避難行動要支援者支援

【目標指標】

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 福祉避難所数    | 1 か所           | 3 か所           | 3 か所           |

(5) 地域福祉活動拠点施設の充実

①集会場等地区施設の有効活用の促進

地区の集会場や学習等共同利用施設等を地域福祉活動の拠点として位置づけ、地域住民が気軽に集える場づくりを支援するなど、施設の有効活用を促進します。

②民間施設の有効活用の検討

地域住民が身近な地域で気軽に集える多様な場を確保するため、住民等が自己所有する建物の一部、あるいは全部を地域の高齢者等の居場所として開放し、地域住民が主体的に運営していくなど、既存の民間施設を地域福祉活動の拠点として有効活用していく方策や支援策について検討します。

【目標指標】

| 単位施策の成果指標   | 現状値            | 目標値            |                |
|-------------|----------------|----------------|----------------|
|             | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| ふれあいサロン参加者数 | 5, 855人        | 6, 000人        | 6, 300人        |

関連する計画・条例

- 大口町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）
- 第4期大口町障がい者ほほえみ計画（平成27年度～平成29年度）
- 大口町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画（平成27年度～平成31年度）

# 1 福祉医療

## 現状と課題

- ・社会的、経済的に弱い立場にある、子ども、母子・父子家庭の母・父並びに児童、心身障がい者、精神障がい者及び後期高齢者の健康の保持増進と福祉の向上を目指し、医療費の一部を助成する福祉医療費助成事業を実施しています。
- ・一部利用者に重複受診や頻回受診が見受けられることから、適正受診の啓発とジェネリック医薬品\*をさらに普及促進することで、全体的な医療費の抑制を図る必要があります。
- ・医療給付額が年々増加している中で、福祉医療費助成を継続するためには様々な方法を模索する必要があり、所得制限を設ける等といった手法も視野に入れて、幅広い選択肢の中から将来的な事業のあり方を検討することが求められます。

## 現状と目標値

| 基本成果指標                               | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                                      | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持 | 232,544千円      | 232,000千円      | 232,000千円      |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》           | 《個別施策》 | 《施策コード》 |
|--------|------------------|--------|---------|
| 福祉医療   | (1) 福祉医療費助成制度の継続 |        | 23110   |
|        | (2) 福祉医療費助成制度の周知 |        | 23120   |
|        | (3) 福祉医療費の適正化    |        | 23130   |

## 施策の内容

### (1) 福祉医療費助成制度の継続

少子高齢化や人口減少時代において本町を持続的に発展させていく観点から、近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、また、幅広い観点から、様々な可能性を模索しつつ、福祉医療費助成制度の継続に努めます。

また、制度の充実について国・県に要望します。

#### 【主要事業】

- ◆子ども医療費助成
- ◆母子・父子家庭医療費助成
- ◆障害者医療費助成
- ◆精神障害者医療費助成
- ◆後期高齢者福祉医療費助成

### (2) 福祉医療費助成制度の周知

支援が必要な人を的確かつ適切に支援するために、関係部署との連携を密にして、対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努めます。

### (3) 福祉医療費の適正化

福祉医療費助成制度を維持していくため、重複受診・頻回受診の抑制とジェネリック医薬品の普及促進を図るなど医療費の適正化を図り、持続可能な制度の運用に努めます。

## 関連する計画・条例

- 大口町子ども医療費支給条例
- 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例
- 大口町障害者医療費支給条例
- 大口町精神障害者医療費支給条例
- 大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱

## 2 低所得者世帯の自立・生活支援

### 現状と課題

- ・生活保護制度は、「社会保障の最後のセーフティネット」であり、その役割は、最低限度の生活保障と自立の助長を目的としています。
- ・平成 22 年度末の生活保護世帯は、70 世帯ありましたが平成 23 年度末には 65 世帯、平成 24 年度末には 56 世帯、平成 25 年度末には 53 世帯、平成 26 年度末には 47 世帯と徐々にではありますが減少しています。これは、尾張福祉相談センターと町・社会福祉協議会及び公共職業安定所が連携して住宅支援給付や総合支援資金貸付及び求職者支援制度等を利用して仕事や住居及び生活費についての相談等の支援を行ったことによるものと考えられます。
- ・平成 26 年度は、20 件の生活保護の相談がありそのうち 10 件が働ける世代からの失業を理由とした生活保護の相談で、高齢者世帯・障がい者・疾病者世帯のそれぞれ 5 件より多くなっています。
- ・被保護世帯の状況をみると、2015（平成 27）年には、高齢者世帯が約 50%、障がい者・疾病者世帯が約 40%と自立更生が困難な世帯が多く、また、保護受給期間が長期化する傾向にあります。
- ・2015（平成 27）年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されました。これによって、福祉事務所を設置しているすべての自治体では、生活に困窮している人が生活保護になることなく、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員が相談を受け、その人の抱える様々な問題に対応した支援へとつなげる生活困窮者自立支援事業を、第 2 のセーフティネットとして実施する必要性が生じました。
- ・本町は、福祉事務所を設置していない町村であるため、直接の事業主体ではありませんが、同法の趣旨を踏まえ、愛知県尾張福祉相談センターと連携して、生活に困窮している町民の自立支援に対応していく必要があります。
- ・特に、子どもの貧困とその世代間連鎖が社会問題化している中、生活困窮世帯の子どもに対しては、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標 | 現状値               | 目標値               |                   |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
|        | 2015 年度(平成 27 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 生活保護率  | 2. 5 4 %          | 2. 5 %            | 2. 5 %            |

## 施策の体系

| 《基本施策》                 | 《単位施策》                    | 《個別施策》           | 《施策コード》 |
|------------------------|---------------------------|------------------|---------|
| 低所得者世帯<br>の自立・生活<br>支援 | (1) 適切な保護等の実<br>施         | ①生活困窮者自立支援制度等の周知 | 23211   |
|                        |                           | ②要支援等生活困窮者の的確な把握 | 23212   |
|                        | (2) 生活困窮世帯の子どもに対する支援の実施検討 |                  | 23220   |

## 施策の内容

### (1) 適切な保護等の実施

#### ①生活困窮者自立支援制度等の周知

経済的に生活が困窮している住民が必要な保護や相談支援等が受けられるようにするため、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の周知に努めます。

#### ②要支援者等生活困窮者の的確な把握

愛知県尾張福祉相談センターが実施している自立相談支援や住居確保給付金支給などの自立相談支援事業の活用により、生活に困窮している住民の自立を促すとともに、必要に応じて生活保護に的確につなげていきます。

また、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との連携により、保護や自立相談支援を必要としている世帯の早期把握に努めるとともに、尾張福祉相談センターが主催する支援調整会議を通じた的確な対応に努めます。

### (2) 生活困窮世帯の子どもに対する支援の実施検討

子どもの貧困と貧困の連鎖を防止するため、愛知県尾張福祉相談支援センターと協議を進め、生活困窮世帯で育つ子どものための居場所の提供や学習支援、養育支援に関わる事業実施について検討を進めます。

#### 【主要事業】

- ◆生活困窮者自立支援

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 生活困窮者相談者数 | 7人             | 15人            | 20人            |

### 3 公的医療保険・年金

#### 現状と課題

- ・国民健康保険は、医療機関での受診や治療の機会が多くなる高齢者の割合が年々増加していることに加え、医療技術の進歩に伴い医療費が増加傾向にあり、保険財政の悪化や保険税の収納率の低下を招かないよう、健全な事業運営を進める必要があります。
- ・国民健康保険の構造的な問題に対する財政基盤の強化を講じた上で、2018（平成30）年度から運営主体を都道府県化する医療制度改革が予定されています。
- ・後期高齢者医療制度では、広域連合と連携をとりながら、制度の適切で安定的な運営が求められています。
- ・2008（平成20）年度から生活習慣病の予防を目的として40歳以上を対象に特定健康診査・特定保健指導を行うことが保険者に義務付けられ、その受診率向上に努めているものの、受診率は半数以下にとどまっています。
- ・国民年金制度は、持続可能な年金制度の構築が課題となっており、このためには、支えられる世代と支える世代の相互理解が必要です。また、年金制度の将来の不安を原因とした未加入者が増えていることから、国民年金制度の一層の周知・理解が必要になっています。

#### 施策の体系

| 《基本施策》            | 《単位施策》                             | 《個別施策》    | 《施策コード》 |
|-------------------|------------------------------------|-----------|---------|
| 公 的 医 療 保 険 ・ 年 金 | (1) 公 的 医 療 保 険 制 度<br>の 適 正 な 運 用 | ①生活習慣病の予防 | 23311   |
|                   |                                    | ②医療費の適正化  | 23312   |
|                   |                                    | ③収納率の向上   | 23313   |
|                   | (2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発              |           | 23320   |

## 施策の内容

### (1) 公的医療保険制度の適正な運用

#### ①生活習慣病の予防

健康維持と医療費の抑制を図るため、特定健康診査等実施計画に沿って、特定健康診査及び保健指導を行い、医療費の多くを占める生活習慣病の早期発見・重症化予防に努めます。

また、近年受診率が低下傾向であるため、特定健康診査の未受診者への勧奨に努めます。

#### ②医療費の適正化

医療費の適正化を図るため、医療費支出や疾病等に関するデータ分析を行い、分析結果を踏まえたデータヘルス計画を基に効果的な保健事業を実施します。

また、重複・多受診者に対する適正受診の指導やジェネリック医薬品の普及を図ります。

#### ③収納率の向上

口座振替やコンビニエンスストア収納等の納税機会を一層促進することによって、納税者の利便性向上を図ります。

また、個々に応じた納税相談を実施することによって自主納税を促し、収納率の向上に努めます。

#### 【主要事業】

◆特定健康診査等

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 特定健康診査受診率  | 48.7%          | 60%            | 65%            |
| 国民健康保険税収納率 | 95.3%          | 95.5%          | 96.0%          |

### (2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発

医療保険制度・年金制度への町民の理解を深めるとともに、加入・納付勧奨を図るため、広報紙やホームページへの掲載、リーフレットの配布などにより、制度の周知に努めます。

また、年金制度の理解促進と制度に対する不安解消を図るため、年金加入者・受給者の年金相談を充実します。

## 関連する計画・条例

- 大口町国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 大口町国民健康保険条例
- 大口町国民健康保険税条例
- 大口町後期高齢者医療に関する条例

### 第3章：災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

#### 第1節：安全安心の地域社会形成

## 1 消防・防災

### 現状と課題

- ・近年、大規模な自然災害や複雑・多様化する特殊災害、新種の疾病など、消防・救急を取り巻く環境は大きく変化しており、その重要性はますます高まっています。
- ・このように変化する消防・救急環境に適正に対応できるよう、本町と扶桑町で組織する丹羽広域事務組合消防本部と連携しながら、組織力と対応力のさらなる充実が必要になっています。
- ・消防施設及び人員とともに消防力の一つである防火水槽は、昭和32年に設置が始まりましたが、設置から50年を超え老朽化が進んでいます。そのため、計画的な改修が課題になっています。
- ・また、東海地震をはじめとする南海トラフ地震などの大規模地震の発生が懸念される一方で、台風や異常気象による集中豪雨等の自然災害も増加しています。
- ・第7次大口町総合計画策定のためのアンケート調査では、防災・浸水対策は重要度の高い施策に挙げられていることから、住民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の構築が求められています。
- ・これまでも、地域防災計画に基づき、総合的な防災訓練などを通じて防災組織の連携強化を進めていますが、より実践的な訓練に見直すことなどが必要になっています。
- ・2013（平成25）年度から、行政内部の災害時業務の仕分けと地域防災計画の大幅な見直しを行い、行政無線の更新や拡大、公共施設の耐震化、防災倉庫の整備等を実施し、防災体制の充実を進めてきましたが、一層の防災危機管理体制強化が課題となっています。
- ・地域における自助・共助による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団や自主防災組織、防災ボランティアの充実強化が必要です。

### 現状と目標値

| 基本成果指標               | 現状値            | 目標値            |                |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
|                      | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 消防・救急体制に満足している住民の割合  | 76.6%          | 78%            | 80%            |
| 防災訓練に積極的に参加している住民の割合 | 6.1%           | 9%             | 12%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》         | 《個別施策》            | 《施策コード》 |
|--------|----------------|-------------------|---------|
| 消防・防災  | (1) 消防・救急体制の充実 | ①消防・救急力の充実・強化     | 31111   |
|        |                | ②体制の広域化           | 31112   |
|        |                | ③消防団の活動支援         | 31113   |
|        |                | ④消防水利の充実          | 31114   |
|        | (2) 防災体制の充実    | ①防災危機管理体制の充実      | 31121   |
|        |                | ②防災情報通信体制の充実      | 31122   |
|        | (3) 地域防災力の強化   | ①防災意識の向上と防災訓練の普及  | 31131   |
|        |                | ②自主防災組織の充実・連携     | 31132   |
|        |                | ③災害支援ボランティアとの連携強化 | 31133   |
|        |                | ④事業者防災の促進と連携      | 31134   |
|        |                | ⑤広域応援体制の整備        | 31135   |
|        | (4) 災害に強いまちづくり | ①浸水対策の充実          | 31141   |
|        |                | ②防災設備の整備・公共施設の耐震化 | 31142   |

## 施策の内容

### (1) 消防・救急体制の充実

#### ①消防・救急力の充実・強化

住民の安全を確保するため、丹羽広域事務組合消防本部と連携を取りながら、火災発生予防及び出火や地震、洪水被害、救急業務に迅速・確実に対応するとともに、消防施設の整備や装備の充実を図ります。

#### ②体制の広域化

増大・頻発する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図り、行財政上の様々なスケールメリットを生かした消防体制の充実・強化を図ります。

#### ③消防団の活動支援

地域ごとの消防団の防災活動を支援するために、町内消防施設や装備の充実、教育訓練等を推進し、常備消防との連携強化に取り組むとともに、消防団の組織編成等を検討し、団員の確保に努めます。

#### ④消防水利の充実

消防活動を行うために必要な消防水利の整備や修繕を進め、その充実に努めます。  
また、老朽化する防火水槽の計画的な改修を行い、その防火水槽の整備を進めます。

##### 【主要事業】

- ◆消防施設管理・運営
- ◆消防団活動

##### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標 | 現状値               | 目標値               |                   |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
|           | 2015 年度(平成 27 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 防火水槽改修数   | 0 基               | 20 基              | 40 基              |

### (2) 防災体制の充実

#### ①防災危機管理体制の充実

防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、企業、ボランティア団体等を含めた防災訓練の充実に努めます。

また、大規模地震発生時における職員初動マニュアルを策定し、災害危機管理研修などを定期的実施して危機管理体制の充実に努めます。

#### ②防災情報通信体制の充実

災害情報や被害報告の迅速かつ的確な収集・伝達のために、行政無線及びMCA無線\*の充実に努めるとともに、いち早く住民に災害情報などを配信するため、「あんしん安全ねっと」等による情報伝達システムの普及を推進します。

##### 【主要事業】

- ◆自治体メール配信

##### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標                   | 現状値               | 目標値               |                   |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                             | 2015 年度(平成 27 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| あんしん安全ねっと登録者数<br>(防災情報登録件数) | 1,837 件           | 2,000 件           | 2,200 件           |

### (3) 地域防災力の強化

#### ①防災意識の向上と防災訓練の普及

住民一人ひとりの防災意識と防災能力の向上のため、より実践的な防災訓練や避難所訓練の実施及び参加者増加を促進します。

また、各種講座や学校教育、広報等を通じて、住民の防災意識と知識の向上を図ります。

## ②自主防災組織の充実・連携

大規模災害の発生による被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するため、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等に組織的に対応できるような実践的な自主防災組織のあり方を検討するとともに、防災関係団体のネットワーク化に努めます。

## ③災害支援ボランティアとの連携強化

自主復旧・自立再建が困難な大規模災害が発生した場合には、多様できめ細かい災害ボランティアの受け入れが必要不可欠であるため、社会福祉協議会などと連携し、被災地からの支援要請をつなぐ受入体制の整備と、ボランティア相互の協力・連絡体制づくりに努めます。

## ④事業者防災の促進と連携

災害発生後の事業者の事業継続・早期再建のため、事業所の防災意識の向上や事業継続計画策定を促進し、防災対策に取り組みます。また、医療機関、福祉施設などと連携して、応援体制の整備を図ります。

## ⑤広域応援体制の整備

災害発生時に災害応急活動及び復旧活動を速やかに実施するため、近隣団体に加えて遠方に所在する団体との相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図ります。

また、大規模災害発生時における人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点や受援体制の確保・整備に努めます。

### 【主要事業】

#### ◆災害対策

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標            | 現状値            | 目標値            |                |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
|                      | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 食料や水などを家庭内備蓄している人の割合 | 73.2%          | 75%            | 77%            |

## (4) 災害に強いまちづくり

### ①浸水対策の充実

集中豪雨による浸水被害などを防止し、住民の安全な暮らしを確保するため、流域の土地利用の状況を踏まえた新たな浸水被害防止策が必要であることから、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、河川管理者、下水道管理者及び流域内の自治体と共同で策定した「新川流域水害対策計画」により浸水被害防止を図ります。

## ②防災設備の整備・公共施設等の耐震化

災害発生時の被害を最小限にするため、災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。

また、住宅の耐震化・不燃化を促進するとともに、災害時における避難場所や防災活動拠点施設などの充実を図ります。

### 【主要事業】

- ◆調整池整備
- ◆調整池維持管理
- ◆河川排水路整備
- ◆河川排水路維持管理
- ◆住環境整備

## 関連する計画・条例

- 丹羽広域事務組合同規約
- 大口町消防団条例
- 新川流域水害対策計画（平成 19 年 10 月 30 日策定）  
（平成 26 年 10 月 17 日一部変更）
- 大口町地域防災計画（平成 26 年度改定）
- 大口町耐震改修促進計画（平成 21 年度～平成 32 年度）

### 第3章：災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

#### 第1節：安全安心の地域社会形成

## 2 防犯

### 現状と課題

- ・防犯活動は「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に基づく自主的な地域活動であり、その活動の目的が明確であることや警察署の協力体制ができていることから、本町においても各地域で積極的に行われています。
- ・本町では、地域住民が主体となった防犯活動が活発化するように、大口町地域安全パトロール協議会を通じて防犯情報や防犯活動時の資器材の提供を行っています。
- ・比較的分かりやすく参加しやすい地域活動であることや、地域での防犯意識の高まりなどから、防犯活動団体は年々増えてきており、青色防犯パトロール活動を地域自治組織単位で始めています。
- ・このように活動が活発化している一方で、長く活動を続けている団体の中には、会員の高齢化により活動を中止する団体も出てきています。
- ・第7次大口町総合計画策定のためのアンケート調査でも、施策の優先度の第3位に「犯罪にあうことのない安心感」があがっており、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、地域住民同士が互いに顔の見える信頼関係を築き、犯罪抑止機能を強化していくことが重要です。
- ・このため、住民の自発的な活動を支援し、協力する体制を整えるとともに、団体が様々な地域の状況に応じた防犯体制を築き、主体性を持って防犯活動が実施できるようにしていく必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標                    | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                           | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 防犯パトロールなど地域の取り組みとその支援の満足度 | 62.4%          | 64%            | 66%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》        | 《個別施策》           | 《施策コード》 |
|--------|---------------|------------------|---------|
| 防 犯    | (1) 地域防犯体制の強化 | ①地域総合防犯対策の実施     | 31211   |
|        |               | ②防犯意識の向上         | 31212   |
|        |               | ③地域の自主防犯活動の支援・強化 | 31213   |
|        | (2) 防犯対策の環境整備 | ①防犯環境の整備         | 31221   |
|        |               | ②犯罪情報等の提供の充実     | 31222   |
|        |               | ③犯罪の防止に配慮した施設づくり | 31223   |

## 施策の内容

### (1) 地域防犯体制の強化

#### ①地域総合防犯対策の実施

地域の防犯対策として、住宅や交通事情、道路環境、周辺施設などの地域環境や住民による防犯活動の状況などを考慮し、地域住民や活動する団体の意見を聞き、地域自治組織単位で地域特性に応じた総合的な防犯対策を促進します。

#### ②防犯意識の向上

地域住民の防犯意識を高めるため、犯罪発生状況などの情報を定期的に提供するとともに、地域ごとの特性に応じた防犯講座の開催や防犯活動を行い、防犯知識の習得や意識の向上を促します。

#### ③地域の自主防犯活動の支援・強化

大口町地域安全パトロール協議会を中心として各地域の防犯団体との協力体制を強化し、町全体の防犯体制の充実を図ります。

また、地域自治組織における小学校区ごとの青色防犯パトロール活動や小学校の登下校時に実施されるあんしんパトロール団、PTAなどによる校外パトロールなど、自主的な防犯活動団体と相互に連携し、地域の防犯力の強化を図ります。

さらに、防犯研修会などによる新たな担い手の発掘や育成に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆地域防犯対策
- ◆防犯対策補助

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標           | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|
|                     | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 大口町地域安全パトロール協議会加入人数 | 1,565人         | 1,580人         | 1,600人         |

## （２）防犯対策の環境整備

### ①防犯環境の整備

犯罪の発生を抑止して住民を犯罪から守るため、江南警察署からの情報提供に努めるとともに、地域住民の意見や協力を得て、防犯灯や防犯カメラなどの防犯設備を充実させます。

### ②犯罪情報等の提供の充実

犯罪等の被害を未然に防ぐために、広報紙やホームページなどで防犯対策の必要性を啓発し、防犯意識の向上を図ります。さらにはメールサービスなどを通じて、個人や家庭に対して犯罪発生状況や不審者などの情報を提供します。

また、大口町地域安全パトロール協議会に登録する各種防犯団体向けにも地域安全パトロール情報をメールやファックスで提供し、関係者の情報共有化を図ります。

### ③犯罪の防止に配慮した施設づくり

道路、公園、広場等の公共の場所において、犯罪の防止に配慮した施設・設備の整備や管理を推進するとともに、民間の施設においても同様の視点から安全に配慮した施設づくりを促進します。

#### 【主要事業】

- ◆防犯灯整備
- ◆自治体メール配信システム

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標                   | 現状値               | 目標値               |                   |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                             | 2015 年度(平成 27 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| あんしん安全ねっと登録者数<br>(防犯情報登録件数) | 1,744 人           | 2,000 人           | 2,100 人           |

## 関連する計画・条例

### ■大口町民安全安心条例

## 3 交通安全

### 現状と課題

- ・本町には国道41号と国道155号の2本の幹線道路が通っており、朝と夕方の通勤通学時間帯に交通量が多く、交通事故が多く発生しています。また、町道等生活道路も抜け道として交通量が多くなっていることから、2015（平成27）年3月には豊田区の一部地内をゾーン30\*速度規制区域に指定しました。
- ・交通安全対策の推進にあたっては、住民に一番身近な市町村や警察署の役割が極めて重要です。その上で、行政、学校、家庭、企業等が役割分担しながらその連携を強化するとともに、住民が交通安全に関する各種活動に様々な形で積極的に参加し、協働していくことが有効です。
- ・さらに、地域の安全性を高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要です。
- ・超高齢社会を迎え、きめ細やかで総合的な交通安全対策の推進が一層必要とされています。また、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築しなければなりません。
- ・特に今後、高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、事故を未然に防止するための対策を強化することが喫緊の課題です。
- ・また、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守るための交通安全対策が一層求められます。このため、通学路における歩道整備などを積極的に推進する必要があります。
- ・自転車は、被害者となる場合と加害者となる場合があることから、それぞれの対策を講じる必要があります。また、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景にあり、ルールやマナーに違反する行動が見受けられることから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標           | 現状値            | 目標値            |                |
|------------------|----------------|----------------|----------------|
|                  | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 交通事故年間発生件数（人身事故） | 222件           | 210件           | 200件           |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》        | 《個別施策》              | 《施策コード》 |
|--------|---------------|---------------------|---------|
| 交通安全   | (1) 交通安全意識の高揚 | ①交通安全教育・交通安全啓発事業の充実 | 31311   |
|        |               | ②交通ボランティア等の自主活動の支援  | 31312   |
|        | (2) 交通安全環境の整備 | ①交通安全施設の整備          | 31321   |
|        |               | ②バリアフリー環境の向上        | 31322   |

## 施策の内容

### (1) 交通安全意識の高揚

#### ①交通安全教育・交通安全啓発事業の充実

県、町、警察、学校、関係民間団体、行政区、地域自治組織、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携を取りながら地域ぐるみの交通安全活動が推進されるよう支援します。

高齢者を中心に、子どもやその親といった多世代が交通安全をテーマにした世代間交流が進むよう努めるとともに、各年代に応じた交通安全教育を行います。

また、交通安全推進協議会の委員による街頭監視活動や、交通安全協力団体による啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚を推進します。

#### ②交通安全ボランティア等の自主活動の支援

通学路における児童の交通安全を地域ぐるみで見守るために、行政区や地域自治組織と協力して、各小学校のあんしんパトロール団等の交通安全ボランティアが充実した活動を継続して行えるよう支援します。

#### 【主要事業】

- ◆交通安全教室
- ◆交通安全街頭監視活動

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 交通安全教室参加者数 | 920人           | 960人           | 1,000人         |

## **(2) 交通安全環境の整備**

### **①交通安全施設の整備**

「人」の視点に立った交通安全対策を推進していくために、通学路など特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道やカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備し、きめ細やかな事故防止対策を実施します。

### **②バリアフリー環境の向上**

歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、歩道等の段差解消や危険箇所の改修、路面の凹凸の改善などバリアフリー環境の向上に努めます。

#### **【主要事業】**

- ◆通学路危険箇所改善
- ◆交通安全施設整備

## **関連する計画・条例**

- 大口町民安全安心条例
- 第8次大口町交通安全計画
- 大口町通学路交通安全プログラム

### 第3章：災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

#### 第1節：安全安心の地域社会形成

## 4 消費生活

### 現状と課題

- ・消費者を取り巻く環境は、消費・サービスの多様化や超高齢・情報化社会の進展により大きく変化しています。インターネットや携帯電話の普及等により社会生活は便利で豊かになった一方で、新たな形態の詐欺行為など巧妙な手口による犯罪の発生や悪質商法の複雑・多様化など、消費生活に関する問題はますます深刻化しています。
- ・また、国内外で食品の産地や原材料の偽装などが社会問題化し、食の安全・安心に対する消費者の信頼を確保していくことが求められています。
- ・国は、消費者の権利保護をさらに強化するために、消費者の安全・安心に関わる問題について幅広く所管する消費者庁及び消費者委員会を2009（平成21）年に設置しました。
- ・また、県は消費生活に関する施策について総合的・計画的に推進するため、2010（平成22）年に愛知県消費者行政推進計画を策定し、市町村の消費生活相談体制強化に向けた支援に取り組んでいます。
- ・本町では、消費生活相談を月1回開催しており、急用の場合には県で対応していますが、今後は県の相談センターが整理統合される方向にあることから、町の相談体制の充実が求められています。
- ・本町では、消費生活講座の開催や消費生活情報紙の配布を通じて、啓発活動や情報提供などを行っています。
- ・消費者である住民が、安全で安心な生活を送るためには、消費者団体と連携・協力しながら、正しい情報を積極的に提供するとともに、幅広い年代を対象とした消費者教育が求められます。
- ・また、消費者トラブルに対して迅速かつ適切な対応が必要となるため、関係機関や関係部署との連携を図り、消費生活相談や消費者被害の支援体制を充実していく必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標             | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|
|                    | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 詐欺や悪徳商法に注意している人の割合 | 80.2%          | 82%            | 84%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》            | 《個別施策》     | 《施策コード》 |
|--------|-------------------|------------|---------|
| 消費生活   | (1) 消費者活動<br>への支援 | ①消費者教育の推進  | 31411   |
|        |                   | ②情報の収集及び提供 | 31412   |
|        | (2) 消費生活相談体制の充実   |            | 31420   |

## 施策の内容

### (1) 消費者活動への支援

#### ①消費者教育の推進

住民が安心して生活を営むことができる賢い消費者になる上で必要な知識を身につけられるよう、消費生活団体と連携した消費生活講座を継続開催するとともに、子どもから高齢者まで、学校、地域、家庭、職場等の様々な場所で、生涯を通じて消費者教育を受けられる機会の充実に図ります。

#### ②情報の収集及び提供

悪質商法などの被害や強引な商品・サービス販売のトラブルを未然に防止できるよう、消費者庁や愛知県、独立行政法人国民生活センター等関係機関と連携し、複雑・多様化する商品・サービスの取引形態や犯罪の手口など、消費生活において必要な情報を迅速かつ的確に収集し、広報紙やホームページ、消費生活情報紙などを通じて住民に提供します。

#### 【主要事業】

##### ◆消費生活推進

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 消費生活講座出席者数 | 40人            | 60人            | 80人            |

### (2) 消費生活相談体制の充実

多様化する消費生活に関する問題や消費者被害に対応する消費生活相談の開催を通じて、相談者が抱える問題の解決につなげていくとともに、必要に応じて関係機関に

紹介するなど、迅速かつ適正な対応に努めます。

また、消費者ニーズに対応するため、県や近隣市町との連携を強化し、消費相談に必要な情報を把握することによって、消費生活相談の資質向上や相談体制の整備・充実に努めます。

**【主要事業】**

◆消費生活推進

**関連する計画・条例**

■愛知県消費者行政推進計画

## 1. 道路・交通

### 現状と課題

- ・道路は、円滑で活発な社会経済活動や住民の生活を支える重要な社会資源です。その整備には、用地買収や工事費など多くの事業費と長い期間を要することから、広域的な道路ネットワークや費用対効果を踏まえ、整備計画を見直すことも含めて検討が必要となっています。
- ・町内には、歩道のない道路が数多く存在しますが、歩道を新たに設置するには道路幅員の拡張等のために多くの事業費が必要となります。事業費の縮減や迅速化を図りつつ、歩行者の安全性を高めるためには、路肩部分のカラー塗装（グリーンベルト）などにより歩道設置に替わる対策が求められます。また、近年増加している自転車と歩行者間での事故の発生防止のための対策も求められています。
- ・国道や県道等の主要幹線道路整備の遅れから、渋滞を避けるため集落内の通過交通量が多くなっています。そのため、集落内での交通安全を確保する対策が求められています。
- ・町内には建物が立ち並び、道路幅員が4mに満たない狭あい道路や行き止まり道路が多く存在するため、救急車や消防車の通行、災害時の避難に支障となるなどの問題を抱えています。このため、それらの解消に向けた計画的な整備及び施策の立案が必要となっています。
- ・整備された道路の中には、良好な道路景観を形成するため植樹帯を設けています。近年、維持管理費が増加していることから、剪定・草刈の回数を減らしているため、適正な時期での管理が困難となってきています。そのため、交差点部分の見通しが悪くなり、交通事故の危険性が高まってきているため対応が必要となっています。
- ・町内の道路や橋梁は、高度経済成長期に大量に整備してきたことや交通量の増加と車両の大型化に伴って、老朽化などによる更新が集中してきています。道路や橋梁を根幹的な社会資本として維持保全していくためには、長期的かつ予防的な観点を持った計画的な維持管理や老朽化した橋梁の修繕や架け替えが求められています。
- ・本町では、2005（平成17）年8月からコミュニティバスの有償運行を開始して以来、住民の日常生活の足として毎年利用者数を伸ばしてきました。
- ・2012（平成24）年8月からNPO団体「町民活動まかせてネット」（現：NPO法人「まちねっと大口」）と協働で「コミュニティバスサポート隊」を結成し、月1回の会議を開催し、コミュニティバスの利便性向上や乗客数を増やすための企画を立案、実施しています。
- ・コミュニティバス事業は、公共交通機関がなかった本町に「暮らしの足」を確保するため、利用者のニーズに応じたルート、バス停、ダイヤ改正等により、今日の運行基盤が整っています。また、運行負担金削減策としては、企業等との支援協定による運

行支援金やバス車体等の広告収入が貴重な財源となっています。

## 現状と目標値

| 基本成果指標                       | 現状値               | 目標値               |                   |
|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                              | 2014 年度(平成 26 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 段差解消や道幅の確保など歩道の歩きやすさ・安全性の満足度 | 47.0%             | 48%               | 50%               |
| コミュニティバス利用者数                 | 121,518人          | 130,000人          | 150,000人          |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》              | 《個別施策》                   | 《施策コード》 |
|--------|---------------------|--------------------------|---------|
| 道路・交通  | (1) 円滑に移動できる幹線道路の整備 | ①国道（都市間幹線道路）の早期整備の促進     | 32111   |
|        |                     | ②幹線道路の計画的な整備             | 32112   |
|        |                     | ③都市計画道路の見直し検討            | 32113   |
|        | (2) 安全・快適な道路環境の確保   | ①歩行者・自転車の安全確保            | 32121   |
|        |                     | ②交通安全施設の整備               | 32122   |
|        |                     | ③狭あい道路や行き止まり道路の解消        | 32123   |
|        |                     | ④道路緑化の推進と地域ぐるみの道路美化活動の促進 | 32124   |
|        | (3) 道路・橋梁の計画的な維持管理  | ①計画的な維持管理の推進             | 32131   |
|        |                     | ②危険箇所の早期発見と計画的修繕         | 32132   |
|        | (4) 人にやさしい移動環境の整備   | ①コミュニティバスの利便性の向上         | 32141   |
|        |                     | ②快適に移動できる交通環境の整備         | 32142   |

## 施策の内容

### (1) 円滑に移動できる幹線道路の整備

#### ①国道（都市間幹線道路）の早期整備の促進

都市間を結ぶ幹線道路である国道 41 号の慢性的な渋滞解消を図るため、6 車線化に向けた拡幅工事の早期実現の要請に努めます。あわせて、外坪（松山）地区隧道の平面交差化に係る国及び公安委員会等関係機関と協議し、交差点付近の改良工事を行います。

また、国道 155 号（（都）北尾張中央道）についても、4 車線化に向けた拡幅工事の早期着工・早期実現を国等の関係機関に対して要請します。

## ②幹線道路の計画的な整備

近隣市町へのアクセスや町内の道路交通の円滑化を図るため、また、集落内等における通過交通の排除を図るため、「大口町都市計画マスタープラン」に沿って、本町の都市骨格を形成する都市計画道路をはじめとした幹線道路の体系的かつ計画的な整備に努めます。

## ③都市計画道路の見直し検討

都市計画決定後、長年整備の見通しが立たない路線や時代の変化によって変更が求められる路線などについて、費用対効果や広域的な道路ネットワークなどを勘案しながら、整備の必要性について再検討し、必要に応じて都市計画決定の見直しを検討します。

### 【主要事業】

- ◆国道 41 号 6 車線化
- ◆国道 155 号 4 車線化
- ◆一般県道小口岩倉線整備

## （２）安全・快適な道路環境の確保

### ①歩行者・自転車の安全確保

歩行者の安全な通行を確保するため、歩道の設置に努めます。

また、歩道設置が困難な通学路に整備したカラー塗装（グリーンベルト）の計画的な再塗装と必要に応じた新規整備、集落内・住宅地内におけるゾーン 30\*の指定を進めるなど、安全・安心な歩行者環境の整備に努めます。

自転車と歩行者間での事故防止のため、柏森駅周辺道路など自転車・歩行者の分離が必要な路線に対し、自転車通行帯の整備を検討します。

### ②交通安全施設の整備

安全・安心な交通環境を確保し、交通事故の未然防止を図るため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、破損施設の早期発見及び修繕などの適切な維持管理に努めます。

### ③狭あい道路や行き止まり道路の解消

集落内の狭あい道路や行き止まり道路を解消し、緊急車両が進入でき、防災能力のある生活空間を形成していくため、「大口町道路網整備計画」に沿って、地元住民の理解と協力により道路の拡幅工事などを行います。

### ④道路緑化の推進と地域ぐるみの道路美化活動の促進

快適な道路景観を形成するため、街路樹等による道路緑化の推進と街路樹等の定期的な剪定作業等による道路の適切な維持管理に努めます。

また、道路のアダプトプログラムや地元住民団体などとの管理委託契約を進めることにより、地域ぐるみの道路及びその周辺の美化活動を促進します。

【主要事業】

- ◆歩道整備
- ◆交通安全施設設置

【目標指標】

| 単位施策の成果指標     | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
|               | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 通学路における歩道の整備率 | 41.3%          | 45%            | 50%            |

### (3) 道路・橋梁の計画的な維持管理

#### ①計画的な維持管理の推進

限られた財源の中で、道路や橋梁を次世代に確実に引き継ぐことができるよう、主要道路や橋梁の点検を行い、効果・効率を重視した長期的な観点から、主要道路の舗装修繕計画や橋梁長寿命化修繕計画に沿った、道路・橋梁の計画的な維持管理を推進します。

#### ②危険箇所の早期発見と計画的修繕

道路を常時良好な状態に保ち、交通の安全確保と道路埋設物の保全を図るため、定期的な道路パトロールの実施や区長等を通じた地域住民からの情報提供などにより、危険箇所の早期発見と計画的修繕に努めます。

【主要事業】

- ◆主要町道舗装修繕
- ◆橋梁長寿命化修繕

### (4) 人にやさしい移動環境の整備

#### ①コミュニティバスの利便性の向上

コミュニティバスの利用促進を図るため、町内企業や住民ボランティア等との連携を通じて、利用者ニーズに応じたルート・運行ダイヤの見直しやバス停増設、表示方法の見直しなどを行い、利用者の利便性の向上を図ります。

#### ②快適に移動できる交通環境の整備

高齢者や障がい者などが安全・快適に利用できる交通環境を整備するため、歩道部の段差解消やバリアフリー化の導入を進めます。また、住民が過度に自動車交通に依存することなく、徒歩や自転車でも快適に移動できるような交通環境を目指します。

【主要事業】

- ◆コミュニティバス運行

◆歩道整備

関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成 23 年度～平成 32 年度）
- 大口町道路網整備計画
- 大口町地域交通推進会議設置条例

## 2 市街地の形成

### 現状と課題

- ・本町の市街化区域の住宅割合は89%を超えるに至っていますが、未だに約28haの低・未利用地が存在しています。また、市街化調整区域では、工場跡地の宅地分譲や、近年、立地条件の良さから幹線道路沿いにおいて、大規模な開発計画が予定されています。
- ・このため、適正な土地利用が図られるよう、地区計画等の導入を検討し、秩序ある都市基盤整備と土地利用の誘導を図る必要があります。また、市街化調整区域においては、市街化区域への編入などについても検討し、良好な都市環境の維持・向上を図る必要があります。
- ・住宅が密集した市街地内には狭あい道路が多く存在しています。こうした狭あい道路については、その解消を図るため、住宅の建替えなどに合わせ、道路用地の確保に取り組んできましたが、最近10年間で幅員3.5m未満道路が約5km改良されただけに留まっています。このため、日常生活面や防災的な観点からさらなる対策が必要になっています。
- ・本町は、昭和50年代から土地をめぐる行政活動・経済活動すべての基礎データとなる地籍調査を進めてきました。その実施率については、愛知県内でもかなり高水準にありますが、大規模災害への備えとして、その緊急性が問われている昨今、未着手地区における地籍調査の継続実施が求められています。

### 現状と目標値

| 基本成果指標            | 現状値            | 目標値            |                |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|
|                   | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 市街化区域内の低・未利用地面積割合 | 10.3%          | 9%             | 8%             |
| 地籍調査の進捗率          | 97.7%          | 99%            | 99%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》                   | 《個別施策》                            | 《施策コード》 |
|--------|--------------------------|-----------------------------------|---------|
| 市街地の形成 | (1) 既成住宅市街地の<br>魅力の維持・向上 | ①住宅市街地の居住環境の向上                    | 32211   |
|        |                          | ②狭あい道路や行き止まり道路の解消<br>【「道路・交通」の再掲】 | 32212   |
|        |                          | ③地籍調査の実施とデータの有効活用                 | 32213   |
|        | (2) 計画的な市街地整備・誘導         | ①低・未利用地の有効活用                      | 32221   |
|        |                          | ②適正な住宅系・工業系の形成・誘導                 | 32222   |

## 施策の内容

### (1) 既成住宅市街地の魅力の維持・向上

#### ①住宅市街地の居住環境の向上

快適に暮らし続けることができる魅力ある居住環境を維持・向上していくために、現在の中低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全を進めます。

また、人口減少時代に対応した住宅地の持続的な維持・発展を目指し、官民連携による若い世代の移住・定住の促進方策や地区住民が主体になって安心・快適に暮らし続けられる居住環境づくりを進めていく方策について検討し、その実施に努めます。

#### ②狭あい道路や行き止まり道路の解消

【(3-2-1)「道路・交通」(2)③】の再掲

#### ③地籍調査の実施とデータの有効活用

土地の最も基本的な情報である地籍を明らかにし、土地に関わる行政活動や経済活動、計画的な土地利用が円滑に行えるようにするため、地籍調査の早期完了と地籍調査データの適正管理と有効活用に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆都市計画推進
- ◆地籍調査推進

### (2) 計画的な市街地整備・誘導

#### ①低・未利用地の有効活用

市街化区域内で一団のまとまった低・未利用地が残されている地区については、その後の良好な住宅市街地の形成を目指しつつ、地区計画等により市街化を促進します。

## ②適正な住宅系・工業系の形成・誘導

住宅系や工業系の用途で市街化区域を拡大することが望ましい地区のうち、土地所有者の合意形成等の諸条件が整った区域については、良好な住宅市街地の形成や環境にやさしく地域経済の活性化に資する企業用地の確保を図る観点から、地区計画等による計画的な市街化区域拡大を検討します。

また、近年、市街化調整区域内の工場跡地の宅地分譲が行われるケースがみられるので、工業系の土地利用を持続的に担保する観点から都市計画法第34条第12号区域指定\*や地区計画等の適用による土地利用の規制・誘導について検討します。

## 関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 市街化調整区域内地区計画ガイドライン（愛知県）
- 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（愛知県）

## 3 住宅

### 現状と課題

- ・本町では、1981（昭和 56）年の建築基準法の改正以前に建てられた木造住宅を対象に無料耐震診断を行ってきました。また、耐震診断の結果に応じて耐震改修費補助を実施してきました。
- ・しかしながら、本町の住宅の耐震化率は約 8 割に留まっており、南海トラフ地震等が懸念される中、人的被害の軽減を図る上でも住宅の耐震化は大きな課題になっています。
- ・また、地球温暖化を始めとした地球環境問題が顕在化する中、長期にわたって良好な状態で住み続けることができ、地球環境にも優しい住宅の普及が期待されています。
- ・町内には、住宅に困窮する低所得者に低家賃で住宅を供給する目的で整備した町営住宅が 54 戸ありますが、中には、築後 45 年以上経過した建物もあり、老朽化が進んでいます。
- ・その一方で、高齢単身世帯や障がいのある人が増加することが予想される中、セーフティネットの観点から町営住宅やそれに代わる公的賃貸住宅の必要性が高まってきています。また、少子化傾向にある中、本町の持続的な発展のためには、子育て世代が本町内に定住していくための安価で良好な住宅を確保していく必要があります、その一つの方法として町営住宅やそれに代わる公的賃貸住宅等の必要性が高まってきています。
- ・しかしながら、人口減少時代を控え、将来的には、本町でも民間住宅の空き家（集合住宅）が増加することが予想されます。このような状況にある中、老朽化している町営住宅を建替えたりするのではなく、民間住宅ストックの有効活用による公的賃貸住宅等の供給を視野に入れつつ、計画的な町営住宅の改修、廃止・集約化について検討するとともに、子育て支援のための住宅供給を進めていく必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標  | 現状値               | 目標値               |                   |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
|         | 2014 年度(平成 26 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 住宅の耐震化率 | 77%               | 95%               | 98%               |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》           | 《個別施策》                | 《施策コード》 |
|--------|------------------|-----------------------|---------|
| 住宅     | (1) 住まいの安全・安心の確保 | ①町営住宅の適正管理            | 32311   |
|        |                  | ②民間住宅の耐震化の促進          | 32312   |
|        |                  | ③民間住宅のバリアフリー改修の促進     | 32313   |
|        |                  | ④民間住宅の空き家対策の整備        | 32314   |
|        | (2) 優良な住宅の供給支援   | ①エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援     | 32321   |
|        |                  | ②子育てにやさしい住宅の供給促進策等の検討 | 32322   |
|        |                  | ③高齢者向け公的賃貸住宅等の供給支援    | 32323   |
|        |                  | ④適正な画地規模の住宅の供給促進      | 32324   |

## 施策の内容

### (1) 住まいの安全・安心の確保

#### ①町営住宅の適正管理

老朽化し耐用年数を経過した町営住宅は計画的に廃止し、使用できるものは、入居者が安心して暮らせる町営住宅として計画的かつ適切な改修、維持管理に努めます。

#### ②民間住宅の耐震化の促進

民間住宅の耐震化を図るため、引き続き木造住宅の無料耐震診断や耐震改修補助制度の利用促進を図ります。

また、耐震シェルターの補助制度など、比較的安価な費用負担で町民の命や財産を守ることができる方法を検討するとともに、その普及・啓発に努めます。

#### ③民間住宅のバリアフリー改修の促進

長期優良住宅の普及・啓発や高齢者や身体に障がいのある人が自宅で自立した生活を送るために必要な住宅改修支援制度の周知に努めるなど、住宅のバリアフリー化を促進します。

#### ④民間住宅の空き家対策の整備

将来的な民間住宅の空き家増加が、防災、防犯、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう対策を図る必要があるため、地域の方からの情報などを活用し、町内の空き家調査を行い、空き家対策の推進に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆住環境整備（無料耐震診断・耐震改修費補助）
- ◆町営住宅管理

◆住宅改修助成

【目標指標】

| 単位施策の成果指標                      | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                                | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 耐震性がないと判断された木造住宅のうち耐震改修した住宅の割合 | 10.2%          | 12%            | 14%            |
| 木造住宅耐震診断補助累計件数                 | 412件           | 462件           | 512件           |
| 木造住宅耐震改修補助累計件数                 | 29件            | 39件            | 49件            |

(2) 優良な住宅の供給支援

①エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援

環境に配慮した住宅の普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システムなどの利用を促進するとともに、長期優良住宅\*など、省エネルギー・省資源型の次世代エネルギーを活用した環境や人にやさしい住まいに関する情報提供や普及啓発に努めます。

②子育てにやさしい住宅の供給促進策等の検討

持続的発展ができる人口バランスのあるまちを目指し、子育て世代を対象とした子育て世帯向けの優良な賃貸住宅や分譲住宅の供給促進、子育て世代に着目した移住・定住促進や住み替え促進につながるような施策や事業を検討し、その推進に努めます。

③高齢者向け公的賃貸住宅等の供給支援

超高齢社会に対応した住宅を供給することが求められていることから、民間ストックを活用した賃貸、借上げなど、新たな公的賃貸住宅のあり方について検討します。  
また、県営大口住宅についても、高齢者や障がい者等に対応した改修整備を行うよう、関係機関への要請に努めます。

④適正な画地規模の住宅の供給促進

適正な住宅環境の整備を促進するよう、一定の基準のもと小規模な開発などに対し、適切な指導・助言に努めます。

【主要事業】

- ◆住宅用太陽光発電システム設置費補助
- ◆雨水利用補助制度
- ◆開発・建築

【目標指標】

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 長期優良住宅認定件数 | 52件            | 60件            | 70件            |

## 関連する計画・条例

- 大口町都市計画マスタープラン（平成 23 年度～平成 32 年度）
- 大口町耐震改修促進計画（平成 21 年度～平成 32 年度）

### 第3章：災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する

#### 第2節：生活基盤

## 4 上・下水道

### 現状と課題

- ・本町の上水道事業は、本町と扶桑町で組織する丹羽広域事務組合水道部で実施しており、第3次水道整備計画に基づき、施設と管路の耐震化、老朽化施設の更新及び水圧改善等の配水管布設替え並びに漏水対策を主体に改良事業を進めています。
- ・下水道については、下水道事業普及率の向上を目指して公共下水道の計画的な整備を図り、下水道整備区域の拡大を進めています。
- ・現在、五条川左岸処理区については、事業認可区域 305ha の内 276.9ha の整備が完了し、整備率は 90.8% となっており、一方、五条川右岸処理区については、事業認可区域 315ha の内 263.3ha の整備が完了し、整備率は 83.6% で、全体の整備率は 87.1% となっています。また、既に整備された下水道施設の点検、清掃及び補修を計画的に実施し適正な維持管理に努めています。
- ・下水道施設を適正に維持管理していくためには、財源の確保が必要です。国、県等の補助金を有効に活用するとともに、下水道事業経営の安定を図るため、地方公営企業法の適用について検討が必要です。
- ・農業集落家庭排水事業については、供用開始から 30 年ほど経過し、施設の劣化が進行しているため、五条川右岸流域下水道への接続を目指し、事業を進めています。

### 現状と目標値

| 基本成果指標 | 現状値               | 目標値               |                   |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
|        | 2015 年度(平成 27 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 下水道整備率 | 87.1%             | 93%               | 100%              |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》                      | 《個別施策》                  | 《施策コード》 |
|--------|-----------------------------|-------------------------|---------|
| 上・下水道  | (1) 安定的な上水の提供               | ①上水道施設の計画的な整備・更新        | 32411   |
|        |                             | ②上水道の災害対策の推進            | 32412   |
|        |                             | ③上水道事業の健全化              | 32413   |
|        | (2) 公共下水道事業の健全な経営           | ①公共下水道への接続促進            | 32421   |
|        |                             | ②下水道経営の健全化              | 32422   |
|        | (3) 公共下水道事業の整備推進            | ①下水道施設の計画的な整備           | 32431   |
|        |                             | ②下水道施設の計画的な補修・更新        | 32432   |
|        | (4) 公共下水道計画区域外における汚水処理対策の推進 | ①農業集落家庭排水施設の流域下水道への接続   | 32441   |
|        |                             | ②農業集落排水施設の計画的な維持管理      | 32442   |
|        |                             | ③合併処理浄化槽の普及と浄化槽の維持管理の啓発 | 32443   |
|        | (5) 生活排水対策の強化               |                         | 32450   |

## 施策の内容

### (1) 安定的な上水の提供

#### ①上水道施設の計画的な整備・更新

安全な水の安定的な供給を持続するため、丹羽広域事務組合の水道事業を通じて、計画的に老朽化施設の更新とバイパス管路などの管路整備、濁り水対策を実施するとともに、自己水源施設の巡回監視を強化し、水源施設の保全に努めます。

また、有収率の向上を目指して漏水調査を実施するとともに、老朽管の更新や漏水多発箇所の配水管布設替工事を計画的に推進します。

#### ②上水道の災害対策の推進

配水施設、基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時に活動拠点となる施設への供給配水管路の耐震化を優先的に進めます。

また、発災時に迅速に復旧できるよう資材の備蓄を進め、県営水道など外部機関からの応援給水用施設の操作手順等の演習を定期的に行います。

### ③上水道事業の健全化

収益性の確保及び効率的な組織機構の構築を図り、利用者に対する負担の公平性の視点に立った施設整備や更新計画、財政計画を立て、適切な事業運営に努めます。

## (2) 公共下水道事業の健全な経営

### ①公共下水道への接続促進

公共用水域の水質保全といった公共下水道事業の効果を高めるため、広報紙・ホームページ等による公共下水道への接続についての啓発や戸別訪問による協力依頼を進めます。

また、水洗便所改造資金の融資あっせん制度（利子補給制度）や排水設備指定工事店の紹介に努め、公共下水道供用開始区域における公共下水道への早期接続を促進します。

### ②下水道経営の健全化

事業の持続的な安定経営を図るため、汚水処理の維持管理コストの軽減について県に働きかけるとともに、下水道使用料や受益者負担金の収納率の高水準維持に努めます。

また、経営の健全化を図るため、下水道施設の劣化に伴う補修・更新工事を見据えた適正な下水道使用料の設定と地方公営企業法の適用について検討します。

#### 【主要事業】

◆水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 水洗化率      | 75.9%          | 80%            | 85%            |

## (3) 公共下水道事業の整備推進

### ①下水道施設の計画的な整備

下水道普及率の向上を目指して、公共下水道計画区域内における計画的な管渠整備を進め、下水道整備区域の拡大を図ります。

### ②下水道施設の計画的な補修・更新

下水道施設の機能維持を図るため、下水道管の点検や清掃といった施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の劣化に伴って必要となる補修・更新工事を計画的に進めます。

**【主要事業】**

- ◆五条川左岸公共下水道
- ◆五条川右岸公共下水道

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標   | 現状値            | 目標値            |                |
|-------------|----------------|----------------|----------------|
|             | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 不明水率（五条川左岸） | 63.1%          | 60%            | 40%            |

**（４）公共下水道計画区域外における汚水処理対策の推進****①農業集落家庭排水施設の流域下水道への接続**

農業集落家庭排水事業で生活排水の処理を行っている大ロクリーンセンターが老朽化していることから、2020（平成32）年3月までに五条川右岸流域下水道への接続を進めます。

また、それまでの間、大ロクリーンセンターの施設維持に努めます。

**②農業集落家庭排水施設の計画的な維持管理**

農業集落家庭排水を五条川右岸流域下水道へ接続する2020（平成32）年3月までに不明水率15.0%を目指して、農業集落排水の管渠施設の補修を進めるなど、計画的な維持管理に努めます。

**③合併処理浄化槽の普及と浄化槽の維持管理の啓発**

公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業の計画区域外や農業集落家庭排水事業区域外の地域については、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への切替えを促進するとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底を啓発します。

**【主要事業】**

- ◆農業集落家庭排水

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標            | 現状値            | 目標値            |                |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
|                      | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 農業集落家庭排水五条川右岸流域下水道接続 | —              | 完了             | 完了             |

**（５）生活排水対策の強化**

食材の残さや油脂類などによる下水道施設への負荷軽減を図るため、広報紙やリーフレットなどを通じて、下水道利用者に生活雑排水に対する配慮を促すための情報提供や意識啓発に努めます。

**【主要事業】**

- ◆下水道啓発

## 関連する計画・条例

- 丹羽広域事務組合地域水道ビジョン（平成 21 年度～平成 30 年度）
- 第 3 次水道整備実施計画（平成 23 年度～平成 32 年度）
- 全県域汚水適正処理構想（平成 23 年 8 月策定）
- 大口町下水道条例
- 尾張都市計画大口下水道事業受益者負担金に関する条例
- 大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例
- 大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例

## 1 生涯学習

### 現状と課題

- ・ICT化、グローバル化の進展など急激に社会情勢が変化する一方で、社会の成熟化に伴って幅広い年代において学ぶことへの意欲が高まっています。こうした状況の中、学校教育のみならず、人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学習することができる生涯学習社会の構築が求められています。
- ・本町においても、2003（平成15）年度に生涯学習基本構想が策定されてからは、生涯学習関連団体が増加してきており、各団体が文化祭や公共施設を利用した講座、イベントを開催しています。また、文化・芸術・教養講座・イベント等の学習情報は、主に広報紙、広報無線、ホームページを通じて住民に提供しています。
- ・近年では、各行政区や地域自治組織、子ども会、NPO団体、文化・芸術活動団体などの住民活動が活発になり、イベントや学習機会の提供を独自で企画運営できるようになり、生涯学習社会の実現に向かって前進しています。
- ・2014（平成26）年度に実施したアンケート調査では、文化・芸術を含む生涯学習に参加した人の割合が3割程度と少ない割合にとどまっています。また、団体の活動が活発化したことにより、事業内容や対象者、実施時期が重複して参加者の減少を招くといった問題も生じています。
- ・今後は、相互の情報交換や調整など連携強化を図りつつ、より多くの学習機会を住民にわかりやすく提供していく必要があります。また、ICT機器を有効活用した情報発信も積極的に推進し、さらにわかりやすく提供していく必要があります。そして、生涯学習を行っていない人に対しても活動を促すような新たなアプローチを検討するとともに、文化・芸術活動を含めた生涯学習支援機能を持った場所を確保する必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標            | 現状値            | 目標値            |                |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|
|                   | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 生涯学習講座のメニューの数の満足度 | 59.5%          | 63%            | 65%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》             | 《個別施策》              | 《施策コード》 |
|--------|--------------------|---------------------|---------|
| 生涯学習   | (1) 知の循環型社会の形成     |                     | 41110   |
|        | (2) 生涯学習の充実        | ① 幼児教育・学校教育・家庭教育の充実 | 41121   |
|        |                    | ② 住民ニーズに応じた生涯学習の充実  | 41122   |
|        |                    | ③ 生涯学習を通じた生きがいづくり   | 41123   |
|        |                    | ④ 学校支援本部の充実         | 41124   |
|        | (3) 生涯学習推進体制の充実    | ① 生涯学習支援機能の充実       | 41131   |
|        |                    | ② 生涯学習の地域リーダーの育成    | 41132   |
|        | (4) 文化・芸術活動の支援     | ① 住民の文化・芸術活動への支援    | 41141   |
|        |                    | ② 文化・芸術活動の発表機会の充実   | 41142   |
|        |                    | ③ 文化協会への活動支援        | 41143   |
|        | (5) 文化・芸術にふれる機会の充実 |                     | 41150   |

## 施策の内容

### (1) 知の循環型社会の形成

生涯学習を志す個人や団体が連携し、自らの学習活動で得た知識や技術を社会に還元することで、社会全体の持続的な教育力の向上やまちづくりに貢献するといった「知の循環型社会」を推進します。

### (2) 生涯学習の充実

#### ① 幼児教育・学校教育・家庭教育の充実

生涯を通じて自ら学ぼうとする意欲を持ち、自主的に学習するため、乳幼児教育や学校教育において生涯学習の基礎を育む環境を整備するとともに、家庭や地域の教育力の向上と、世代や分野を超えた団体相互の多様な交流を促進します。

#### ② 住民ニーズに応じた生涯学習の充実

より多くの住民が新たに生涯学習を始め、そして楽しく充実感を感じながら継続できるよう、アンケート調査などを通じて住民の生涯学習ニーズの把握に努め、講座内

容の充実や開催方法の見直しなどを検討します。

### ③生涯学習を通じた生きがいづくり

より多くの住民が、生涯学習活動を行うことにより、その成果を活かし、地域の仲間や居場所を得て生きがいを得られるようにするため、生涯学習関連団体への情報発信の支援や自主的な地域活動・サークル活動を支援します。

### ④学校支援本部の充実

暮らしに身近な学校が生涯学習の拠点となるよう、地域社会の協力によって大人と子どもが関わり合える場を創出し、継続的なボランティア活動を中心とした住民の生きがいづくりや地域の教育力向上を支援します。

#### 【主要事業】

- ◆家庭教育推進
- ◆生涯学習講座
- ◆学校支援本部活動

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標           | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|
|                     | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 学校支援地域本部事業ボランティア登録数 | 97人            | 100人           | 100人           |

## (3) 生涯学習推進体制の充実

### ①生涯学習支援機能の充実

住民一人ひとりが生涯学習に取り組む機会が得られるよう、学習機会の提供、情報の収集・発信、人財の育成などを支援するとともに、生涯学習コーディネーターの育成や、NPO団体と地域との連携強化を図ることなどを目的とした生涯学習支援機能を持った場所として、中央公民館の空きスペースを有効活用するよう努めます。

### ②生涯学習の地域リーダーの育成

地域における生涯学習を推進するため、継続的に生涯学習活動に取り組んできた人財など、地域の優れた人財を発掘しその活動を支援するとともに、地域のリーダーとして、その技術や知識を活かしていけるような環境づくりや人財育成に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆生涯学習
- ◆生涯学習活動推進

## (4) 文化・芸術活動の支援

### ①住民の文化・芸術活動への支援

住民の文化・芸術活動を活性化するため、優れた芸術・文化を鑑賞できる機会を充実するとともに、多様なスタイルでの学習機会の提供を図り、住民の自主的な文化・

芸術活動、グループづくりを促します。

また、文化・芸術活動をする団体に対して文化協会やNPO団体としての登録を呼びかけることによって、登録団体数の増加を図るとともに、発表の機会や活動支援に関する情報提供を行い、活動の充実を支援します。

## ②文化・芸術活動の発表機会の充実

町内での文化・芸術活動の掘り起しを図るために、行政とNPO団体が協働委託事業として音楽イベントなどの各種事業を開催し、より多くの住民が主体となって企画から運営に携わりながら発表する機会の充実を進めていきます。

## ③文化協会への活動支援

文化協会が、今後もより多くの住民の文化・芸術活動のけん引役として、団体相互の連絡・調整や会員相互の教養の向上、文化活動の充実と発展を図れるようにするため、世代間交流を通じて若年層の新規加入促進や活動・発表の場の提供、情報発信などを行い、組織の活性化や自立した運営につながるよう支援します。

### 【主要事業】

◆文化協会支援

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 文化協会会員数   | 510人           | 520人           | 530人           |

## (5) 文化・芸術にふれる機会の充実

住民が様々な文化・芸術活動に親しみ、生活の質を高め、生きがいつくりにつなげられるようにするため、優れた文化・芸術を鑑賞できる機会の拡大や自主的な文化・芸術活動の推進に努めます。

また、文化・芸術のさらなる振興を図っていく上での基礎資料を得るため、文化・芸術に関する住民ニーズを把握するためのアンケート調査や他市町の動向調査を行います。

### 【主要事業】

◆生涯学習講座

◆生涯学習活動推進

## 関連する計画・条例

■大口町生涯学習基本構想（平成26年度改訂版）

## 2 文化遺産の保護・継承

### 現状と課題

- ・先人たちの様々な営みや暮らしを通じて生み出され、私達の身近な暮らしとともに継承・発展されてきた文化遺産は、本町の歴史を語り住民の郷土愛を育むための大切なよりどころとして、将来の世代へと伝承していくべき貴重な地域の宝です。
- ・本町の文化遺産は、有形無形を問わず調査・研究を進め、特に重要なものは指定文化財として保護・保存に努めてきました。今後も指定文化財に限らず、郷土に残る文化遺産の調査・記録に努め、積極的な保護・活用を継続する必要があります。
- ・地域のつながりが希薄化する中、より多くの住民が郷土の歴史を知り、我が町に対する郷土愛と誇りを高めることは、まちづくりの担い手としての意識を醸成し、この町をさらに活性化するために重要な意味を持っています。
- ・地域に残る伝統芸能は、各地区の祭礼等で行われているほか、金助桜まつりや小口城址公園を会場に年1回開催されている伝統芸能発表会を通じて、その保存の必要性等の啓発に努めています。しかし、近年はどの地区も深刻な後継者不足に悩まされており、今後の継承が懸念されています。
- ・歴史民俗資料館の常設展示室は、開館から約20年を経過し、多様化・高度化する住民ニーズに応え、魅力的かつ効果的な展示にするために、「体験・滞在型」へのリニューアルが必要です。

### 現状と目標値

| 基本成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|--------|----------------|----------------|----------------|
|        | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 入館者数   | 15,167人        | 15,500人        | 20,000人        |

## 施策の体系

| 《基本施策》             | 《単位施策》                  | 《個別施策》            | 《施策コード》 |
|--------------------|-------------------------|-------------------|---------|
| 文化遺産<br>の保護・継<br>承 | (1) 文化遺産の保護・継承          | ①文化遺産の調査・保護の推進    | 41211   |
|                    |                         | ②文化遺産を活用した学習機会の提供 | 41212   |
|                    |                         | ③伝統芸能の振興と次世代への継承  | 41213   |
|                    | (2) 歴史民俗資料館の運営          | ①展示内容の充実          | 41221   |
|                    |                         | ②小中学校との連携         | 41222   |
|                    |                         | ③所蔵資料の整理及び活用      | 41223   |
|                    | (3) ひと・モノ・情報・文化の交流拠点づくり |                   | 41231   |

## 施策の内容

### (1) 文化遺産の保護・継承

#### ①文化遺産の調査・保護の推進

専門家や地域住民の協力を得ながら、過去から現在に至るまでの幅広い分野の文化遺産を適切に保護・継承するとともに、新規の指定文化財を発見するための調査・研究に努めます。

#### ②文化遺産を活用した学習機会の提供

住民が郷土の歴史や文化を知ることによって知的欲求を満たし、郷土愛を深められるように、出前講座や史跡での現地解説を実施するなど、文化遺産を活用した学習機会を積極的に提供します。

#### ③伝統芸能の振興と次世代への継承

地域住民が主体となって、伝統芸能を始めとする地域の文化の振興に努め、次世代に継承していけるようにするため、住民団体や企業、小中学校と連携して、各地域に残る伝統芸能等の保護・啓発を行うとともに、発表の場や次世代との交流の場を提供します。

#### 【主要事業】

- ◆文化財保護
- ◆文化財マップの作成
- ◆学校や老人クラブへの出前講座
- ◆郷土を愛する心を育てる活動
- ◆伝統芸能発表会
- ◆お祭りたいけん広場

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 出前講座・授業開催数 | 20件            | 25件            | 30件            |

## (2) 歴史民俗資料館の運営

### ①展示内容の充実

歴史民俗資料館の常設展示室は、文化財収蔵庫と併せて展示品の見直しを行い、「見学主体」から「体験・滞在型」にリニューアルして、新たな利用者を開拓し、入館者数の増加を図ります。

また、企画展示室で年4回開催される企画展は、春の「端午の節句」や冬の「ひなまつり」を継続するとともに、夏は子ども向け、秋は郷土ゆかりの内容を中心として見直しを行うなど、住民の知的好奇心を刺激する企画展の開催とその積極的なPRに努めます。

### ②小中学校との連携

子どもたちの郷土愛を育み、本町に住む誇りを高めるため、小中学校との連携を強化し、歴史民俗資料館や文化財収蔵庫の見学、グループ学習を受け入れるとともに、出前講座や所蔵資料の貸出しを行うなど、効果的な郷土学習を支援します。

### ③所蔵資料の整理及び活用

郷土に残る資料の収集を積極的に行うとともに、文化財収蔵庫の見学会の実施や所蔵資料の貸出し、出前講座や回想法への利用など、積極的に所蔵資料を活用し、住民が親しめる機会を提供します。

#### 【主要事業】

- ◆歴史民俗資料館運営

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 所蔵資料点数    | 10,387点        | 11,300点        | 12,300点        |

## (3) ひと・モノ・情報・文化の交流拠点づくり

郷土資料の収集や情報発信など、事業に共通点の多い図書館との連携を強化することで、それぞれの特色を生かして多様な企画・展示が可能となり、互いの集客力向上にもつながることが期待されることから、新図書館の建設計画では一体的な整備を検討します。

#### 【主要事業】

- ◆ひと・モノ・情報・文化の交流施設建設検討

## 関連する計画・条例

### ■大口町文化財保護条例

### 3 図書館サービスの充実

#### 現状と課題

- ・本町の図書館は、長きにわたり着実に数多くの資料を収集、整理、保存、提供することで、また、所蔵のない資料は、他の図書館から借りて貸し出すことで、住民の知的欲求を満たし、生涯学習を支える最も身近な公共施設として、その役割を果たしてきました。
- ・近年の図書館は、「貸出し中心」から「滞在型」に移行する傾向にあります。しかし本館は独立した施設ではなく、中央公民館の限られたスペースに整備されているため、多様化・高度化する住民ニーズに応えることが難しい状況です。このため新図書館建設を含めて施設のあり方を抜本的に検討する必要があります。
- ・現在、住民の読書活動を促進するために、月1回のおはなし会に加え、毎月、児童センター等へ出かけて読み聞かせを実施し、乳幼児の読書活動の推進などに努めています。今後も、図書館運営を支えるボランティアの発掘や育成、読書通帳の導入など、新たな取り組みが求められます。
- ・限られた財源の中で、図書館資料を充実して図書館サービスの向上を図るために、今後は雑誌等のスポンサー制度の導入といった新たな仕組みについても検討が求められます。
- ・多様化・高度化する住民ニーズを把握するためには、利用者との情報交換や学校司書、子育て支援団体とのネットワークの形成が必要です。
- ・郷土資料は、その保存を主たる目的として収集していますが、町を知り、愛着と誇りを持ち、そして新たな町の魅力の創造につなげるため、図書館には過去から現在まで幅広い郷土資料を積極的に収集して、提供することが求められています。

#### 現状と目標値

| 基本成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|---------|----------------|----------------|----------------|
|         | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 図書館の満足度 | 48.9%          | 55%            | 80%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》     | 《単位施策》                            | 《個別施策》                    | 《施策コード》 |
|------------|-----------------------------------|---------------------------|---------|
| 図書館サービスの充実 | (1) 利用者ニーズにあった図書館サービスの提供          | ①図書館資料の充実                 | 41311   |
|            |                                   | ②利用者との情報交換                | 41312   |
|            |                                   | ③レファレンス機能の強化              | 41313   |
|            |                                   | ④企画展示の強化                  | 41314   |
|            | (2) 子どもの読書活動の推進                   | ①乳幼児の読書活動の推進              | 41321   |
|            |                                   | ②児童生徒の読書活動の推進             | 41322   |
|            | (3) 住民・企業・行政の協働による図書館サービスの支援体制の充実 | ①読み聞かせ等のボランティア育成          | 41331   |
|            |                                   | ②雑誌・貸出し用袋等のスポンサー制度の導入     | 41332   |
|            |                                   | ③学校司書や子育て支援団体等とのネットワークの形成 | 41333   |
|            | (4) 新図書館を核とした人が集う複合施設の建設          | ①ひと・モノ・情報・文化の交流拠点         | 41341   |
|            |                                   | ②生涯学習や住民活動の機会の提供          | 41342   |
|            |                                   | ③幅広い郷土資料の収集と発信            | 41343   |

## 施策の内容

### (1) 利用者ニーズにあった図書館サービスの提供

#### ①図書館資料の充実

施設の容量に限界があるため、今後の施設のあり方を検討しながら、蔵書全体の中で児童書の比率が高いという本館の特徴を生かしつつ、さらに幅広い年齢層のニーズに応えられる資料の収集に努めます。

#### ②利用者との情報交換

常設の投書箱を設置して、運営に関する意見や企画のアイデア、お勧めの本の紹介などを把握・収集するとともに、それらを掲示板で紹介したり企画展示に反映したりしながら、利用者の声を生かした運営に努めます。

#### ③レファレンス\*機能の強化

図書館利用者の学習・研究・調査等に必要な情報や資料を的確に提供し、その活動

を支援するために、職員のレファレンス能力の向上に努めるとともに、データベースを積極的に活用し、レファレンス機能の強化に努めます。

#### ④企画展示の強化

時事・季節の本の特集コーナーを活用して、毎回さまざまなテーマを取りあげて幅広く図書の紹介を行い、利用者の新しい図書との出会いを積極的に支援します。

##### 【主要事業】

- ◆図書館運営
- ◆企画展示

##### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2013年度(平成25年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 蔵書点数      | 84,384点        | 90,000点        | 105,500点       |
| 貸出点数／人口   | 9.7点           | 11点            | 12点            |

※「貸出し点数／人口」は、本町の図書館の1年間の総貸出点数を本町の人口で割った数値で、町民1人が1年間に読む本の平均ではありません。

## (2) 子どもの読書活動の推進

### ①乳幼児の読書活動の推進

児童センター等への出張読み聞かせ会や社会福祉協議会と連携したブックスタート事業を継続するとともに、おはなし会のポスターを公共施設や駅に掲示したり、保育園等へチラシを配布したりするなど効果的なPR活動を通じて参加者の拡大に努め、乳幼児の読書活動を推進します。

### ②児童生徒の読書活動の推進

子ども1日司書さん体験講座や中学生の職場体験を通じて、司書の仕事を体験することにより、図書館に対する好奇心を高めるとともに、学校図書館への団体貸出しを実施し、児童生徒の読書活動を推進します。

##### 【主要事業】

- ◆おはなし会・上映会
- ◆出張読み聞かせ会
- ◆子ども1日司書さん体験講座
- ◆ブックスタート
- ◆読書通帳

【目標指標】

| 単位施策の成果指標     | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
|               | 2013年度(平成25年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| おはなし会・上映会参加者数 | 210人           | 300人           | 500人           |
| 児童図書点数        | 32,390点        | 34,500点        | 41,500点        |

(3) 住民・企業・行政の協働による図書館サービスの支援体制の充実

①読み聞かせ等のボランティア育成

定期的に幅広い年齢層を対象とした読み聞かせ等の講習会を開催し、本に親しむことの重要性を学んだり、必要な技術の習得につなげるとともに、発表や活動の場を提供することで、ボランティアの育成につなげます。

②雑誌・貸出し用袋等のスポンサー制度の導入

新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの向上を図るため、雑誌や貸出し用袋、館内で使用するかごを広告媒体として利用する町内外の企業・団体を募るなど、スポンサー制度を導入します。

③学校司書や子育て支援団体等とのネットワークの形成

学校司書との情報交換により児童生徒の興味や関心にあったヤングアダルト本等の充実を図るとともに、子育て支援団体と協力して多彩なおはなし会を開催するなど、関連する組織・団体とのネットワークを通じて質の高い図書館サービスの提供をめざします。

【主要事業】

◆読み聞かせ講習会

【目標指標】

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| ボランティア登録者数 | 2人             | 12人            | 20人            |
| スポンサー登録数   | 0団体            | 10団体           | 20団体           |

(4) 新図書館を核とした人が集う複合施設の建設

①ひと・モノ・情報・文化の交流拠点

現在の施設の容量には限界があるため、住民や利用者の声を反映しながら、多様化・高度化する住民ニーズに応えるとともに、多様な世代が集い交流できるように、図書館を核とした滞在型の複合施設の建設を検討します。

## ②生涯学習や住民活動の機会の提供

図書館が、参画と参加のまちづくりやまちの元気コミュニティ創造の拠点の一つとなるよう、様々な生涯学習や住民活動の実践・発表の場を提供し、参画と参加のまちづくりや元気コミュニティ創造の推進を側面的に支援します。

## ③幅広い郷土資料の収集と発信

古いものから新しいものまで、積極的に幅広い分野の郷土資料の収集に努めるとともに、町内企業の専用書架の設置や求人情報の掲示など、地域の新たな特色や魅力を情報発信します。

### 【主要事業】

- ◆ ひと・モノ・情報・文化の交流拠点施設建設検討

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2013年度(平成25年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 入館者数      | 104,212人       | 120,000人       | 200,000人       |
| 郷土資料点数    | 2,580点         | 2,700点         | 3,000点         |

## 関連する計画・条例

### ■大口町立図書館の設置及び管理に関する条例

## 4 スポーツ

### 現状と課題

- ・日頃からスポーツを通じて、年齢、性別を問わず心身の健康や活力をつけることが、健康増進や生活習慣病の予防にもつながります。そのため、軽スポーツや生涯スポーツなどによる体を動かすきっかけとなる機会の提供や継続できる取り組みが必要です。
- ・本町には「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」日頃からスポーツを楽しむことができる社会の実現を目指す総合型地域スポーツクラブがあり、幅広い世代を対象にしたスポーツや健康に関する協働事業を積極的に進めています。
- ・スポーツ推進委員や体育協会及び加盟団体、スポーツ少年団各単位団、個人のグループ、その他NPO団体など、様々な団体が多方面で活動しています。これらのスポーツ団体が、互いの利点を理解し連携と協力を深め、一体的にスポーツの普及と振興を図ることが求められます。また、こうした住民主体のスポーツ活動の支援並びに指導者やリーダーの育成が必要です。
- ・スポーツ施設や学校体育施設開放は、日常的なスポーツや健康づくりの場として、多くの個人・団体に積極的に利用されています。今後、利用者が快適に施設を利用できるように、利用者の立場に立って使いやすい運営に努めるとともに、長期的な展望を踏まえ、施設・設備の定期的な点検や修繕、計画的な改修や整備を進めることが必要です。

### 現状と目標値

| 基本成果指標               | 現状値            | 目標値            |                |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
|                      | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| スポーツ活動、教室のメニューや数の満足度 | 58.6%          | 60%            | 70%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》           | 《個別施策》                     | 《施策コード》 |
|--------|------------------|----------------------------|---------|
| スポーツ   | (1) スポーツの普及と振興   | ①生涯スポーツの普及                 | 41411   |
|        |                  | ②スポーツを通じたふれあい・交流・ネットワークの充実 | 41412   |
|        | (2) 指導者・団体の育成と充実 | ①スポーツ指導者の養成・確保             | 41421   |
|        |                  | ②スポーツ団体の育成                 | 41422   |
|        | (3) 既存施設の充実と有効活用 | ①スポーツ施設の機能充実               | 41431   |
|        |                  | ②学校体育施設の有効活用               | 41432   |

## 施策の内容

### (1) スポーツの普及と振興

#### ①生涯スポーツの普及

乳幼児から高齢者までの多様な世代やライフスタイルに応じて、多くの住民が気軽に参加でき、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、参加しやすく健康にも意識したスポーツ教室やレクリエーション、イベントを開催し、生涯スポーツの普及と振興に努めます。

#### ②スポーツを通じたふれあい・交流・ネットワークの充実

町民体育祭、桜並木健康ジョギング、各種スポーツ大会などのスポーツやレクリエーションを通じ、世代間や地域住民同士の触れ合いや交流の場の提供に努めます。

また、スポーツ関係団体やNPO団体とのネットワークを利用し、協働による地域間の絆づくりのためのスポーツ活動を促進します。

#### 【主要事業】

◆社会体育振興

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標            | 現状値            | 目標値            |                |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
|                      | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 町が主催したスポーツ大会・教室の参加人数 | 6,550人         | 6,800人         | 7,000人         |

## (2) 指導者・団体の育成と充実

### ①スポーツ指導者の養成・確保

スポーツの目的や役割はライフステージによって異なるため、子どもや大人、競技者などの様々な分野やレベルを対象にした指導者の養成が必要となります。日常的な健康づくりから競技スポーツの技術力向上まで、幅広い取り組みを推進するために、スポーツ推進委員や各スポーツ団体での指導者・リーダーなどの養成・確保に努めます。

### ②スポーツ団体の育成

スポーツの普及・振興に寄与している体育協会の組織・活動の活性化につなげるため、各団体における若い世代の協力と参加を促進します。

また、スポーツ少年団では会員減少等により活動に支障もみられることから、青少年の健全育成を目指すためにも、さらなる運営の改善や広報活動に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆団体育成
- ◆指導者育成

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標                     | 現状値            | 目標値            |                |
|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                               | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| スポーツ少年団指導者有資格者<br>(指導者に対する割合) | 36.0%          | 40%            | 50%            |

## (3) 既存施設の充実と有効活用

### ①スポーツ施設の機能充実

多様化するスポーツニーズに対応するため、指定管理者制度を継続し、利用に関する情報提供や利便性の充実、各スポーツ施設における適正な管理・運営を進めます。

また、日常の施設管理と合わせて、長期的な展望を踏まえた施設・設備の修繕や改修などについても、指定管理者と連携協力して問題解決にあたります。

### ②学校体育施設の有効活用

身近なところで気軽に運動できる場所を確保するため、引き続き、小中学校の運動場や体育館を開放するとともに、利用者の利便性の向上に努め、広く住民にスポーツ活動の場の提供を図ります。

#### 【主要事業】

- ◆施設管理

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| スポーツ施設利用者数 | 500,360人       | 510,000人       | 520,000人       |

## 関連する計画・条例

- 大口町生涯学習基本構想（平成 26 年度改訂版）

## 1 男女共同参画

### 現状と課題

- ・近年は、女性の社会進出や少子高齢化の進行などを背景として、ワーク・ライフ・バランスなどの視点から男女共同参画の重要性が増してきています。
- ・国は2007（平成19）年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、2015（平成27）年3月には内閣府の男女共同参画局において「仕事と生活の調和推進のための啓発のあり方に関する調査研究」の報告書が発表されています。
- ・県でも「女性が元気に働き続けられる愛知」の実現に向け「あいち女性の活躍推進プロジェクト」を推進しています。
- ・ワーク・ライフ・バランスは、子育てをしながら仕事を続けるための子育て支援策との連携や、長時間労働や非正規雇用などの労働問題との関連、仕事と家庭に対する意識の男女間や世代間の違いなど、その実現にあたって様々な問題を抱えており、女性だけの問題でないことは明らかです。
- ・このため、本町では、男女共同参画社会の推進は女性のための施策ではなく「すべての人にやさしいまちづくり」であることを意識づけるための啓発活動を実施しています。
- ・引き続き「おおぐち男女共同参画プラン」に基づき、時代の状況に応じた様々な課題を拾い出し、住民団体の柔軟な視野と発想でわかりやすい啓発活動を実施していく必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標       | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
|              | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 審議会等への女性の登用率 | 17.9%          | 20%            | 30%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》                 | 《個別施策》                  | 《施策コード》 |
|--------|------------------------|-------------------------|---------|
| 男女共同参画 | (1) 個を尊重する人づくりの推進      | ①協働による男女共同参画の推進         | 42111   |
|        |                        | ②男女共同参画の情報提供の充実         | 42112   |
|        |                        | ③家庭・学校・地域における男女共同参画の推進  | 42113   |
|        | (2) すべての人が参画する社会づくりの推進 | ①政策方針決定への女性の参画の拡大       | 42121   |
|        |                        | ②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し | 42122   |
|        |                        | ③男女が共に働きやすい環境づくり        | 42123   |

## 施策の内容

### (1) 個を尊重する人づくりの推進

#### ①協働による男女共同参画の推進

「第三次おおぐち男女共同参画プラン」に掲げた基本目標「男女が共に生き 共に輝く まちづくり」の実現に向けて、住民団体との協働を通じて、生活者としての視点や人権尊重の視点から男女共同参画社会づくりを総合的かつ継続的に推進します。

#### ②男女共同参画の情報提供の充実

広報紙やホームページを通じた情報提供による啓発活動を推進するとともに、啓発用のDVDやリーフレットの作成・配布などにより、住民や学校、企業などにおける効果的な啓発を行うための様々な情報提供を拡充します。

#### ③家庭・学校・地域における男女共同参画の推進

男女共同参画に対する意識啓発や理解促進を図るため、国の動向や社会的な課題、住民に関心の高いテーマなどを踏まえた研修や講座・講演会など、学習の機会を拡充します。

また、幼少期から高齢者まで男女共同参画に関するあらゆる教育活動を推進します。

#### 【主要事業】

- ◆男女共同参画講演会実施
- ◆男女共同参画研修会実施
- ◆広報紙への啓発記事掲載

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標     | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
|               | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 講演会・研修会への参加者数 | 50人            | 80人            | 100人           |

**(2) すべての人が参画する社会づくりの推進****①政策方針決定への女性の参画の拡大**

男女が互いに協力し合える社会づくりを進めるために、政策決定の場における女性の登用を積極的に働きかけます。

また、地域や職場、家庭などにおいては、性別による役割が固定化されることのないよう、積極的に男女共同参画の情報提供と意識啓発に取り組めます。

**②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し**

活力ある地域づくりに向けて、時代の変化に応じた地域の制度・慣行の見直しを促すとともに、様々な地域活動への女性リーダーの登用や、地域ボランティア活動への男女バランスのとれた参加促進に努めます。

**③男女が共に働きやすい環境づくり**

男女が共に仕事と生活の調和を図りながらいきいきと働くことができるように、就労における男女格差の是正や女性の就業機会拡大の支援、男女共に働きやすい職場環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの啓発などを通じて、多様な働き方を可能にする環境づくりを進めます。

また、働く男女が仕事と家事・育児・介護などを両立できるよう、育児休業・介護休業制度などの保育・介護サービスの周知を図り活用を促進します。

**【主要事業】**

- ◆男女共同参画啓発紙の発行

**関連する計画・条例**

- 第三次おおぐち男女共同参画プラン（平成25年度～平成29年度）

## 1 多文化共生・交流

### 現状と課題

- ・本町では、愛・地球博一市町村一国フレンドシップ事業をきっかけに、草の根の国際交流活動を推進するNPO団体が設立され、国際理解講座等を実施しています。講座等への参加を通じて、多文化共生社会の実現に向けた各種事業に参画するボランティア等の人材が発掘・育成されていくことが求められます。
- ・2009（平成21）年度に事業内容を見直した、大口町海外派遣事業により毎年、町内の中学3年生・高校生・大学生を海外に派遣しています。この事業を通じて、これまでの参加者で組織するNPO団体が設立され、この団体が、渡航前の事前研修や報告会実施に向けたサポートをしており、若者がまちづくり活動に参画する機会の一つになっています。
- ・多文化共生啓発事業や海外派遣事業報告会等について、参加者に広がりが見られないのが現状です。多様な参加者のもと実施できるよう、NPO団体等と開催時期や内容を検討していく必要があります。
- ・2014（平成26）年度に開設した大口町日本語教室には、本町及び近隣市町の外国籍住民が参加し、仲間づくりの場になりつつあります。今後は、外国人住民の居場所づくりの一翼を担う拠点として、町民活動センターに多文化共生の機能を盛り込んでいく必要があります。
- ・日本語指導が必要な子どもの増加に伴い、日本語の学習の機会が少ないと思われる外国人住民の保護者への支援の必要性が高まっています。支援できるボランティアの増員や日本語教室開催日の拡充などの対策が必要になっています。
- ・また、日本語教室の学習者等に対し、NPO団体等が実施する事業への参加を促し、外国籍住民に対し、地域社会への参加・参画の機会をつくっていく必要があります。
- ・本町を生誕地とする松江開府の祖、堀尾吉晴公を縁に四百有余年の絆を持つ両市町が、この歴史的な結びつきを一層強くすることと、共創・協働のまちづくりのもと、産業、歴史、文化、教育など幅広い分野における友好と親善を深めることを目的に、2015（平成27）年8月に島根県松江市と姉妹都市盟約を結びました。今後、交流の推進を図っていく必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標                 | 現状値            | 目標値            |                |
|------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                        | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 地域に住む外国人との交流・共生に対する満足度 | 41.4%          | 50%            | 55%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》   | 《単位施策》       | 《個別施策》            | 《施策コード》 |
|----------|--------------|-------------------|---------|
| 多文化共生・交流 | (1) 国際交流の促進  | ①草の根の国際交流活動の促進    | 43111   |
|          |              | ②国際理解教育の充実        | 43112   |
|          | (2) 多文化共生の推進 | ①外国人住民の生活環境整備     | 43121   |
|          |              | ②外国人住民の地域社会への参画促進 | 43122   |
|          | (3) 地域間交流の推進 | ①松江市との友好交流の推進     | 43131   |
|          |              | ②多様な地域間交流の促進      | 43132   |

## 施策の内容

### (1) 国際交流の促進

#### ①草の根の国際交流活動の促進

外国人住民との草の根の国際交流を通じて、国際理解教育の推進及び在住外国人の地域社会への参画を促進するために、NPO団体等による交流事業に幅広い地域住民の参加を促すなど、国際交流団体の活動を積極的に支援します。

#### ②国際理解教育の充実

地域における国際理解を推進するため、外国人住民が講師となる子ども向け及び大人向けの国際理解講座や、中学生・高校生・大学生を海外に派遣する事業の充実を図ります。

また、NPO団体等と連携し、国際交流や多文化共生を担う人財の発掘及び育成を進めます。

#### 【主要事業】

- ◆国際理解講座
- ◆外国籍住民の居場所づくり
- ◆海外派遣

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標     | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
|               | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 国際理解講座等への参加者数 | 150人           | 200人           | 250人           |

## (2) 多文化共生の推進

### ①外国人住民の生活環境整備

外国人にやさしい生活環境を整備するため、外国人住民が気軽に集える場、交流・相談できる場として、町民活動センターにおける「多文化共生」の機能を充実させるとともに、外国人住民と一緒に生活情報や防災情報の多言語化を進めます。

### ②外国人住民の地域社会への参画促進

日本語教室や国際交流団体による交流事業等への参加を通じて、外国人に日本での生活や文化についての理解を促すとともに、地域社会について知り、参加するきっかけづくりを進めます。

また、NPO団体等と外国籍住民の協働を通じて、交流事業や地域の活動について主体的にアイデアを出し合い、自ら企画運営に参画できる機会をつくります。

#### 【主要事業】

- ◆日本語教室

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標             | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|
|                       | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 外国籍住民の地域活動・イベント等への参加数 | 50人            | 150人           | 200人           |

## (3) 地域間交流の推進

### ①松江市との友好交流の推進

国宝松江城を築城し、松江を開府した堀尾吉晴公の生誕地が大口市であるという縁により民間交流が始まり、平成27年8月に姉妹都市となった松江市との友好交流の今後の方法や内容について検討し、その充実に努め、様々な角度から友好交流の推進に努めます。

### ②多様な地域間交流の促進

町内では得ることのできない自然や歴史・文化、観光などの体験の機会を住民に提供するため、宿泊助成事業であるリフレッシュ・リゾート事業でつながりのある地域との交流に加え、東日本大震災の支援をきっかけとしてつながりが生まれた岩手県遠野市、宮城県南三陸町との交流を継続的に進めるとともに、新たな地域との交流についても柔軟に対応していくよう努めます。

#### 【主要事業】

- ◆リフレッシュ・リゾート
- ◆地域間友好交流推進

## 2 平和行政

### 現状と課題

- ・本町は、戦争や核兵器のない世界の実現を願い、1985（昭和 60）年に「非核平和宣言」を行い、2014（平成 26）年に「平和首長会議\*」に加盟しました。
- ・平和教育の一環として、毎年8月6日の広島平和記念式典へ中学生を派遣し、核（原子爆弾）を使用した戦争の悲惨さ、平和の尊さを感じ、学び、大口町平和祈念式でその報告をすることにより住民に伝え、核兵器廃絶を訴えるとともに平和意識の高揚を図っています。
- ・高齢化に伴う被爆者や戦争体験者の減少と戦争体験のない戦後生まれ世代の増加が進む中、核兵器の悲惨さ、戦争のない平和な世界の大切さをいかにして次世代に語り継いでいくかが課題となっています。

### 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》               | 《個別施策》 | 《施策コード》 |
|--------|----------------------|--------|---------|
| 平和行政   | （１）平和意識の高揚           |        | 43210   |
|        | （２）児童生徒を対象とした平和学習の推進 |        | 43220   |

### 施策の内容

#### （１）平和意識の高揚

核兵器による被害の悲惨さを次世代に語り継いでいくため、中学生の広島派遣と平和祈念式の開催を継続するとともに、原爆パネル展示による非核平和宣言の普及に継続して取り組みます。

また、戦争体験を風化させることなく、平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、各種戦争資料を活用したパネル展示や広報紙、ホームページを通じた啓発活動により平和意識の高揚を図ります。

#### （２）児童生徒を対象とした平和学習の推進

原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、中学校での原爆展や広島への中学生派遣とその報告会を毎年継続して実施し、児童生徒を対象に被爆体験講話等を学校や町内関係団体と協力して開催するなど、平和教育を推進します。

#### 【主要事業】

- ◆中学生広島派遣
- ◆パネル展示実施

## 1 環境負荷の少ない地域社会の形成

### 現状と課題

- ・大気汚染や水質汚濁といった従来型の環境問題に加えて、地球温暖化をはじめとした地球規模の環境問題が深刻化してきている今日、環境への負荷を減らし、次世代に良好な環境を引き継ぐために、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から、限りある資源を有効に活用する循環型社会への転換が望まれています。
- ・環境問題への対応は、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、自然と共生し、地球環境にやさしい取り組みをしていくことが求められています。
- ・本町では、これまで、地球温暖化防止対策の一環として、町内の防災拠点となる主要施設における再生可能エネルギー（太陽光発電システムや蓄電池）の導入を行い、災害時の利用はもとより、日常のCO<sub>2</sub>削減に取り組んできました。
- ・また、2015（平成27）年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止対策を進めるための具体的行動指針を示した、地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、町内全域における温室効果ガスの削減に本格的に取り組み始めました。
- ・身近な場所で自然に親しみ、自然が持つ機能や役割、自然の仕組みに対する理解を深める場として、町内に残された自然環境を保全していくことが求められています。また、近年は、外来生物による農作物や生活環境への被害拡大が問題視されています。
- ・大気・水循環の保全や化学物質による環境影響の低減対策等を推進するとともに、環境政策の基本である環境汚染の防止対策、公害の未然防止・救済対策など、住民生活の安全・安心の確保に向けた取り組みを着実に実施していく必要があります。野焼きや雑草繁茂などの苦情が少なくない状況にある中、広報紙・ホームページ等によりその防止に向けた啓発をしていますが、継続的な課題となっています。
- ・「アダプトプログラム」や「五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ」、「ごみゼロ活動」などの環境美化活動には、多くの住民・事業者・地域等が参加しており、この活動は住民、地域間に定着してきています。今後も、こうした活動により多くの住民等の参加を得ながら、良好な生活環境を確保していく必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標                    | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                           | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 暮らしの中で二酸化炭素排出削減に取り組んでいる割合 | 50.0%          | 55%            | 60%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》          | 《単位施策》             | 《個別施策》                       | 《施策コード》 |
|-----------------|--------------------|------------------------------|---------|
| 環境負荷の少ない地域社会の形成 | (1) 環境意識の向上        | ①環境学習の推進                     | 51111   |
|                 |                    | ②環境意識の向上につながる情報の提供           | 51112   |
|                 | (2) 地球温暖化防止の推進     | ①町の地球温暖化対策率先行動の推進            | 51121   |
|                 |                    | ②地球温暖化対策の地域等への普及             | 51122   |
|                 |                    | ③新エネルギーの導入支援                 | 51123   |
|                 | (3) 身近な生物多様性の保全・再生 |                              | 51130   |
|                 | (4) 公害対策の推進        | ①公害防止対策の推進                   | 51141   |
|                 |                    | ②環境測定・監視等の実施                 | 51142   |
|                 | (5) 環境衛生の推進        | ①環境美化の促進                     | 51151   |
|                 |                    | ②空き地等の適正管理の促進                | 51152   |
|                 |                    | ③狂犬病予防対策・スズメバチ類駆除に対する補助の継続実施 | 51153   |

## 施策の内容

### (1) 環境意識の向上

#### ①環境学習の推進

循環型社会や低炭素社会といった環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向けて、住民の環境保全に対する意識を醸成するため、副読本を活用した環境学習や施設見学を通じた小学校における環境学習をはじめ、生物調査や「五条川自然塾」等の自然体験学習、出前講座など、環境学習プログラムの実施とその充実に努めます。

#### ②環境意識の向上につながる情報の提供

広報紙や回覧板、ホームページ、イベント開催時におけるパンフレットの配布など、多様な媒体や機会を通じて、環境意識の向上や環境行動につながるような情報提供の充実に努めます。

【主要事業】

- ◆五条川自然塾

（２）地球温暖化防止の推進

①町の地球温暖化対策率先行動の推進

2015（平成 27）年度に策定した地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に沿った、役場や保育園等の公共施設における緑のカーテンの設置による省エネルギー対策の推進など、地球温暖化防止に向けた町の率先行動を引き続き推進します。

②地球温暖化対策の地域等への普及

イベントの機会等を通じて、環境にやさしい製品の購入や省エネルギーの必要性和実践行動に結びつける上で、役立つ知識や情報等の普及に努めます。

また、2015（平成 27）年度に策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に沿って、家庭や地域、事業所等における地球温暖化防止のための取り組みを促進します。

③新エネルギーの導入支援

太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を継続的に実施します。

また、最新環境技術の動向等を見据えながら、これまで普及促進を図ってきた住宅用太陽光発電システムに加え、燃料電池等の普及方法について検討します。

【主要事業】

- ◆住宅用太陽光発電システム設置費補助
- ◆緑のカーテン

【目標指標】

| 単位施策の成果指標                    | 現状値            | 目標値            |                |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                              | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 住宅用太陽光発電システム設置<br>費補助金利用累計件数 | 4 1 2 件        | 7 0 0 件        | 1, 0 0 0 件     |

（３）身近な生物多様性の保全・再生

子どもをはじめとした住民が身近に自然と触れ合う場として、西小学校ビオトープや五条川における生物調査や環境保全等の取り組みを住民団体等との協働によって推進します。

また、生物多様性と外来生物の問題に対する認識を深めるための意識啓発に努めるとともに、農作物や生活環境に被害を及ぼす外来生物の駆除に努めます。

【主要事業】

- ◆五条川自然塾
- ◆有害鳥獣駆除

## **(4) 公害対策の推進**

### **①公害防止対策の推進**

工場や事業所からの公害の発生を防止するため、迅速に実態把握を行うとともに、企業が自ら環境負荷の低減を励行するよう、公害防止施設の整備や改善等の指導・要請を行います。

また、住民の日常生活に起因する近隣騒音や悪臭、空き地の雑草繁茂、不法な廃棄物の野外焼却などの都市・生活型公害についても、実態把握や個別指導を通じて速やかな解決に努めます。

### **②環境測定・監視等の実施**

大気や河川などの水質、地盤沈下など、各種の環境測定調査を定期的の実施し、町内における環境汚染や公害の実態監視を強化するとともに、県と連携を図りつつ法令等に基づいた指導を行うなど、発生源への防止対策に努めます。

## **(5) 環境衛生の推進**

### **①環境美化の促進**

清潔で美しく豊かな生活環境を保つため、アダプトプログラムや五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ、ごみゼロ運動への住民や企業等の参加を促し、住民等自らによる環境美化の取り組み拡大に努めます。

### **②空き地等の適正管理の促進**

環境衛生だけでなく防火や防犯等の観点から、雑草が繁茂していたり、ごみ等が放置されていたりするなど、適正管理が行われていない空き地や空き家の実態把握と所有者等に対する改善指導に努めます。

### **③狂犬病予防対策・スズメバチ類駆除に対する補助の継続実施**

狂犬病予防法に基づき、犬を飼育している住民に対し、地元開業獣医師会と連携して集合注射を継続して実施するなどして、予防接種率の維持、向上に努めます。

また、近年、住宅地においても増加しているスズメバチ類への駆除に対する補助を継続して行うことで、刺傷被害への防止に努めます。

#### **【主要事業】**

- ◆アダプトプログラム
- ◆五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ活動
- ◆ごみゼロ運動
- ◆環境測定調査（水質、大気、地盤沈下、地下水）
- ◆スズメバチ類駆除補助

【目標指標】

| 単位施策の成果指標    | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
|              | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| アダプトプログラム登録数 | 31             | 35             | 38             |
| 狂犬病予防接種率     | 83.3%          | 85%            | 88%            |

関連する計画・条例

- 大口町一般廃棄物処理計画基本計画（平成27年度～平成36年度）
- 大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）
- 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

## 2 廃棄物・リサイクル

### 現状と課題

- ・持続可能な社会としていくためには、これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを改め、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3Rによって、廃棄物の発生・排出を抑制する循環型社会の実現が不可欠です。
- ・本町では、これまで、3Rに対する住民の関心を喚起し、ごみ減量と資源化を定着させるため、広報紙やホームページ等を通じて、ごみに関する情報発信や意識啓発を継続的に実施してきました。
- ・また、「ごみ処理基本計画」に基づき、大口町資源リサイクルセンターを始めとしたリサイクル拠点の整備や生ごみ堆肥化の推進を進めるなど、住民の協力の下での家庭系ごみ減量と資源化を進めてきました。この結果、2009（平成21）年以来、リサイクル率は、愛知県内において常に1位を堅持している状況です。
- ・しかしながら、組成調査等の結果を見てもわかるように、分別における改善の余地はあり、さらなる促進のためには、各種ごみ減量、資源化施策及びリサイクル拠点における一層の対策が求められます。
- ・一方、企業におけるごみの減量化、資源化については、「ごみ処理基本計画」に基づき、多量排出事業者に対する指導や古紙及び事業系生ごみの資源化への働きかけを行ってきましたが、依然として、可燃ごみの中には、資源化可能なごみの混入が見受けられ、さらなるごみの減量化、資源化の促進が必要です。
- ・廃棄物の不法投棄については、一つの不法投棄が新たな不法投棄を誘発させることから、未然に防止することや早期発見・回収など、迅速な対応が求められています。
- ・一般廃棄物の処理について、ごみ処理は、江南丹羽環境管理組合（江南市、大口町、扶桑町）で、また、し尿処理については、愛北広域事務組合（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）による共同処理を行っていますが、施設の劣化が進む中、両組合の施設の計画的な更新・整備と適切な管理運営が求められています。

### 現状と目標値

| 基本成果指標              | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|
|                     | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 1人1日あたり可燃ごみ排出量（家庭系） | 387g/人・日       | 379g/人・日       | 376g/人・日       |
| リサイクル率              | 38.0%          | 38.5%          | 39.0%          |

## 施策の体系

| 《基本施策》    | 《単位施策》         | 《個別施策》              | 《施策コード》 |
|-----------|----------------|---------------------|---------|
| 廃棄物・リサイクル | (1) ごみの減量化・資源化 | ① 3 R 推進に関する意識啓発    | 51211   |
|           |                | ② 事業所におけるごみの減量化・資源化 | 51212   |
|           |                | ③ リサイクル拠点の充実        | 51213   |
|           |                | ④ 生ごみの堆肥化等の推進       | 51214   |
|           | (2) 廃棄物の適正処理   | ① 廃棄物不法投棄対策の推進      | 51221   |
|           |                | ② ごみ処理施設の整備         | 51222   |
|           |                | ③ し尿処理施設の整備         | 51223   |

## 施策の内容

### (1) ごみの減量化・資源化

#### ① 3 R 推進に関する意識啓発

生活から発生するごみの減量化、資源化をより一層推進するため、広報紙やホームページ、パンフレットなど多様な媒体を通じて 3 R に関する情報発信や意識啓発を充実するとともに、外国人に対しての啓発や印刷物の工夫を検討します。

また、分別収集の徹底や資源回収の拡大・定着化のための具体的な方策の検討及び実施、環境配慮型の製品や再生品の使用促進などに努めます。

#### ② 事業所におけるごみの減量化・資源化

多量排出事業者に対しては、ごみ減量化計画の作成・提出により指導を徹底し、計画的な廃棄物管理の推進を図ります。

また、事業所から発生するごみの減量化・資源化をより一層推進するため、分別マニュアルを作成して、ごみの分別が容易にしやすい環境づくりに努めます。

さらに、事業所から排出される生ごみや古紙類について、民間再生資源業者等を活用した資源化を促します。

#### ③ リサイクル拠点の充実

資源のリサイクルをより一層推進するため、通常の資源ごみ収集のほか、資源リサイクルセンターや資源ごみ常時回収拠点といったリサイクル拠点における資源回収を引き続き進めるとともに、地域住民の協力のもとで新たな資源ごみ常時回収拠点の設置に努めます。

また、資源リサイクルセンターが、資源ごみの収集拠点施設としてだけでなく、資源循環型社会の形成に向けた情報発信や学習を行う環境学習拠点施設としての役割を果たせるよう機能の充実を検討します。

#### ④生ごみの堆肥化等の推進

生ごみの減量・資源化を推進するため、生ごみ処理機器の普及促進や住民団体の活動を支援しながらボカシ\*の普及促進に努めるとともに、河北エコステーションにおける生ごみ堆肥化の継続的な実施を進める一方で、将来的な方向性についての検討を進めます。

また、樹木の剪定枝や落ち葉等の資源化を進めるため、有機資源保管所の継続実施及び搬入された剪定枝チップ化による土壌改良材としての配布の継続実施に努めます。

##### 【主要事業】

- ◆資源ごみ集団回収助成金制度（非営利団体、事業所）
- ◆資源リサイクルセンター及び有機資源保管所管理運営

##### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標       | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
|                 | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 資源ごみ集団回収助成金登録団体 | 20団体           | 25団体           | 30団体           |
| 地区資源ごみ常時回収拠点設置数 | 3か所            | 5か所            | 6か所            |

## （２）廃棄物の適正処理

### ①廃棄物不法投棄対策の推進

廃棄物の不法投棄を防止するために、警察や県等の関係機関や地域と連携を図りながら、町内巡回や啓発看板の設置等による周知・啓発を行うとともに、不法投棄が生じた場合には、適切かつ速やかに原状回復を行い、明らかになった不法投棄者に対しては厳格な対処を実施します。

また、不法投棄頻発箇所では、住民との協働による日常的なパトロールの強化など、新たな不法投棄対策について検討します。

### ②ごみ処理施設の整備

江南丹羽環境管理組合のごみ処理施設については、経年劣化に伴う老朽化が目立つことから、新たなごみ処理施設建設に向け関係市町と連携し、計画の策定と着実な事業推進を図ります。

### ③し尿処理施設の整備

愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。

また、隣接する五条川右岸浄化センターとの連携による処理方法については、構成市町の一員として、試行的な事業実施を行いながら引き続き調査・検討を進めます。

##### 【主要事業】

- ◆江南丹羽環境管理組合負担金
- ◆愛北広域事務組合負担金

【目標指標】

| 単位施策の成果指標   | 現状値            | 目標値            |                |
|-------------|----------------|----------------|----------------|
|             | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 廃棄物不法投棄処理件数 | 13件            | 10件            | 8件             |

関連する計画・条例

- 大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）
- 大口町ごみ処理基本計画（平成27年度～平成36年度）
- 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

### 3 水辺環境の整備・活用

#### 現状と課題

- ・ 町内を貫流する五条川は、農業用水路として整備されてから長い年月が経過し、護岸の破損、河床の洗掘や土砂の堆積といった河川の機能低下が起きています。また、2000（平成12）年9月の東海豪雨をはじめ、近年の集中豪雨による河川の氾濫や浸水被害が危惧されており、治水面からの河川の整備が求められています。
- ・ 五条川は、農業用水路を兼ねていることから、水田への灌漑期には多くの水が流れ、五条川の豊かな環境を形成しています。一方、下水道の普及や産業構造の変化から冬季における水量が減少し、一部では河床が露出するなど、景観が損なわれるようになり、冬季における環境保全のため、河川維持水量の確保が求められています。
- ・ 本町の貴重な財産でもある五条川堤の桜並木は、植樹されてから60余年が経過し、桜の枯死や倒木などにより、景観の悪化が顕在化しつつあり、保全と再生のための整備が求められています。
- ・ また、河川堤防は、尾北自然歩道や町道として整備されており、歩道の散策や車両の通行に利用されていますが、夏場の堤防は雑草が繁茂し、散策や通行の支障となるばかりか、景観の悪化や桜の成長の阻害要因となっていることから、定期的な草刈等の維持管理の向上が求められています。
- ・ こうした状況にある中、五条川の水辺環境の向上や五条川堤の桜並木の保全・再生に向けた機運の高まりから、地元の有志による団体やNPO団体による活動が活発化してきています。五条川及び五条川堤の桜並木の魅力を次世代に継承していくためには、引き続き、こうした活動団体の場の提供や団体が継続して活動ができるような支援が必要です。
- ・ また、五条川のほかに、町内には、巾下川、境川、矢戸川、合瀬川といった一級河川が流れており、これらの河川も五条川と同様に、水田の用水路や排水路として利用されています。近年では、農業者の減少などから、農家が行っていた堤防の草刈などの維持管理ができず、夏場には雑草が繁茂して景観が損なわれ、美しい水辺環境の保全が求められています。また、工場等の排水による水質の悪化が危惧されており、水質浄化が求められています。

#### 現状と目標値

| 基本成果指標                   | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                          | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 五条川や桜並木などの整備・維持管理の状況の満足度 | 78.0%          | 79%            | 80%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》     | 《単位施策》                         | 《個別施策》                 | 《施策コード》 |
|------------|--------------------------------|------------------------|---------|
| 水辺環境の整備・活用 | (1) 五条川及び五条川桜並木の保全・整備          | ①五条川の保全・整備             | 51311   |
|            |                                | ②五条川桜並木の保全・再生          | 51312   |
|            |                                | ③五条川沿いの散策環境の充実         | 51313   |
|            | (2) 巾下川や矢戸川などの河川における水辺環境の保全・活用 |                        | 51320   |
|            | (3) 水辺に関わる住民活動への支援と環境教育の推進     | ①環境ボランティア・町民活動団体の育成・支援 | 51331   |
|            |                                | ②水辺の環境教育の推進            | 51332   |

## 施策の内容

### (1) 五条川及び五条川桜並木の保全・整備

#### ①五条川の保全・整備

自然豊かで良好な河川環境を創出するため、また、水害から住民の生命や財産を守っていくため、護岸・河床等の整備・修繕や冬期における環境水の通水などについて県等の関係者への要望や協議に努めます。

#### ②五条川桜並木の保全・再生

住民の誇りである五条川の自然豊かな環境や美しい景観を維持・保全するため、NPO団体や地域住民団体などの参画と協働により、桜並木の剪定や施肥、後継木の育成、補植など五条川桜並木の保全・再生活動を進めます。

また、河川管理者である県や流域自治体と連携・協議しながら五条川桜並木の保全・再生方策について検討し、その実施に努めます。

#### ③五条川沿いの散策環境の充実

五条川及びその周辺は多くの住民にとって親しみと愛着があり、安全・快適に散策を楽しむことができる場としていくため、住民との協働による尾北自然歩道の適正な維持管理に努めます。

また、案内看板等の工作物の老朽箇所もみられることから、定期的な施設の点検と計画的な施設の修繕・更新に努めます。

**【主要事業】**

- ◆五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ
- ◆五条川水と桜のプロジェクト

**（２）巾下川や矢戸川などの河川における水辺環境の保全・活用**

巾下川、矢戸川、境川、合瀬川など町内を流れる河川における水辺環境の保全・活用を図るために、関係機関との調整を行いながら、水質環境の向上等を促進します。

また、引き続き住民団体等が主体となった堤防の草刈りやごみ拾いといった環境美化活動の支援に努めます。

**【主要事業】**

- ◆五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標     | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
|               | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| クリーンアップ活動参加者数 | 860人           | 880人           | 900人           |

**（３）水辺に関わる住民活動への支援と環境教育の推進****①環境ボランティア・町民活動団体の育成・支援**

住民主体の地域環境保全活動のより一層の推進を図るため、環境保全に取り組んでいるNPO団体や地域ボランティアに対する活動支援や組織の維持・活性化のための支援に努めます。

**②水辺の環境教育の推進**

水辺の生物調査やNPO団体との協働による「五条川自然塾」、水辺のクリーンアップ活動など、水辺環境をフィールドとした環境教育の推進に努めます。

**【主要事業】**

- ◆五条川自然塾

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 五条川自然塾参加者 | 296人           | 320人           | 340人           |

## 4 公園・緑地と景観

### 現状と課題

- ・うるおいある快適な居住環境を形成するためには、公園・緑地や景観は、必要不可欠です。また、公園・緑地には、災害時における避難場所を提供したり、地域コミュニティを育んでいく場としての役割もあります。
- ・本町では、現在、15 か所、4.22ha の都市公園を保有していますが、町民1人当たりの面積は、3.1 m<sup>2</sup>と低い値となっています。このため、既存農地も緑地機能の一部ととらえる中で、将来に向けた計画的な整備が必要であり、今後は地域住民との協働による取り組みが必要です。
- ・公園施設は、整備後10年以上経過しているものが多く、老朽化による修繕や改修が集中することが懸念されています。また、腐食等の物理的要因による事故を未然に防止し、安全・安心に利用できるようにするため、公園施設の長寿命化計画を定め、計画的に改修・更新を進める必要があります。
- ・公園が、地域に親しまれ大切に利用される公共施設となることを目指し、公園内の除草や清掃などの日常的な維持管理は、地元団体や民間へ委託により行っています。今後も、さらなる魅力アップを図るとともに、清掃活動などを通じた地域住民との協働事業を進めていく必要があります。
- ・大口北小学校が2010（平成22）年4月に移転したことに伴い、跡地利用について検討した結果、近隣公園として整備することとし、住民参加型のワークショップを行い、基本設計を策定しました。今後も引き続き協働による公園整備に努め、維持管理についても地域住民が関わる公園となるよう取り組むことが大切です。
- ・本町には森林などのまとまった緑地がない地形のため、五条川沿いの桜並木や街路樹、保存樹木などが貴重な緑地空間となっています。今後、更なる緑化の推進を図るため、民有地の緑化を推進するとともに、既存樹木等の維持保全に努める必要があります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標              | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|
|                     | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 「緑地・公園などの憩いの空間」の満足度 | 57.8%          | 59%            | 60%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》       | 《単位施策》              | 《個別施策》             | 《施策コード》 |
|--------------|---------------------|--------------------|---------|
| 公園・緑地と<br>景観 | (1) 公園・緑地の整備        | ①新たな公園等の整備         | 51411   |
|              |                     | ②既存の公園等の魅力化        | 51412   |
|              | (2) 公園・緑地の維持・<br>管理 | ①計画的な施設の更新と維持管理の推進 | 51421   |
|              |                     | ②住民参加による公園等の維持・管理  | 51422   |
|              | (3) 緑の保全・育成         | ①既存の緑の保全           | 51431   |
|              |                     | ②公共施設の緑化推進         | 51432   |
|              |                     | ③民有地の緑化促進          | 51433   |
|              | (4) 屋外広告物の適正化       |                    | 51440   |

## 施策の内容

### (1) 公園・緑地の整備

#### ①新たな公園等の整備

快適で健康的な生活環境や子どもたちの健全な遊び場を創出していくため、大口町都市計画マスタープランに沿って、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。

#### ②既存の公園等の魅力化

地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、住民参加を進めるなど地域住民のニーズを反映させた特色のある公園づくりについて調査・検討を進めます。

#### 【主要事業】

- ◆多世代が集う憩い広場整備
- ◆（仮称）替地公園整備

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標    | 現状値                | 目標値                |                    |
|--------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|              | 2015年度(平成27年度)     | 2020年度(平成32年度)     | 2025年度(平成37年度)     |
| 町民1人当たりの公園面積 | 3.1 m <sup>2</sup> | 3.6 m <sup>2</sup> | 3.6 m <sup>2</sup> |

## (2) 公園・緑地の維持・管理

### ①計画的な施設の更新と維持管理の推進

誰もが安全・安心かつ快適に公園等が利用できるようにするため、樹木の剪定や清掃等の維持管理を進めるとともに、遊具やトイレ等の公園施設の計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と施設の長寿命化に努めます。

### ②住民参加による公園等の維持・管理

身近な公園等に対する地域住民の愛着を育むために、地元区に草刈りや清掃、日常的な遊具の点検等を委託するなど、地域単位での主体的な公園等の維持・管理を推進します。

また、アダプトプログラムを活用して、住民団体等の参加と協働により清掃等が行われる公園の拡充に努めるとともに、清掃活動を通じた公園・緑地に対する美化意識の向上に努めます。

#### 【主要事業】

##### ◆公園維持管理

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標           | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|
|                     | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| アダプトプログラムを活用している公園数 | 1 か所           | 2 か所           | 3 か所           |

## (3) 緑の保全・育成

### ①既存の緑の保全

地域で親しまれ大切にされている大木や古木などの良好な民有緑地を保護・保全し活用を図るため、保全地区や保存樹木の指定及び助成制度の活用促進により社寺境内等の樹木や樹林、屋敷林など民有地の緑の保全を支援します。

### ②公共施設の緑化推進

行政の率先行動として新たな緑を育成していくため、学校施設をはじめとした公共施設のオープンスペースや壁面等における緑化推進に努めます。

### ③民有地の緑化促進

うるおいとゆとりのある花と緑の生活環境の形成を目指し、住民や企業と協力し、民有地の緑化を推進します。このため、緑化木の苗木や花の苗の配布を引き続き行い、住民が地域の緑を増やす活動を推進します。また、住民の住宅地内の緑化意識を高めるため、ガーデニングコンテスト等の開催について検討します。

**【主要事業】**

- ◆緑地保全
- ◆緑化木配布

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 緑化木配布数    | 170本           | 200本           | 200本           |

**(4) 屋外広告物の適正化**

地域の良い景観形成を図るため、愛知県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の適正な規制・誘導を図ります。

**関連する計画・条例**

- 大口町都市計画マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 大口町自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

## 1 農業

### 現状と課題

- ・稲作と副業としての養蚕が中心の純農村地域をベースに発展した本町では、今でも農地が町域の4割弱を占めており、稲作を中心とした土地利用型農業が盛んに行われています。
- ・現在、町内で農地を所有している農家世帯は約1,000世帯あり、そのうち兼業農家を含む農家世帯は約630世帯ですが、そのほとんどが、第2種兼業農家や自給的農家で構成されており、しかも、高齢化、後継者不足により、農業者は年々減少傾向にあります。
- ・このような状況にある中、本町では、以前から、町内の認定農業者\*へ農地の利用集積を促進することによって、経営規模の拡大と水田を中心とした農地の保全を図ってきました。
- ・また、2014（平成26）年度からは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の施行によりスタートした農地中間管理事業\*を積極的に利用して、水田を中心に経営している認定農業者5人の農地の分散錯圃\*解消、農地の集約化による作業の効率化を図ることで、認定農業者の経営安定化を進めています。
- ・その結果、2015（平成27）年には、町内の506haの農地の内、約35%にあたる179haの農地が利用集積され、担い手によって営農されるに至っています。
- ・今後とも農地中間管理事業を活用して担い手農家への農地の利用集積率を高めることによって、効率的な農業と農地保全を進めていく必要があります。
- ・一方、畑作については、面積割合は少ないものの、担い手農家が不足しているため、畑地の耕作放棄地化が懸念されます。また、畑には灌漑施設\*がないことから大規模農家への集積は望めないため、小規模経営の担い手農家の育成と畑の有効利用を図らざるを得ない状況にあります。
- ・このためには、地産地消や農業者と住民との交流、住民が農に触れる機会の提供を継続するとともに、住民と農業者相互の信頼関係を築き、地域農業への理解を深めていくことが必要です。
- ・また、農業・農地は、食料生産という基本機能に加えて、環境保全機能や景観機能、防災機能、教育・文化機能など多面的機能を有しています。こうした多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金制度を活用して町民参加により農地の保全に取り組んでいます。現在では、2組織が33haの農地保全に取り組んでおり、今後もこれら2組織の支援に努めることによって、農業・農地が有する多面的な公益機能を確保していく必要があります。

## 現状と目標値

| 基本成果指標       | 現状値               | 目標値               |                   |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|              | 2015 年度(平成 27 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 担い手農家の経営農地面積 | 1 7 9 h a         | 2 5 4 h a         | 4 0 0 h a         |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》            | 《個別施策》             | 《施策コード》 |
|--------|-------------------|--------------------|---------|
| 農業     | (1) 農地の保全・活用      | ①農地の流動化促進          | 52111   |
|        |                   | ②ふれあい農園の運営         | 52112   |
|        |                   | ③農業用施設の維持管理・改良等の推進 | 52113   |
|        |                   | ④農地の多面的機能保全        | 52114   |
|        | (2) 担い手農家の育成と経営支援 | ①認定農業者の育成・経営支援     | 52121   |
|        |                   | ②高付加価値型農業の担い手農家支援  | 52122   |
|        | (3) 地産地消型農業の推進    | ①地産地消の促進と多様な農業者の育成 | 52131   |
|        |                   | ②多品目適量生産体制の構築      | 52132   |
|        |                   | ③食育の推進             | 52133   |

## 施策の内容

### (1) 農地の保全・活用

#### ①農地の流動化促進

優良農地を保全するため、計画的な土地利用調整と農地の無断転用防止のPRや農業委員による農地パトロールを行うとともに、農地中間管理機構の活用、農業委員会や農地保有合理化法人であるJA愛知北と連携し、担い手農家への農地の利用集積を図り、農地の流動化\*と農作業の受委託の促進に努めます。

#### ②ふれあい農園の運営

農地の有効活用による遊休農地の解消と町民のレクリエーションの充実や生きがい創出を図るため、ふれあい農園の充実を図り、農業ちやれん塾や朝市会員との交流会の開催等を通じて、住民が農に触れる機会づくりに努めます。

### ③農業用施設の維持管理・改良等の推進

農業用水の安定供給や冠水被害を防除し、良好な営農環境の確保と農地の保全・管理を図るため、関係機関との連携を密にし、農業用排水路など農業用施設の適正管理と老朽施設の計画的な改修に努めます。

### ④農地の多面的機能保全

農地の多面的機能\*の維持・発揮を図るため、引き続き多面的機能支払交付金制度\*を活用して住民参加による農地保全の取り組みを支援します。

#### 【主要事業】

- ◆農地流動化
- ◆農業体験
- ◆用排水路改修

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標       | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
|                 | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 担い手農家への農地の利用集積率 | 35%            | 50%            | 80%            |

## (2) 担い手農家の育成と経営支援

### ①認定農業者の育成・経営支援

経営意欲の高い多様な農業後継者を確保するため、生産技術・経営管理能力習得の支援及び経営規模の拡大、大型機械の更新や生産性の向上等、農業経営の近代化支援に努めます。また、農地の利用集積や農作業の受委託の促進等により、農業経営の安定化を図ります。

### ②高付加価値型農業の担い手農家支援

消費者の食の安全志向に対応した付加価値の高い農業を目指し、環境にやさしく食の安全を重視した農業者の育成に努めます。また、六条大麦や施設野菜、花き栽培など、商品価値の高い作物の生産奨励と担い手農家に対する支援に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆農業近代化資金利子補給
- ◆農業経営基盤強化促進
- ◆農業振興事業助成

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標       | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
|                 | 2012年度(平成24年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 販売農家1戸当たり生産農業所得 | 2,135千円        | 3,202千円        | 4,270千円        |

### **(3) 地産地消型農業の推進**

#### **①地産地消の促進と多様な農業者の育成**

地域農業の活性化を図るため、消費者との信頼関係による消費の拡大、学校給食等への農産物供給体制の充実やPR活動等により、地産地消を促進します。

また、地産地消の意欲がある担い手を確保するため、JA愛知北や県などの関係機関と連携し、定年帰農者を含めた農業後継者、新規就農者や援農者の発掘・育成を図ります。

#### **②多品目適量生産体制の構築**

年間を通じて多様な地場農産物を安定的に供給していくため、JA愛知北の部会などと協力し、多品目適量生産・出荷を計画的に行える組織体制の充実を図ります。

#### **③食育の推進**

食の安全・安心など食を大切にし、豊かな食文化を育むため、家庭を中心に農業、医療・保健、社会福祉、保育・教育、食品関連企業、住民団体など多様な主体の相互連携による食育を推進します。

#### **【主要事業】**

- ◆農業振興事業助成
- ◆地産地消促進

### **関連する計画・条例**

- 大口町農業振興地域整備計画（平成25年1月策定）
- 大口町人・農地プラン（平成27年3月更新）

## 2 商工業

### 現状と課題

- ・昭和 30 年代から 40 年代にかけての企業誘致により、町内には大企業や各種事業所が多数、立地しています。
- ・近年、社会経済情勢が大きく変化しており、その時代に対応した経営が求められています。また、後継者不足などによる事業所の減少が懸念されています。
- ・そのため、既存の事業で培った技術、人財等の経営資源を有効に活用し、新たな事業や新分野へ拡大進出する事業所への支援が求められています。
- ・このような状況を踏まえ、本町では、中小事業所の経営基盤の強化を図るため、人財育成を目的とした社員向け研修会、販路拡大のための商品見本市や展示会への出展等に要する経費に対し、補助を行ってきました。
- ・また、2014（平成 26）年 6 月に町内の工場等の転出防止及び競争力強化につながる工場増改築等の再投資の活性化を図るため、大口町工場立地法地域準則条例により、工場立地法で定められた緑地面積率等を緩和しました。
- ・さらに、企業立地の安定かつ促進を図るため、大口町内で工場等の新增築又は償却資産の取得を行う事業所に奨励金を交付しています。
- ・小売店を含めた町内業者の受注機会を拡大するための方策として、町が発注する小規模な工事、物品購入等の契約については、「大口町小規模工事等契約要領」を基に、大口町商工会が作成する小規模工事等事業者一覧に則り、その事業者を積極的に活用することによって、町内経済の活性化に努めています。
- ・町内の企業や各種事業所が、将来にわたって安定的な事業展開を実現していくためには、優秀な人財確保が不可欠であることから、引き続き近隣自治体と連携して就職フェアを開催するなど、町内事業所の人財確保につながるよう支援していく必要があります。
- ・今後とも、地域経済の持続的な発展を目指して、既存企業の増築等による事業規模の拡大や倉庫業などを含めた新たな企業の進出を促進していく必要がありますが、それと同時に、本町の特色である豊かな農業環境、良好な住環境とのバランスを保つことが求められます。

### 現状と目標値

| 基本成果指標 | 現状値               | 目標値               |                   |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
|        | 2015 年度(平成 27 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2020 年度(平成 37 年度) |
| 町内事業所数 | 9 3 8 事業所         | 9 4 5 事業所         | 9 5 0 事業所         |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》           | 《個別施策》               | 《施策コード》 |
|--------|------------------|----------------------|---------|
| 商工業    | (1) 商工業振興の方針づくり  |                      | 52210   |
|        | (2) 既存企業への支援     | ① 経営の改善・革新等への支援      | 52221   |
|        |                  | ② 中小企業のPRと人財確保のための支援 | 52222   |
|        | (3) 新たな産業育成・創業支援 | ① 新たな企業の誘致           | 52231   |
|        |                  | ② 起業家の養成・支援          | 52232   |

## 施策の内容

### (1) 商工業振興の方針づくり

商工会や町内の商工業事業者等と行政が協働して商工業の実態と問題点を調査し、既存の商工業の振興策や新たな企業の誘致方策、起業支援策など今後の商工業振興方針の作成に努めます。

#### 【主要事業】

◆商工業振興

### (2) 既存企業への支援

#### ① 経営の改善・革新等への支援

経営基盤強化や経営革新に取り組む中小事業者に対して、商工会や金融機関と連携して国や県の支援制度及び本町の補助制度を紹介するとともに、融資に関する手続等の相談に応じます。

また、本町の企業施策等に関する最新の情報提供に努めます。

#### ② 中小企業のPRと人財確保のための支援

企業のPRと人財確保を支援するため、事業所や商工会等各関係機関と連携し就職フェアの継続実施と内容の充実に努めるとともに、従業員の人財確保・雇用継続を目的に福利厚生充実のため、中小企業退職金の新規加入者に対する補助を検討します。

また、将来、町内企業が希望の就職先となり得るよう中学生の職場体験学習の推進を図ります。

**【主要事業】**

- ◆企業立地促進事業奨励金
- ◆融資資金補助
- ◆中小企業支援
- ◆就職フェア

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 就職フェア参加企業数 | 31企業           | 33企業           | 35企業           |

**(3) 新たな産業育成・創業支援****①新たな企業の誘致**

これまで本町の発展を支えてきた産業の持続的な発展を目指しつつ、交通の利便性が高い特徴を活かし、次世代に向けた新たな産業の誘致のための施策を居住環境、農業地域との環境に配慮しながら土地利用計画と一体的に進めます。

また、工場等の立地に適した土地等の情報提供に努めます。

**②起業家の養成・支援**

商工会、金融機関及び近隣市町と連携し、創業支援セミナーを開催します。

また、創業・起業の資金面への補助制度の周知や相談機関の情報提供に努めます。

**【主要事業】**

- ◆工場用地等情報提供
- ◆創業等支援資金
- ◆創業支援セミナー

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標  | 現状値            | 目標値            |                |
|------------|----------------|----------------|----------------|
|            | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 工場用地等情報登録数 | 0件             | 1件             | 2件             |

**関連する計画・条例****■大口町工場立地法地域準則条例**

### 3 勤労者福祉

#### 現状と課題

- ・社会経済状況の変化により、各企業における雇用環境の見通しが難しい中、勤労者を取り巻く雇用環境も決して楽観視できる状況にはありません。若者、女性、高齢者、障がい者など働く意欲のあるすべての人が、能力を発揮し、安心して働き、安定した生活を送ることが求められています。
- ・また、近年、病気や育児、介護といった理由により就業継続及び復職が困難である状況は、改善傾向にはあるものの、その進度は鈍く、適正な雇用・労働環境の向上及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対応した勤務が可能な社会形成が期待されています。
- ・本町では、近隣市町、商工会、ハローワークと連携し、地元企業の協力により就職フェアを開催し、就職に関する相談や情報提供に努めています。
- ・特に、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対しては、専門的な相談等、就労に向けた支援を、国が認定した「地域若者サポートステーション」と連携して行っています。
- ・生活向上、福祉増進及び交流を図るために町内勤労者で組織された団体の事業活動に対して、補助制度を設けています。また、働く若者の福祉の向上について、関心と理解を深めるとともに、働く若者が日本の未来を担う社会人、職業人として成長しようとする意欲を高めるため、町内事業所の協力を得て「勤労青少年の日：大口町大会」を開催しています。
- ・生活条件の維持及び改善に寄与することを目的に、金融機関と連携して貸付規定を設け、相談や手続き等の支援を行っています。

#### 現状と目標値

| 基本成果指標    | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2020年度(平成37年度) |
| 就職フェア参加者数 | 108人           | 120人           | 130人           |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》         | 《個別施策》     | 《施策コード》 |
|--------|----------------|------------|---------|
| 勤労者福祉  | (1) 雇用の促進と人財育成 | ①就労の支援     | 52311   |
|        |                | ②労働相談への対応  | 52312   |
|        |                | ③労働環境の整備   | 52313   |
|        | (2) 福利厚生の充実    | ①融資制度の利用促進 | 52321   |
|        |                | ②余暇活動等の充実  | 52322   |

## 施策の内容

### (1) 雇用の促進と人財育成

#### ①就労の支援

若年者の就業を促進するため、就職フェアの継続開催と内容の充実に努めます。

また、若年者が抱えている就労に関する悩みや不安に対する支援のため、ハローワークやいちのみやサポートステーションなどの関係機関と協力し、就職相談、失業者等の職業能力開発を支援する制度等の周知、職業紹介等の情報提供の充実に努めます。

#### ②労働相談への対応

解雇、賃金、労働時間などの労働条件や職場での悩みや不安を抱えている人、期間従業員や派遣労働者等の不安定な雇用条件にある人に対して、県等の関係機関が行っている労働相談窓口や非正規労働者等緊急相談窓口などの周知に努めます。

#### ③労働環境の整備

適正な雇用・労働環境の向上及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、労働時間短縮や労働安全衛生等の労働条件の向上や男女雇用機会均等法、育児・介護休業等に関する制度等の普及・啓発に努めます。

#### 【主要事業】

◆就職フェア

### (2) 福利厚生 of 充実

#### ①融資制度の利用促進

生活資金や住宅資金貸付などの勤労者融資制度に関する情報を広報紙やホームページなどで周知に努めます。

#### ②余暇活動等の充実

町内勤労者の代表者で組織している大口町勤労者協議会の活動について、継続的に

協力、支援します。

また、勤労青少年の職場定着を支援し、福祉向上・健全育成を図るために、勤労青少年福祉法により定められている「勤労青少年の日」に町内事業所の協力と参加により「勤労青少年の日：大口町大会」の継続開催に努めます。

**【主要事業】**

- ◆勤労者住宅資金預託
- ◆勤労者等生活資金預託
- ◆大口町勤労者協議会
- ◆勤労青少年の日：大口町大会

# 1 地域自治

## 現状と課題

- ・近年、地域住民による地域課題の発見と解決のための組織の設立が全国的に推進されるようになってきています。特に、平成の大合併以後は、旧市町村単位で設置される事例も多く見受けられ、その名称も、都市内分権、地域自治組織、地域コミュニティ、地域協議会など様々です。
- ・本町では、平成の合併協議の時に、「少子高齢化・分権時代には、これまでの公共の概念を抜本的に見直し新たな推進体制が不可欠である」という趣旨の下、都市内分権を提唱しました。
- ・結果的に合併には至らなかったものの、「地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくる」という住民自治の確立を目指し、平成18年度からの第6次大口町総合計画では、まちづくりの基本理念を「みんなで進める自立と共助のまちづくり」と定め、議論を深め様々な施策に取り組んできました。
- ・一方で、住民ニーズの多様化等に伴い、行政から区長への依頼事項が多くなり、区長業務が増えてきたことなどから、区長制度のあり方についても一定の議論と改善がなされてきました。
- ・行政区の役割を活性化するためには、区長制度を継続させつつ、次の時代に向け地域自治の確立を目指した検討や取り組みが不可欠でした。
- ・そこで、2009（平成21）年に「大口町まちづくり基本条例」制定し、以後、地域住民が主体性を持って「新たな地域自治組織」について検討を重ねてきました。そして、2013（平成25）年度には、本町が住民と協働で進めてきた「自立と共助のまちづくり」が新たな段階を迎えることとなる町内全域を網羅した地域自治組織が設立されました。
- ・しかしながら、第7次大口町総合計画策定のためのアンケート調査では、地域自治組織の認知度は約45%、既に参加している住民を含めた参加意向は約3割にとどまっています。
- ・地域自治組織の取り組みは始まったばかりで模索を続けている状況であり、行政区や区長制度との役割分担を明確に示すことができていません。取り組みの理解を得るには時間の経過も要することから、結果として2つの動きによって混乱を来している状況も見受けられます。
- ・今後は、住民が地域に愛着を持ち、積極的にまちづくりに参画・参加できるよう一層の意識啓発と推進体制の強化が課題となっています。

## 現状と目標値

| 基本成果指標                         | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                                | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 地域自治組織の活動に参加したいまたは既に参加している人の割合 | 30.5%          | 35%            | 40%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》        | 《個別施策》         | 《施策コード》 |
|--------|---------------|----------------|---------|
| 地域自治   | (1) 地域活動の支援   | ①住民の自治意識向上     | 61111   |
|        |               | ②地域づくりの担い手の発掘  | 61112   |
|        | (2) コミュニティの育成 | ①協働による地域づくりの促進 | 61121   |
|        |               | ②行政区の活動支援      | 61122   |
|        |               | ③地域自治組織への支援    | 61123   |

## 施策の内容

### (1) 地域活動の支援

#### ①住民の自治意識向上

住民が、地域の特性に応じた課題を認識し、その解決に主体的に取り組む機会を通して、地域自治の担い手としての自覚と責任を持ち、「地域のあり方は地域住民の責任で考え、決め、つくる」という住民の自治意識の向上を図るよう支援します。

#### ②地域づくりの担い手の発掘

地域活動の情報交換会や交流会などを実施し、地域の人たちが参加しやすくするためのきっかけや体制づくりを進めるとともに、活動の担い手となる人材を発掘・育成するための講座や研修会を開催します。

#### 【主要事業】

- ◆人財発掘講座
- ◆まちづくり協働フォーラム

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標             | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|
|                       | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 社会のために役立ちたいと思っている人の割合 | 38.3%          | 45%            | 50%            |

### (2) コミュニティの育成

#### ①協働による地域づくりの促進

10年後も「誰もが安心して住み続けることのできるまち」であるため、行政区と地域自治組織の役割分担を整理し、各地域団体の再編も視野に入れた地域の連携体制の見直しを図ります。

地域自治組織を中心に行政区や各地域団体が連携を深め、住民がより主体的に地域づくりに取り組むことのできる体制を整えることで、住民と行政との協働による「自立と共助のまちづくり」を進めます。

## ②行政区の活動支援

行政区は、住民の一番身近な地縁組織であり、地域住民の暮らしやすい生活環境を維持・発展させるため住民の意見集約を行い、その実現のため自主的に取り組みます。

行政は、その取り組みと連携し、行政区交付金等により支援します。

## ③地域自治組織への支援

地域自治組織が、地域の課題解決を積極的に担うことができるように、継続的にプロジェクト職員を配置して活動の調整や支援を行うとともに、打ち合わせや事務作業など日常的な活動拠点を地域の身近な場所に確保できるよう検討を進めます。

また、地域自治組織の活動へ理解を深め協力者を増やしていくため、活動の情報発信の積極的な支援や、地域自治への理解を促す講座・研修の開催など、意識啓発に努めます。

### 【主要事業】

#### ◆地域自治組織プロジェクト

### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標    | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
|              | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 地域課題解決事業の実施数 | 3事業            | 9事業            | 15事業           |

## 関連する計画・条例

### ■大口町まちづくり基本条例

## 2 住民協働

### 現状と課題

- ・「みんなで進める自立と共助のまちづくり」を推進するため、顔の見える関係の中で様々な活動を行う団体の拠点として、町民活動センターを2010（平成22）年に設置しました。
- ・町民活動センターを拠点に、まちづくりの担い手である地域・住民・団体と行政が互いに尊重し、協力し合えるまちづくりを推進するために、まちづくり協働フォーラムや活動団体スキルアップ講座、人材発掘事業等を実施しています。
- ・利用団体等の増加に伴い、町民活動センターのコンセプトである「活動サポートの場」としては一定の成果が見られるものの、「出会い・ふれあいの場」「つながりの場」としての機能はまだ十分に発揮されているとは言えません。
- ・活動者の高齢化とともに、「活動が広がらない」「新しい人財が増えない」など、活動の行き詰まりを感じている団体もあり、地域活動や住民活動に参画する人財を発掘し、育成する必要があります。
- ・「まちづくり応援の仕組み」として、団体の登録制度や事業の申請、助成金交付などの元気なまちづくり事業を一体的に推進し、団体活動を支援しています。また、様々な分野において関係各課と団体による協働委託事業も進めています。
- ・協働委託事業のほとんどが、団体からの提案となっていますが、今後は、地域活動団体や活動団体との協働事業が進められるよう、関係各課が抱える事業の洗い出しを行う必要があります。
- ・2009（平成21）年に、本町の協働のまちづくりを推進するためのよりどころとして「大口町まちづくり基本条例」を制定し、住民の意見が充分反映されるよう参加の機会を設けながら施策・事業を推進しています。
- ・今後は、各種計画等の策定過程においても住民の参画のすそ野を広げることで、より住民の主体性を活かしたまちづくり活動へと発展していく可能性が十分にあると考えられます。

### 現状と目標値

| 基本成果指標             | 現状値            | 目標値            |                |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|
|                    | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 町政への住民参画の機会や場への満足度 | 51.4%          | 60%            | 70%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》        | 《個別施策》                           | 《施策コード》 |
|--------|---------------|----------------------------------|---------|
| 住民協働   | (1) 住民協働の活性化  | ①住民が主役のまちづくりの推進                  | 61211   |
|        |               | ②住民活動拠点の充実                       | 61212   |
|        |               | ③住民活動情報の受発信と相互交流機会の充実            | 61213   |
|        |               | ④まちづくり意識の向上と NPO 等の住民活動団体の支援     | 61214   |
|        |               | ⑤活動助成制度の効果的な運用                   | 61215   |
|        | (2) 住民参加機会の拡大 | ①大口町まちづくり基本条例の浸透                 | 61221   |
|        |               | ②企画・計画段階からの住民参加機会の充実             | 61222   |
|        |               | ③各種計画策定時における住民意見の反映 【「広報・広聴」の再掲】 | 61223   |

## 施策の内容

### (1) 住民協働の活性化

#### ①住民が主役のまちづくりの推進

将来世代に負担を残すことなく、未来に責任を持ったまちづくりを進めるため、住民と行政の協働や地域社会への住民の積極的な参画を通じ、住民や活動団体、企業や行政が共に育ち合い、役割分担しながら、協力できる機運を高め、住民自治の確立されたまちづくりを推進します。

#### ②住民活動拠点の充実

まちづくりに取り組む個人・団体の活動を支援するとともに、多様な出会いと交流を促すため、町民活動センターが有する幅広い情報・人財交流ネットワークの拠点としての機能の充実を図ります。

#### ③住民活動情報の受発信と相互交流機会の充実

住民活動団体の情報を幅広く情報発信することで、住民のまちづくりに対する関心や理解の向上、参加促進を図ります。

また、活動団体相互の連携を促進するために、町民活動センターを核にした住民活動情報の受発信及び相互の交流機会の提供を充実します。

#### ④まちづくり意識の向上とNPO等の住民活動団体の支援

子どもから高齢者まで、まちづくりの担い手である住民の幅広い参加を促進するため、様々な団体の活動に参加・体験できる機会や活動の実績や成果を知る機会などを提供します。

また、担い手やノウハウが不足しがちな住民活動団体に対して、ニーズに応じた人材発掘・育成のための研修などを実施し、団体の組織力の強化を支援します。

#### ⑤活動助成制度の効果的な運用

町内のまちづくり団体やNPO団体が行う公益的な事業に対して、広報の支援や助成金交付などの支援を行う「まちづくり応援のしくみ」や協働委託事業等により、団体の成長や発展にあわせ、幅広い分野の活動を支援します。

また、こうした支援制度に関する情報を新たな団体に対して積極的に提供することによって、支援制度の利用促進を図ります。これによって、地域が抱える課題を住民団体の強みを活かし解決できるような取り組みとして、一層発展させていくよう努めます。

##### 【主要事業】

- ◆町民活動センター活性化
- ◆大口町まちづくり協働フォーラム
- ◆まちづくり応援のしくみ

##### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標           | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------------|----------------|----------------|----------------|
|                     | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| ボランティア活動に参加している人の割合 | 22.0%          | 25%            | 30%            |

### (2) 住民参加機会の拡大

#### ①大口町まちづくり基本条例の浸透

住民と行政の協働によるまちづくりを進めるための指針となる「大口町まちづくり基本条例」が住民の暮らしに浸透し、より良いまちづくりに生かされるように、これまで以上に条例の意義や内容について積極的に広報活動を行い、認知度や理解の向上に努めます。

#### ②企画・計画段階からの住民参加機会の充実

各種計画に住民の主体的な参画を促すために、「大口町まちづくり基本条例」により企画・計画策定段階から住民参加の機会の拡充を図り、住民との協働により施策、事業を展開します。

また、多様な参加の機会を提供することで、子どもから高齢者までまちづくりに興味・関心を持つ住民のすそ野を拡げ、新たな担い手の発掘・育成に努めます。

#### ③各種計画策定時における住民意見の反映

【(6-3-1)「広報・広聴」(2)②】の再掲

**【主要事業】**

- ◆地域懇談会
- ◆まちづくり提案会議

**関連する計画・条例**

- 大口町まちづくり基本条例
- 大口町NPO活動促進条例

# 1 行政経営

## 現状と課題

- ・住民のニーズにあった施策の実施やより良い行政サービスの実現を目指して、その必要性や優先度を踏まえ、総合計画に沿ったPDCAサイクルによる事業実施及び評価・検証を進めてきました。しかし、その成果については短期間で現れるものばかりではありません。長期的な視点で施策を進行させながら、折々にその成果を確認し、事業の見直しを図るものもあり、より住民の満足度の高い行政経営を目指して各種事業を実施してきました。
- ・人口減少と超高齢社会が全国的に本格化しつつある中、少子化の問題など、社会全体で問題となっていることが、本町でも現実のものとなってきています。こうした課題については、先行して取り組んでいる自治体の事例等を研究し、今後どのような施策を展開していくことが重要であるのかを見極めながら行政経営をしていく必要があります。
- ・一方で、本町では、地方分権社会を見据え、住民自治の確立を目指し、参画と協働のまちづくりを推進し、地域自治組織などの設立を着実に進めてきました。今後も組織・活動の周知や幅広い担い手の参加促進が求められます。
- ・これまで各施設においては、計画的に建替えや耐震改修工事を行ってきましたが、今後は、「公共施設等総合管理計画」を作成し、施設の長寿命化など計画的な改修・更新を進めることで、財政負担の軽減・平準化を図ることが求められています。
- ・2015（平成 27）年 10 月のマイナンバー法施行に伴い、税、福祉、災害分野の情報を国、県及び市町村で情報連携ネットワークに接続するためのシステム改修や体制の整備を行う必要があります。
- ・東日本大震災以降、大規模災害に備えた危機管理の取り組みとして、基幹系のサーバを離れたところに設置するクラウド化などのハード面での災害対策を実施しています。

## 現状と目標値

| 基本成果指標          | 現状値               | 目標値               |                   |
|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                 | 2014 年度(平成 26 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 行財政運営に対する住民の満足度 | 53.6%             | 56%               | 60%               |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》                       | 《個別施策》                          | 《施策コード》 |
|--------|------------------------------|---------------------------------|---------|
| 行政経営   | (1) 行政改革の推進                  | ①行政改革の計画的な推進                    | 62111   |
|        |                              | ②民間活力の導入                        | 62112   |
|        | (2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進        | ①PDCAマネジメントサイクルの再構築と総合計画の計画的な推進 | 62121   |
|        |                              | ②町民意識調査の定期的な実施                  | 62122   |
|        | (3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進 | ①行政の情報化推進                       | 62131   |
|        |                              | ②情報セキュリティ対策等の強化                 | 62132   |
|        |                              | ③公共施設の有効活用と計画的な改修               | 62133   |
|        |                              | ④住民サービスの充実                      | 62134   |
|        | (4) 分権型社会への対応                | ①職員の能力向上                        | 62141   |
|        |                              | ②地方分権への対応                       | 62142   |
|        |                              | ③広域行政の推進                        | 62143   |

## 施策の内容

### (1) 行政改革の推進

#### ①行政改革の計画的な推進

複雑化・多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、引き続き、「意識改革」「組織改革」「財政改革」の3つの視点から計画的に行政改革を推進します。

#### ②民間活力の導入

民間のノウハウを活かした効率的な行政運営を進めるために、指定管理者制度だけでなく、PPP\*やPFI\*等による民間活力の導入を検討します。

また、住民やNPO団体、企業等との協働を推進する観点からも、住民活動団体などを含めた民間委託の導入を推進します。

#### 【主要事業】

##### ◆行政改革推進

【目標指標】

| 単位施策の成果指標    | 現状値               | 目標値               |                   |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|              | 2015 年度(平成 27 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 指定管理者制度導入施設数 | 10 施設             | 10 施設             | 12 施設             |

(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進

①PDCAマネジメントサイクルの再構築と総合計画の計画的な推進

住民ニーズにあった施策の実現やより良い行政サービスを実現するため、総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るための行政評価システムを見直します。あわせて、行政評価による進行管理と予算編成を連動させるなど、行政経営計画によるPDCAマネジメントサイクルの再構築により、総合計画を踏まえた効率的で実効性のある行政経営を推進します。

②町民意識調査の定期的な実施

町政に関する計画の策定時には、町民意識調査を行い、その結果を計画内容に反映させます。また、各施策の成果を確かめるため、本総合計画の中間年での町民意識調査など、定期的に実施します。

【主要事業】

- ◆総合計画進行管理
- ◆行政経営計画管理

【目標指標】

| 単位施策の成果指標 | 現状値               | 目標値               |                   |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
|           | 2015 年度(平成 27 年度) | 2020 年度(平成 32 年度) | 2025 年度(平成 37 年度) |
| 町民意識調査    | —                 | 実施                | 実施                |

(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進

①行政の情報化推進

行政内部の情報化を組織的に推進して、効率性や迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、情報通信技術の継続的な整備や効果的な活用・改善を図るとともに、国・県・市町村間の情報ネットワークの拡充に努めます。

②情報セキュリティ対策等の強化

行政が有する情報資産を人的脅威や災害・事故等から防御し、住民の財産や個人情報などを守るため、職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修を徹底して運用体制の強化を図ります。

また、技術の進歩に合わせた情報セキュリティ対策のシステム及び運営体制の強化を継続します。

### ③公共施設の有効活用と計画的な改修

公共施設の有効活用を図るため、「公共施設等総合管理計画」を策定します。また、この計画に沿った計画的な施設の改修、更新を推進することで、財政負担の軽減及び平準化を図るとともに、施設の有効利用を図ります。

### ④住民サービスの充実

住民サービスにおいて、はじめの一步である接遇の向上に努めるとともに、窓口業務については、情報通信機器等の普及に合わせて利用者のニーズに対応した質の高い住民サービスの提供を実現するため、費用対効果を考慮しながら、情報通信技術を活用した行政サービスのオンライン化に努めます。

また、大規模災害などの発生時でも、業務に優先度を付けるなど時系列を考慮した業務の継続により行政サービスが低下しないよう、マニュアル等の整備をします。

#### 【主要事業】

- ◆公共施設等総合管理計画

#### 【目標指標】

| 単位施策の成果指標                 | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|
|                           | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 受付・窓口における町職員の対応に対する住民の満足度 | 67.3%          | 68%            | 70%            |

## (4) 分権型社会への対応

### ①職員の能力向上

職員一人ひとりの行政執行能力や政策形成能力の向上を図るために、職員研修などを計画的に実施するとともに、職員と組織が高いモチベーションをもって新たな目標に挑戦する風土づくりを推進します。

### ②地方分権への対応

地方分権社会に対応した参画と協働のまちづくりを推進するために、地域自治組織による住民自治を推進していきます。合わせて、国や県からの権限移譲などにも柔軟に対応できる行政組織体制の充実を図ります。

### ③広域行政の推進

広域的な行政課題に対応して住民サービスの向上を図るために、近隣市町との地域間の連携を深め、事務処理の共同化に取り組むとともに、広域的な課題解決に向けた協議・研究を進めるなど、効率的な広域行政の推進に努めます。

#### 【主要事業】

- ◆行政執行能力、政策形成能力向上のための職員研修
- ◆地域自治組織支援

## 関連する計画・条例

■大口町まちづくり基本条例

■大口町情報セキュリティポリシー（平成 15 年 10 月策定）

## 2 財政運営

### 現状と課題

- ・本町では、先人から受け継いだ豊かな財政基盤を維持し、限られた財源を効果的に活用するために、事業の「選択と集中」を行い、適正な予算執行に努めてきました。その結果、これまで健全な財政運営が保持できている状況にあります。
- ・これまでの厳しい経済状況の中においても、本町は 1981（昭和 56）年から一貫して普通交付税の不交付団体を維持し、経常収支比率も健全な範囲内で推移しています。また、計画的に基金へ積立ててきた財源を適正に活用することで、最小限の地方債発行で施策を進めることができます。
- ・その一方で、高齢化が進み、医療や介護等の社会保障に係る費用が増加していく中で、健全な財政運営を継続していくためには、引き続き財源確保に努めるとともに、経常経費の抑制を徹底しなければなりません。
- ・より安定的な財源を確保するために、町税の公平かつ適正な課税により、住民の信頼と納税意識の定着を得て、町税の収納率の向上を図らなければなりません。
- ・また、計画的な土地利用による企業誘致や産業振興と適正な受益者負担による自主財源の確保も必要となります。

### 現状と目標値

| 基本成果指標 | 現状値               | 目標値               |                   |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
|        | 2014 年度(平成 26 年度) | 2018 年度(平成 30 年度) | 2023 年度(平成 35 年度) |
| 経常収支比率 | 74.4%             | 75%以内             | 75%以内             |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》        | 《個別施策》            | 《施策コード》 |
|--------|---------------|-------------------|---------|
| 財政運営   | (1) 安定的な財源の確保 | ① 自主財源及びその他の財源確保  | 62211   |
|        |               | ② 納税意識の高揚         | 62212   |
|        |               | ③ 収納率の向上          | 62213   |
|        |               | ④ 受益者負担の適正化       | 62214   |
|        | (2) 財政運営の効率化  | ① 「選択と集中」による事業執行  | 62221   |
|        |               | ② 健全な財政運営継続への取り組み | 62222   |

## 施策の内容

### (1) 安定的な財源の確保

#### ① 自主財源及びその他の財源確保

将来にわたり安定的な財源を確保するため、今後も計画的な都市基盤の整備とともに新たな企業誘致や産業振興について調査し、推進します。

また、未利用となっている町有財産の有効活用・売却や有料広告などによる新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の有効活用に努めます。

#### ② 納税意識の高揚

世代を超えた各層の納税意識の高揚を図るため、広報紙やホームページなどを通じて、税制度の理解促進を図るとともに、次代を担う小学生を対象に租税教室を実施し、税の役割や意義を正しく理解してもらう機会の提供に努めます。

#### ③ 収納率の向上

口座振替やコンビニエンスストア収納等の納税機会を一層促進することによって、納税者の利便性向上を図ります。

また、個々に応じた納税相談を実施して自主納税を促すとともに、納税指導を経てなお納税に至らない場合は、公平公正な観点から法令に基づく処分により収納率の向上に努めます。

#### ④ 受益者負担の適正化

特定の行政サービスを持続的に提供するため、サービス提供に係るコストとのバランスを考慮し、特別の利益を受ける者に応分の負担を求めます。この際、受益者負担の適正化や公正の確保の観点から、3年に一度、各種負担金、使用料や手数料等を見直します。

**【主要事業】**

◆納税機会拡大

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 町税収納率     | 98.3%          | 98.4%          | 98.5%          |

**(2) 財政運営の効率化****①「選択と集中」による事業執行**

限られた財源を有効に活用するため、枠配分方式の中で行政経営計画による事業の「選択と集中」を行い、施策の費用対効果を意識した、健全で身の丈にあった予算編成を進めます。

また、部局間の情報交換による横の連携を積極的に行い、関連事業の集中実施や共同実施などによって相乗効果を高め無駄を省くなど、効率的な事業の執行に努めます。

さらに、専門性を持つことでよりきめ細かに対応できるものと、各部局の連携により多面的に実施できる事業などを見極めながら、適正な事業実施を進めます。

**②健全な財政運営継続への取り組み**

厳しい財政状況の中で、今後も健全な財政運営を維持していくため、生活インフラと公共施設の計画的な改修・更新や統廃合を検討します。

また、計画的な町職員の定員管理による人件費の抑制、地域自治組織やNPO団体等の協働事業の促進、各種団体への補助金や負担金の見直しなどを行い、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行います。

**【主要事業】**

◆財政状況の公表

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標 | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
|           | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 実質公債費比率   | 0.6%           | 0.6%           | 0.6%           |

**関連する計画・条例**

■大口町税条例

■大口町財政状況の公表に関する条例

## 1 広報・広聴

### 現状と課題

- ・本町では、広報紙を行政目線で発信するのではなく、編集を住民団体との協働により作成するなど、住民目線で紙面を作成する、視点を変えた広報のあり方を求めながら広報づくりを進めてきました。また、広報紙だけでなく、ガイドブックやまちのカレンダーなどを発行し、より多くの手段によりきめ細かく情報を発信してきました。
- ・そのほか、ホームページの充実や防災行政無線の活用により、多くの情報を発信できるように環境を整え、住民に必要な情報がタイムリーに届くようにしてきましたが、さらに多くの住民に必要な情報が届くようにしていかなければなりません。
- ・情報発信の方法は技術の進歩により日々進化し続けています。これらの技術をいち早く吸収し、できる限り多くの発信手段を効果的に活用して、住民に必要な情報を効果的に伝えていくことが重要となってきています。
- ・小学校区ごとに最低年1回の地域懇談会を実施していますが、そのことだけで、住民の意見がすべて聞き取れるわけではありません。様々な分野の個別計画を策定する際にはアンケート調査などを実施して住民のニーズや課題の把握に努めるとともに、定期的なアンケート調査を通じて施策の成果や満足度を検証するなど、住民の意見集約が必要になっています。

### 現状と目標値

| 基本成果指標                | 現状値            | 目標値            |                |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|
|                       | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 町ホームページによる町の情報提供への満足度 | 62.2%          | 65%            | 70%            |

## 施策の体系

| 《基本施策》 | 《単位施策》      | 《個別施策》               | 《施策コード》 |
|--------|-------------|----------------------|---------|
| 広報・広聴  | (1) 広報活動の充実 | ① 広報おおぐちの充実          | 63111   |
|        |             | ② 大口町ホームページの充実       | 63112   |
|        |             | ③ 多様な媒体による広報活動の推進    | 63113   |
|        |             | ④ シティプロモーションの実施      | 63114   |
|        | (2) 広聴の充実   | ① 直接対話方式の広聴活動の充実     | 63121   |
|        |             | ② 各種計画策定時における住民意見の反映 | 63122   |

## 施策の内容

### (1) 広報活動の充実

#### ① 広報おおぐちの充実

住民の活動や日常生活に直結する各種の行政情報を、分かりやすく、親しみやすく伝えるため、広報編集委員会とNPO団体との連携により内容の企画検討を行うとともに、編集業務をNPO団体に委託し、住民目線での広報紙作成を推進します。

#### ② 大口町ホームページの充実

ホームページにより行政や地域の情報等をタイムリーかつ的確に提供するとともに、高齢者や障がい者にもわかりやすく扱いやすいホームページの作成に努めます。

また、ホームページを自治体の顔と捉え、本町の魅力や特色を町外に向けて情報発信する手段となるように内容の充実を図ります。

#### ③ 多様な媒体による広報活動の推進

新たな情報発信手段を的確に把握しながら、広報紙やホームページに加えて、携帯電話へのメール配信や防災行政無線、インターネット、ケーブルテレビ等多様な媒体を活用し、対象となる年代や情報格差にも配慮した行政情報の提供に努めます。

#### ④ シティプロモーションの実施

バランスある人口構成による本町の持続的な発展を目指して、「結婚して新婚生活をおくるならば大口」、「子どもを産み育てるならば大口」などをテーマとしたシティプロモーションに取り組みます。また、そのための戦略プランを作成し、多様な媒体を活用した戦略的なシティプロモーションの実施に努めます。

**【主要事業】**

- ◆広報おおぐち発行
- ◆ホームページ管理
- ◆出前対話

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標        | 現状値            | 目標値            |                |
|------------------|----------------|----------------|----------------|
|                  | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 広報おおぐちを読んでいる人の割合 | 78.6%          | 80%            | 82%            |

**(2) 広聴の充実****①直接対話方式の広聴活動の充実**

住民ニーズを的確に町政運営に反映させるために、小学校区ごとに毎年一回以上の地域懇談会を継続して開催するとともに、住民からの要望に応じ、町職員が直接説明に出向くなど、広聴活動を進めます。

また、新たな広聴方法の検討を行います。

**②各種計画策定時における住民意見の反映**

住民の意見やアイデアを町政に一層反映させるため、計画等の策定時には町民意識調査に加え、パブリックコメントを実施します。

また、委員会や審議会に公募による委員の参画を進めるとともに、意見交換会やワークショップなど、住民の意見を反映するための多様な方法・機会を充実します。

さらに、様々な分野における各種施策・事業の成果を確かめるため、本総合計画の中間年に合わせて町民意識調査を実施します。

**【主要事業】**

- ◆地域懇談会
- ◆まちづくり提案会議
- ◆出前対話

**【目標指標】**

| 単位施策の成果指標     | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
|               | 2014年度(平成26年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 地域懇談会参加者数(総数) | 136人           | 170人           | 200人           |

**関連する計画・条例****■大口町まちづくり基本条例**

## 2 情報公開・個人情報保護

### 現状と課題

- ・住民の参画と参加によるまちづくりを促進するために、広報紙やホームページを活用した積極的な情報公開を行い、住民に有益な情報を届けることが求められています。
- ・本町では、行政が保有する情報を公開することにより、住民に対する説明責任を果たすとともに、住民の知る権利を保障し、住民の町政に対する理解と信頼の向上に努めています。
- ・迅速な情報公開を実施していくためには、文書管理システムの構築と活用が必要不可欠であり、そのために町が保有する情報の精査が必要です。
- ・また、マイナンバー制度の導入に伴い、これまで以上に個人情報保護の徹底が求められることから、職員の個人情報保護意識の向上はもとより、個人情報保護条例やセキュリティポリシー、その他必要な条例や計画の見直しや整備を行うとともに、個人情報を適切に管理運用するための体制づくりが必要です。

### 現状と目標値

| 基本成果指標        | 現状値            | 目標値            |                |
|---------------|----------------|----------------|----------------|
|               | 2015年度(平成27年度) | 2020年度(平成32年度) | 2025年度(平成37年度) |
| 個人情報漏えい被害報告件数 | 0件             | 0件             | 0件             |

### 施策の体系

| 《基本施策》      | 《単位施策》      | 《個別施策》                         | 《施策コード》 |
|-------------|-------------|--------------------------------|---------|
| 情報公開・個人情報保護 | (1) 情報公開の推進 | ①保有する行政文書等の把握と精査               | 63211   |
|             |             | ②積極的な行政情報の公開                   | 63212   |
|             | (2) 個人情報の保護 | ①個人情報保護の徹底                     | 63221   |
|             |             | ②個人情報の適切な活用                    | 63222   |
|             |             | ③情報セキュリティ対策等の強化<br>【「行政経営」の再掲】 | 63223   |

## 施策の内容

### (1) 情報公開の推進

#### ①保有する行政文書等の把握と精査

町が保有する行政文書を洗い出し、その内容から公開・非公開の区別や適正な保存年限等の区分の設定、歴史的に重要な公文書等としての設定など、行政文書等の把握・整理を行います。

#### ②積極的な行政情報の公開

情報コーナー、ホームページ等を行政情報の窓口として、日常生活に必要な情報がいつでも入手できるように提供情報の充実を図り、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。

また、情報公開請求に対して迅速な対応をするために、文書管理システムの活用や公文書目録の提供を実施し、行政の透明化と住民との情報共有を図ります。

#### 【主要事業】

- ◆公文書目録公開

### (2) 個人情報の保護

#### ①個人情報保護の徹底

マイナンバー制度の導入に伴い、これまで以上に町が保有する個人情報の適切な保護が不可欠であることから、職員研修の実施を通じて個人情報保護意識の徹底を図るとともに、データの適正な管理やそのための条例の見直しなどの環境や体制整備を進めます。

#### ②個人情報の適切な活用

個人情報の保護は不可欠なことです。収集・所有しているだけではその意味や価値はなく、災害時など必要な時に必要な個人情報を活かすことが肝心です。個人情報の取り扱いに関し正しい理解のもと、定期的な検証・更新を行い、安全性を確保しつつ、必要不可欠な個人情報の活用を妨げることがない体制を整えます。

#### ③情報セキュリティ対策等の強化

【(6-2-1)「行政経営」(3) ②】の再掲

#### 【主要事業】

- ◆情報公開・個人情報保護に関する研修

### 関連する計画・条例

■大口町情報公開条例

■大口町個人情報保護条例

- 大口町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 大口町情報セキュリティポリシー
- 大口町特定個人情報保護条例

## 1 【用語の解説】

### 「あ」

- \* I C T…Information and Communication Technology の略 情報通信技術
- \* アセットマネジメント…公共施設等を効率よく管理し、低コストで維持・管理・新築していくこと。
- \* いきいきカード…健康増進・介護予防を目的として大口町在住の 65 歳以上の方に発行するカード。トレーニングセンター及び大口町温水プールの利用について、それぞれ 1 回 100 円で利用できる。（月に 10 回を超えての利用はトレーニングセンターのみ 200 円となる）
- \* 栄養教諭…児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる教員
- \* M C A 無線…800MHz 帯の電波を利用したデジタル業務用移動通信無線。中継局を通じ、マルチチャンネルアクセス方式という複数の定められた周波数を使用して通信を行う。

### 「か」

- \* 灌漑施設…農地に水を供給するために整備された水利施設。
- \* 教科ラウンジ…教科教室（社会・数学・英語・国語）毎に設けられたオープンスペース。調べ学習や資料展示、学習成果の発表の場として活用。
- \* クラスター形成…塊、群れ、集団などの意味を持つ英単語。同種のものがたくさん密集した状態をつくること。
- \* 健康寿命…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
- \* 「合理的配慮」…障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者の権利に関する

## 条約第二条)

### 「さ」

＊ジェネリック医薬品（後発医薬品）…先発医薬品（新薬）の独占的販売期間（特許期間及び有効性・安全性を検証する再審査期間）が終了した後に発売される、先発医薬品と同じ有効成分で効能・効果、用法・用量が原則同一であり、先発医薬品に比べて低価格な医薬品。

＊シティプロモーション…観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、対外的に自治体の知名度を向上させるための営業・セールスを行っていく活動。人口減少時代を背景に取り組む自治体が増えている。

＊振興感染症…最近新しく認識されるようになった感染症で、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

＊ストロー現象…大都市と地方都市間の交通網が整備され便利になると、地方の人口や資本が大都市に吸い寄せられること。

＊ゼロ・エミッション…生産や消費などから排出されるすべての廃棄物などを、ほかの生産の資源などとして活用するなどして、全体として廃棄物をゼロとするあり方を目指すもの。

＊ゾーン 30…生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度を 30 km/h の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

### 「た」

＊第 2 次救急医療機関…第 1 次救急医療機関の後方病院として、入院又は緊急手術を要する救急患者に対応する医療機関。

＊多面的機能支払交付金制度…「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」から構成される制度。担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しするものと地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援するもの。

\*長期優良住宅…平成 21 年 6 月に施行「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」により定められる長期優良住宅の普及の促進のための構造躯体等の劣化対策、耐震性、可変性、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策、省エネルギー対策、一定以上の住宅規模、及び良好な景観の形成への配慮等の認定基準に適合する住宅。

\*ティームティーチング…複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て指導する方式

\*低出生体重児…出生体重が 2,500 グラム未満の赤ちゃん。

\*都市計画法第 34 条第 12 号区域指定…開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの。

「な」

\*認知症ケアパス…認知症ケアパスとは、認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。

\*認定農業者…農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指して作成した農業経営改善計画を市町村により認定された農業者。有利な金利貸付や税制上の優遇措置などの支援を受けることができる。

\*農地中間管理事業…農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、地域内の分散し複雑に入り組んだ農地の利用を調整するため、都道府県から指定された中間管理機構が農地を借り受け、まとまりある形で農地を利用できるように配慮して担い手農家に貸し付ける事業。

\*農地の多面的機能…国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物供給機能以外の多面にわたる機能。

＊農地流動化…農地の貸借（賃借権利用権の設定・移転）、売買（所有権の移転）による権利移動のこと。経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるように農地の権利移動を促進すること。

## 「は」

＊ピアカウンセリング…『ピア』とは「対等」「仲間」という意味。ピア・カウンセリングの目的は、障がいのある人同士が対等な立場で話を聞きあい、共感しあい仲間同士で支え合うこと。

＊PFI…民間資金を活用し施設整備・サービス提供をゆだねること。

＊PPP…官民パートナーシップ。民間のノウハウや資金を活用し公共サービスを充実すること。

＊ブロック活動…学年を超えたまとまりで校外活動、文化活動、日常活動を行うことにより、下級生が上級生に学び自主性を育むことを目的とした活動。

＊分散錯圃…分散し複雑に入り組んだ農地。一農家の所有農地や耕作農地があちこちに分散している実態。

＊平和首長会議…世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現に寄与することを目的とする団体

＊ボカシ…数種類の有機質肥料(4種類以上 米ヌカ・油カス・骨粉・魚カスなど)に微生物資材を入れ、麴のように醗酵させたアミノ態肥料。

＊ポテンシャル…潜在能力

## 「ら」

＊レファレンス…図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報を求めたとき、図書館員が図書館にある資料などを使って調べ物や資料・情報

探しの手伝いをするサービス。